

露領漁業の沿革と現状

露領水産組合

松井 久

昭和十三年十月

182
外史

省
圖書室
AS6-21

省
産

官
外

調一0350

0372



外務省
官報-182
圖書館
41.12.-5

露領水産組合は明治四十一年十二月一日創立された。今年
て満三十年になる。組合は創立三十周年記念事業の一として
さきに「勸察加経済事情」を刊行し、引續き露領漁業沿革史
の刊行に着手する豫定であつたが、都合により記念事業は一
時之を延期し、露領漁業昨今の情勢に鑑み、取敢へずその沿
革と現状に關する簡單なる解説書を編した次第である。

昭和十三年十月



調-0350

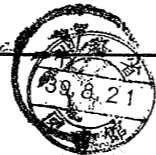
0373



外務省
官報-182
圖書館
41.12.-5

露領水産組合は明治四十一年十二月一日創立された。今年で満三十年になる。組合は創立三十周年記念事業の一としてさきに「勘察加經濟事情」を刊行し、引續き露領漁業沿革史の刊行に着手する豫定であつたが、都合により記念事業は一時之を延期し、露領漁業昨今の情勢に鑑み、取敢へずその沿革と現狀に關する簡單なる解説書を編した次第である。

昭和十三年十月



調一0350

0374

露領漁業の沿革と現状

露領水産組合編

目次

第一 露領漁業権は如何にして生れたか……………(一)

幕府時代の出漁……………(二)

樺太千島交換條約の締結……………(三)

露領漁業の開發……………(四)

樺太……………(五)

黒龍江下流並に沿海州方面……………(六)

堪察加方面……………(七)

日露間の交渉……………(八)

ポーツマス條約と漁業権の確保……………(九)

第二 露領漁業の發展と日ソ間の紛糾……………(一〇)

日露漁業協約の締結及び其以後……………(一一)

露西亞革命と自治的出漁……………(一二)

漁業権の再確保……………(一三)

日ソ基本條約と日ソ漁業協約……………(一四)

漁業紛争の續發とソ聯勢力の進出……………(一五)

漁區問題

廣田カラハン協定

ループル換算率の問題

労働時間協定問題

企業合同—日魯漁業株式會社の發展……………(一六)

第三 露領漁業の現状……………(一七)

北洋漁業と露領漁業……………(一八)

魚類……………(一九)

漁區の分布……………(二〇)

作業の概略……………(二一)

漁獲製造高及び販路……………(二二)

第四 漁業現地に於けるソ聯の壓迫……………(二三)

第五 露領漁業の重要性……………(二四)

附・露領漁業従業員に對する救恤措置……………(二五)

第六 漁業條約改訂問題……………(二六)

附錄一、露領漁業統計……………(二七)

附錄二、日ソ漁業條約及關係文書……………(二八)

露領漁業の沿革と現状

露領水産組合編

はしがき

日ソ間の漁業問題は最近又一段と紛糾を加へてゐる。此の問題が國民の重大なる關心を惹く所以のものは、今日それが一大産業部門として國民經濟上重要な地位を占めてゐるからばかりではない。日露戦争によつて確保された國家の權益たるの點にあることは言ふ迄もない。然し一口に國家權益と言つても、この漁業權が発生し、發達し來つた沿革、又それが今日如何なる條件と環境の下に行使されてゐるかの實情に關しては、直接の關係者は別として、國民の多數は充分なる認識を持つてゐないのではないだらうか。

本篇は露領漁業權益の由つて來る所を、我が民族の二世紀に亘る北方發展の努力の成果として稽へ、併せて露領漁業の現状を概述し、以て露領漁業者の國民に對する責務の一端に資せんとするものである。

- 1 -

調一0350

0376

第一 露領漁業権は如何にして生れたか

幕府時代の出漁

ロシアの極東水域に於ける我が漁業権——露領漁業権は如何にして發生したものであらうか。普通には今より三十餘年前、明治三十七、八年の日露戦争の戦勝の結果として、ポーツマス條約により漁業権は獲得されたものであると云はれてゐる。だが漁業権の出つて來る所はこれのみを以て充分に説明し得るであらうか。

歴史の示す所に依れば、明治八年日露兩國間に締結された樺太千島交換條約並に附録文書に於ては從來樺太に在つて漁業に従事したる者にして、引續き彼地に在り漁業に従事せんとするものは、從來の土地を所有し漁業を繼續し、一生涯諸税賦課を免れることが出來ると共に、廣く同地方水域一般に對しても「日本船及び商人ハ通商航海ノ爲メオホツク海諸港及び東察加ノ海港ニ來リ又ハ其ノ海及び海岸ニ沿フテ漁業ヲ營ム等渾テ露西亞最親ノ國民同様ナル權利及び特典ヲ有ス」と條文を以て我が漁業権を規定してゐるのである。斯の如き事實は取りも直さず、當時にあつて我が日本人が樺太を中心に北洋の漁業活動を營んでゐたことを物語るものでなければならぬ。

然らば樺太に於ける我が民族の漁業的發展の歴史は如何。その端緒は何時代の時代に迄遡るのであらうか。日本人が始めて樺太に渡り、漁業を營んだのは何時頃からであつたか、史實として明かなものはないが、思ふに昔、今の北海道はその海岸線に至る所魚族が群集し海藻が繁茂し、従つて生活の便も亦多かつたことは想像に難くない。従つて秋田、津輕、南部等の諸地方の住民の北海道に移住し、或は季節的に渡來して漁業に従事する者も次第に多く、是等

は漸次北進して全道沿岸に及び、遂には宗谷海峡を越えて樺太島に渡り、亞庭灣附近を中心に漁業に従事したであらうと云ふことは、容易に想像し得ることであらう。十五世紀中葉に於ける松前藩祖武田氏の蝦夷地刺探の史實も、右の如き我が民族北進の大勢を前提として、始めて理解し得るのである。

十六世紀の末慶長四年、松前藩が蝦夷地支配の覇權を握るに及んで、北蝦夷即ち樺太もその領有下に入ることとなりその當然の結果として松前藩は樺太の開發に手を染めるに至つたのである。即ち寛永年間に藩臣をして樺太南部の視察を行はしめたのを嚆矢とし、其後代々樺太の調査研究を重ね、寶曆元年（西曆一七五一年）には藩臣加藤某をして漁場開發のため樺太を視察せしめ、翌二年には藩自らクシニコタン（九春古丹）外一ヶ所に官營漁場を開設せしめるに至つた。

是より良漁場發見を目的として松前藩の樺太視察に赴くもの續出し、民間にあつては寛政七年伊達林右衛門、榎原小右衛門の兩家が漁場請負人としてトウブツ（樺洲）に漁場を開始したが、之が民間に於ける樺太漁業の濫觴と云はれてゐる。これに相踵いで其他の漁業家も松前藩の許可を得、春季樺太に渡航しアイヌを使役して漁業に従事し、秋の始め松前に歸還し、漁獲物を内地人に賣込み互利を博するを例とするに至つたが、斯の如きが實に記録に残された我が北方漁業の開拓の第一頁をなすものであらう。

寛政二年松前藩は藩吏を派遣してシラモン（白主）に勤番所を設け、此處に運上屋を築いて漁業の保護監督の任に當らしめ、更に稍々下つて享和年間には、亞庭灣に四ヶ所、西海岸に三ヶ所の漁番屋の開設を見るに至つた。

當時漁業請負による運上金収入は、松前藩の最大唯一の財源をなし、大なるものは一漁區一千二百兩に上り、年收總額に於て六萬兩を超え、小藩の收入としては類のないものであつたと云ふ事實は、當時に於ける漁業の隆盛を物語るのであらう。

松前藩の北方經營に關しては現在殆ど見るべき資料を缺いてゐる。思ふに徳川幕府三百年の嚴重なる鎖國政策下にあつて、公然たる北方開拓を行ふことには、絶大なる支障があつたに違ひない。だが我が民族の北方發展は記録に現はれざる以前に於いてその端著を開き、記録に現はれざる幾多無名の開拓者によつて北海の風雲怒濤を凌いで開拓され、父祖相傳へて遂に今日の北洋漁權の礎石を築いたものと見るべきであらう。

假りに寶曆二年の松前藩の漁場設置を以て最初とするも、凡そ二百年の昔に屬するのである。この間よし一弛一緩はあつたとしても、今日に至る迄運綿二世紀に亘る我が民族の北洋漁業發展の事實は、現代國民の特に記憶しておかなければならない所であらう。

一方露國の東方經營は十七世紀中頃から漸く顯著となり、シベリヤに進出し、黒龍江沿岸より、北樺太を経て南樺太より北海道沿岸へ、勘察加より千島列島へと侵略の手を伸ばすに至り、漸く日露兩國人の接觸、衝突の歴史は開かれるに至つた。十九世紀の初頭我が文化年間に至つて、遂に露國は千島の擇捉島に入寇し、樺太九春古丹の漁場を掠奪し、幕府は北邊の急に愕いて樺太を幕府の直轄地と改め警備を嚴にしたが、露國東漸の壓力は日に日に強大を加へ、崩壊前夜の幕府は何等策の施し様もなく、樺太の國境制定問題は、兩國外交の中心議題として未決定の儘、明治新政府に承継されることとなつたのである。

樺太千島交換條約の締結

明治維新以後明治八年の樺太千島交換條約の成立に至る迄の期間は、之を開拓使時代の漁業と稱することが出来る。新政府は明治二年函館に開拓使を設け、樺太をその管轄下に置いたが、翌三年樺太には別に樺太開拓使が置かれ、更に翌四年兩者の合併により開拓使樺太支廳の設置となり、樺太は北海道と共に開拓長官の管轄に屬した。

樺太に於ける邦人漁業は開拓使時代急速の進歩を示した。樺太支廳は明治三年三月築港、東白瀨、西白瀨、鶯城の四ヶ所に官設漁場を開き、更に民間の出稼漁業者に對して漁場の出願をなさせしめた。官設漁場は其後經營の收支償はず、幾何もなくして閉鎖の已むなきに至つたが、民間漁業は殷盛を極め、明治五年に漁船數十九隻に過ぎなかつたものが、六年には七十四隻、七年には三百一十一隻に増加した。亞庭灣及び東西兩海岸に於て大漁場のみ十五個を數へ、伊達、栖原兩家の經營に係はるものもみても、明治七年に於て總數五十七個の多きを算へ、兩家の代々經營した西宮内、眞岡等の漁場の如きはその規模頗る廣大で、日本風の大夏高樓が海を壓するの盛觀を呈したと傳へられる。

かくの如き邦人漁業の進展に當つて、中には民力を以て海岸湖を連絡する運河工事を計畫着手すると云ふ霸氣を示すものさへ出たのであるが、此の時突如、樺太全島を露國に與へ、その代償として千島全島を日本が領有する所謂千島樺太交換の成立を見たのである。即ち時の開拓使次官黒田清隆の「樺太は磯碕の地、政費徒に多大にして利益少なし」と云ふ建議が參議官會議の容るゝ所となり、遂に明治八年八月樺太千島交換條約は締結された。我が先人志士が一世紀有餘の長きに亘つて幾多の犠牲を拂ひ、苦心慘情經營を續け、その努力漸く酬ひられんとする時に當つて、樺太全土は擧げて露國の領有に歸することとなつたのである。當時多數の漁業家其他關係者が千載の恨事として政府の軟弱外交を痛撃し、悲憤の涙に咽んだことは充分想像に餘りあることである。

元來樺太千島交換條約の締結は、當時まだ充分の實力を所有するに至つてゐなかつた新政府の對外政策上、已むを得ない實情に基くものではあらうが、樺太に於ける邦人の漁業活動の長い歴史、又その漁業資源に關して當路者に充分の認識を缺いてゐたと云ふ批難は甘受しなければなるまい。その同様の理由から、樺太讓渡後に於ける邦人漁業權の維持發展策に對しても、當路者は慎重な考慮を缺き、條約の諸規定はその點頗る薄弱なものであつたのである。

かくて交換成立後三十年間、日露戦役による根本的解決を見る迄は、邦人漁業家は絶えず露國の壓迫政策下に曝され

唯、その不屈の傳統的精神によつて、北洋に漁業活動を繼續し、漁業權の發展に努めたのである。
樺太千島交換條約中關係條款は左の如し。

△樺太千島交換條約（抜）

第五款 交換セシ各地ニ住ム各民（日本人及露人）ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス

各民並共ニ其ノ本國籍ヲ保存スルヲ得ルコト、其ノ本國ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ其ノ意ニ任セテ歸ルヲ得ルコト、或ハ其ノ交換ノ地ニ留ルヲ願フ者ハ、其ノ生計ヲ充分ニ營ムヲ得ルノ權利及ビ其ノ所有物ノ權利及隨意信託ノ權利ヲ悉ク保全スルヲ得ルコト、全ク其ノ新領主ノ屬民（日本人及露人）ト差異ナキ保護ヲ受クルコト、然リト雖モ其ノ各民ハ共ニ其ノ保護ヲ受クル政府ノ支配下ニ屬スルコト

第六款 樺太（即チ薩哈噠島）ヲ讓ラシ利益ニ酬ユルニ全露西亞皇帝陛下ハ次ノ條件ヲ准許ス

第一、日本船ノ「コルサコフ」港即（クシユコク）ニ來ル者ノ爲メニ、此ノ條約批准爲取換ノ日ヨリ十ヶ年間港稅モ海關稅モ免ズルコト、此ノ年限滿期ノ後ハ猶ホ之ヲ延スモ、又ハ稅ヲ收メシムルモ全露西亞皇帝陛下ノ意ニ任ズ、全露西亞皇帝陛下ハ日本政府ヨリ「コルサコフ」港（其ノ領事館又ハ領事兼任ノ使員ヲ置ク權利ヲ認可ス）

第二、日本船及ビ商人通商航海ノ爲メ「オホツク」海諸港及ビ東察加ノ海港ニ來リ又ハ其ノ海及ビ海岸ニ沿フテ漁ヲ營ム等渾テ露西亞懇親ノ國民同様ナル權利及ビ特典ヲ得ルコト

△同條約附錄（抜）

第一條 交換濟ノ各地ニ住ム日本國及露西亞國ノ臣民現ニ其ノ所有スル地ニ在リセント願フモノハ、自己ノ職業ヲ十分營ムヲ得且ツ其ノ保護ヲ受クベシ、又現在所有地界限中ニテ漁獵及ビ獸獵ヲ爲ス權ヲ有シ、且ツ其ノ生涯中自己ノ職業ニ關スル諸稅ヲ免ズベシ

第二條 樺太及「クリル」島ニ在リセント決定スベキ各臣民ハ所有ノ權利ヲ有スベシ又、現今所持ノ不動産ヨリ收入スル物件及所有ノ權利ヲ證明セル證書ヲ渡シ置クベシ

第四條 樺太及「クリル」島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且ツ其ノ儘領主ノ臣民タルノ權ナシ、故ニ若シ其ノ自國ノ政府ノ臣民タルコトヲ欲スレバ、其ノ居住ノ地ヲ去リ其ノ領主ニ屬スル土地ニ赴クベシ又其ノ儘在來ノ地ニ永住ヲ願ハバ其ノ籍ヲ改ムベシ、各政府ハ土人去就決心ノ爲メ此ノ條約附錄ヲ、右土人ニ達スル日ヨリ三箇年ノ猶豫ヲ與ヘ置クベシ、此ノ三箇年中ハ是レ迄ノ通り樺太島及「クリル」島ニテ得タル特許及ビ義務ヲ變ゼズシテ、漁獵及獸獵其他百般ノ職業ヲ營ムコト妨ナシト雖モ、總テ地方ノ規則及法令ヲ遵奉スベシ、前ニ述ブル三箇年ノ期限過ギテ猶ホ双方交換濟ノ地ニ居住センコトヲ欲スル土人ハ、總テ新領主ノ臣民トナルベシ

露領漁業の開發

樺太千島交換以後日露戰爭に至る期間の、露領極東水域に於ける邦人の漁業活動は、之を地方別に見れば、(一)樺太(薩哈噠島)、(二)黒龍江下流並に沿海州、(三)東察加半島の三方面に區別することが出来る。

樺太

交換條約締結後、交換理事官は漁民を諭して漁業斷念書を提出せしめ、一時その漁場を放棄せしめるの退策に出たが、民間漁業者必死の運動に、政府も漸く條約の解釋上漁業者に撤退を命ずる必要のないことを悟り、明治九年太政官布達を以て「樺太島ニ於テ從來漁業相營居候者ハ舊漁場ニ於テ引續營業不苦」との布告を發し、業者は蘇生の思ひをなした。

其後七ヶ年間は露國は樺太に於ける邦人の漁業を無稅としたので、我が出稼漁業者は漸次復活して、明治十五年には

ける邦人出漁の中心地となり、ニコラエウスクに入港の我が出漁船の数は左記の如く連年激増を示すに至つた。

△ニコラエウスク入港日本漁船数

年	帆船	汽船	計
明治廿五年	二	〇	二
廿六年	四	一	五
廿七年	六	一	七
廿八年	八	〇	八
廿九年	一八	三	二一
三十	二二	一	二四
三十一	三二	一	三三
三十二	三三	七	四〇
三十三	三三	八	四一
三十四	三三	八	四一
三十五	三三	八	四一
三十六	三三	八	四一
三十七	三三	八	四一
三十八	三三	八	四一
三十九	三三	八	四一
四十	三三	八	四一
四十一	三三	八	四一
四十二	三三	八	四一
四十三	三三	八	四一
四十四	三三	八	四一
四十五	三三	八	四一
四十六	三三	八	四一
四十七	三三	八	四一
四十八	三三	八	四一
四十九	三三	八	四一
五十	三三	八	四一

〔備考〕農商務省水産局、露領漁業調査書による。

當時邦人は漁夫、用鹽、魚網、食糧等の外、交易商品をも搭載し行き、漁撈に従事し、多量の鹽藏鮭鱒を持歸つたのである。

露國側に於ても邦人の活動を目撃するに及んで、漸次黒龍江下流を中心に漁業經營に乘出すに至り、明治三十一年には彼等の黒龍江下流漁獲高は露國內地への移出高二萬石、日本への輸出高一萬石(邦人の漁獲高はこの外に約一萬石に上つた)計三萬石の多き上つた。

かくて露國は一面同地方に於ける漁業發展の前途大なるものを看取すると共に、一面日本漁船の年を追うての増集に惧れをなし、邦人を排除して同地方の漁利を獨占することに方針を決し、薩哈噠島に於ては邦人の壓迫と併行し、明治三十二、及三十三年の兩年に亘り、ニコラエウスクを含む黒龍江下流地方に對し海産業假規則なる特別漁業法規を制定

し、日本人の漁業を嚴禁するに至つた。但し漁獲物の販路は日本人に依存する所が多いので、漁獲物の製造と輸出のみは日本人に對して之を許したのである。

漁業は禁止されたが右の制度により、我が漁業者は買魚及び製魚の方法に依つて尙出漁を繼續、否益々發展し、北洋漁業史に所謂ニコラエウスク買魚時代を出現せしめた。明治三十六年には同地方より我國への鮭鱒輸入高は六萬石の多き上つた。

尙ここに特記すべきは、明治三十二年函館の人某が黒龍江右岸に於て、アメリカ式方法により鮭鱒詰の製造を開始したることである。これが極東露領に於ける鮭鱒製造業の最初であるとされる。

堪察加方面

明治以前の堪察加地方と我國との關係に就いては何等文獻の徵すべきものはないか、明治八年締結された樺太千島交換條約第六款第二項に於て「……オホツク海諸港及堪察加ノ海港ニ來リ又ハ其海及海岸ニ沿ツテ漁業ヲ營ム等……」と記されてあるのを見れば、少くとも當時の我が先驅的漁業者の腦裏には、堪察加の漁業資源が早くも映つてゐたものとならなければならぬ。

この方面に於ける企業的漁業に先鞭をつけたのは遺憾ながら歐米の先進諸國である。即ち既に十九世紀の四十年代に於てオホツク海、ベーリング海に於ては米國人等の捕鯨業、海獸獵業は相當大規模に行はれ、同じく五十年代、即ち我が嘉永、安政年間には、堪察加半島西岸近海に於て米國人の鱈漁業が定期的に行はれてゐたことは、世界の漁業史に明かな事實である。しかし此地方に豊富な鮭鱒の漁業に至つては、當時全く土人の手に委せられ、何等開發の手は及んでゐなかつたのである。

我國の記録に残つてゐる邦人出漁の最初のものは、かの有名な那司大尉の一行である。大尉は明治二十七年(一八九

四年)即ち日清戦争勃発の年、千島を根拠とし半島西岸の南部、オゼルノイに渡航し、日章旗を樹て、附近に鯨の漁獲を試みたこと云ふが、露國側の文獻によれば、日本人漁業者が始めて堪察加の水域に現れたのは之より早く一八八〇年代だと云ふ。何れにせよこれによつても那司大尉以前に於ても、史實に現れない交渉のあつたことは想像される。

明治二十九年露國臘臘會社は日本式鹽魚の製造を開始することとなり、函館に於て漁撈及び鹽藏に堪能な邦人漁夫四十六名を傭入れて堪察加に送り、その鹽魚は、本邦市場に於ける最初の堪察加産鯨鱈として其年輸入された。

此等の事情に刺戟され、且當時半島は僻遠の地で露國官憲の漁業監視等も殆ど及んでゐなかつたので、我が勇敢なる漁業者は地理の不明、航海の危険を冒して、無人の境を行くが如く、この未開、豊饒の漁場へ發展することとなつた。

明治三十二年黒龍江下流地方に於ける日本人漁業が禁止され、又樺太に於ける壓迫も既述の如く加重されるに及んで、堪察加方面への出漁者は年々増加を示すに至つた。

然るに露國當局は、明治三十二年の海産業假規則によつて、漁場借受の優先權を露國人に附與し、事實上邦人の借受を不可能ならしめ、又日本人漁夫の使用を禁止、更に明治三十四年改めて漁夫は露國人に限ること、漁業の權利は露國人に限り與ふることを規定し、我が政府より交渉の結果、樺太南部及び沿海州南部沿岸のみ、除外を容認したが、此地方に對しては次第に規則の勵行を以て壓迫を加へるに至つた。

之に對し邦人漁業者は借區名義者たる露人と一定の契約による共同經營を行ひ、或は買魚又は製魚を名義として出漁し、又邦人漁夫の使用禁止に對しては、露人漁夫を傭入れる外、船員名義を以て邦人漁夫を出漁船に乘込ましめる等の窮策を案出して對抗し、終に露領漁業の實權を握つて護らなかつたのである。

此時代に於ける邦人漁業の實數を知ることは殆ど困難であるが、鯨鱈漁獲高は明治三十三年に三六、〇〇〇石、三十四年に二六、〇〇〇石、三十五年に三八、〇〇〇石、三十六年に二四、〇〇〇石に上つてゐる。

又明治三十三年度に於ける邦人出漁の概勢は

汽船	隻數	噸數	乗組人員	渡航邦人勞働者
汽船	一五	九、八四八(噸)	五一〇(人)	一、二七四(人)
帆船	三一	三、三三〇	三〇〇	二九五
計	四六	一三、一六六	八一〇	一、五六九

右邦人漁夫の雇傭主別内譯は

露國臘臘會社使用	六三七人
露人カクテン使用	一五人
邦人漁業者使用	九一七人
計	一、五六九人

尙三十三年度に於いて露國當局が露國人に貸下げた漁區數は半島兩岸に於いて合計四十九ヶ所であつた。

日露間の交渉
以上が明治初年以降明治三十七八年戦後までの間に於ける、邦人漁業者の極東露領漁業の開發の概略、活動の經過であるが、以上三方面中樺太の漁場は邦人の最も活躍した舞臺であつて、彼等の漁業交渉も主として樺太の漁業を中心として行はれたのである。

明治三十二年の海産業假規則は殆ど邦人漁業の死命を制すべき規定を含んでゐたので、業者は結束して猛運動を起し、輿論の喚起に努めた結果、政府も動かされて強硬對策を講ずることとなり、樺太海産物の唯一の輸出先は日本である事を利用し、政府は三十二年末の議會に「外國より輸入する鹹魚、燻製魚、及び魚粕に關する輸入税率增加案」を提出可決せしめたので、露國政府も已むなく、樺太南部、沿海州南部に對しては、規則の實施を見合せた。

然るに明治三十四年の露國の新假規則は、更に一段と邦人漁業の排斥を實行せんとするものであつたから、我が政府も

輸入海産物への重税賦課の如きは、手緩しとして、議會は外國領海産物組合法を可決し、明治三十五年三月公布を見るに至つた。その主要點は同法第五條にある。即ち

「組合ノ設置アリタル時ハ組合、組合聯合會又ハ組合員ノ名ヲ以テスルノ外、他人ノ名義ニヨルト他人ニ雇ハル、若トヲ問ハズ、組合ヲ組織セル營業者ト同一ノ營業ニ從事スルノ目的ヲ以テ組合ノ營業區域ニ渡航シ、又ハ船舶若ハ漁具ヲ廻送スルコトヲ得ズ」

(備考、本條は日露漁業協約締結後明治四十三年三月削除された。)

之によつて當時一部邦人が露人と結託し、邦人が露人の代理者又は番頭となつて漁業を經營してゐたものを拘束し、その漁場渡航を禁止し、間接に露人の借區を不可能ならしめ、同時にかかる漁場に對する船舶、漁具の廻送をも禁止して露人借區の實際經營に對して打撃を與へんとしたものである。

この組合法が實施された際には、露國側のみならず、多數の日本人漁夫も權太に出稼不可能となる實情にあつたので双方折衝の結果、妥協して一年々々と實施を見合せ、邦人は辛じて漁業を繼續したが、根本的解決の急務は朝野の間に充分認識されるに至つた。

之より先我政府は連年の漁業紛争に鑑みて、彼我兩國間の利益を永遠に協定保持する必要を認め、明治二十八年漁業協約の締結を露國に提議したが、更に交渉を督促することとなり、明治三十三年帝國領事は露國地方當局と折衝の結果日露漁業協約案(その要領は左記)を作成し、翌三十四年四月政府は在露帝國公使に訓令して露國政府に提議せしめた。翌三十五年度にも政府は交渉開始を督促したが、露國は徒らに回答を遅延して應ぜず、かくて明治三十六年に及んだのである。日露戦争前既に早く漁業協約締結の交渉のあつたことは、漁業權の歴史上極めて注目し得ること、云ふべきであらう。

條約案要領

- (一) 露國極東領海、諸灣及河川に於て明治三十四年日本臣民に許可の漁區は、明治三十五年から五ヶ年間引續き貸下を許可すること
 - (二) 右許可年限中日本は極東露領の水産物に對し輸入税を課さないこと
 - (三) 右許可年限經過後は極東露領に於て現に開設され、及將來開設されるべき漁區は、日露兩國民間に、何等の差別をなすことなく一般の競争入札を以て之が貸下を許可すること
 - (四) 漁業及製造に關する一切の税金、其他の賦課金に付ては、日露兩國人全く均等の取扱を受けること
 - (五) 本條約實施より十ヶ年經過の後は、一方より通告後十二ヶ月にて條約の效力を消滅せしめ得ること
- 尙その當時現に三ヶ年の租借期間を以て日本人に交付されてゐる漁區の權利は、同期間其儘存続すること

明治八年以後、同三十六年に至る期間の露領漁業の状態は、之を要約して左の如く言ふことが出来る。

- 一、極東露領水域に於ける漁業は全然日本人漁業者の手により開發され、發展の基礎が置かれた。
- 一、日本人漁業の發展に刺戟されて、露國人漁業も漸く起るに至つたが、極めて微々たるもので、多くは日本人の協力を得て經營された。
- 一、日本人漁業の躍進に伴つて、之を露國領海から驅逐せんとする露國の排外的漁業政策は著しく露骨となり、自國人に對する漁區取得上の優先權賦與、課税上の不公平、漁夫の國籍制限、日本人漁業の禁止等の法令を順次制定し、壓迫を加へるに至つた。

一、日本人漁業者は一面漁法の改善、経営の合理化等を行ひ、常に障碍を打開して進出し、終始極東露領に於ける漁業の實権を掌握して一歩も譲らなかつた。
かくて日露戦争直前に於て兩國漁業問題の紛争は全く深刻な對立と行詰りに直面し、我が關係者の間には根本的解決の必要を主張する聲が熾烈となり、薩哈連島漁業組合の如きは、一年位休業しても、此際不安状態を一掃するため、漁業條約の締結を速に行はれたしと、政府に對し請願運動を開始するに至つた。

ポーツマス條約と漁業權の確保

今日、吾々は日露戦争の原因は極東露領に於ける漁業紛争にあつたと敢て異論を主張しようとは思はない。だが既に述べ來つた如く、我民族の北洋に於ける漁業發展は、赴く所必然に彼我兩勢力の對立抗争を來し、遂には尋常一様の手段を以てしては最早解決困難な情勢に立至つてゐたことは、理解するに難くないであらう。かくの如きが日露戦争前夜に於ける日露漁業問題の實相であつたのである。

日露戦争は明治三十七年二月勃發した。其間我が漁業家の請願運動もあり、我軍の樺太占領となり、戦捷の結果樺太の南半は再び我が領有に歸し、積年の樺太漁業の紛争は爰に自然解決を見ることとなつた。

戦争中黒龍江方面の出漁は、その位置の關係上自然休業の已むなきに至つたが、堪察加方面に對しては幾多の邦人が冒險の出漁を敢行し、日本漁業者の勇敢さを遺憾なく發揮した。此等の事實は一篇の堪察加漁業の秘史をなすが、ここには割愛する。

ポーツマスに於ける日露講和條約は明治三十八年九月調印された。その第十一條に「露西亞ハ日本海、「オコック」海及「ベーリング」海ニ溯スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ

許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス」と明記され、我が露領漁業の既得權益は爰に條約上の明文となつて確保されたのである。

第二 露領漁業の發展と日ソ間の紛糾

日露漁業協約の締結及び其以後

ポーツマス條約によつて我國民に許與された漁業の内容を設定するため、日露兩國全權委員は明治三十九年八月露都に於て商議を開始し、明治四十年六月「日露漁業協約に關する宣言書」を作成し、次で同年七月二十八日「日露漁業協約」及び「日露漁業協約附屬議定書」が作成調印の運びとなり、同九月九日批准交換を經、我政府は同九月十一日條約第五號を以て右三文書の公布を行つた。

日露漁業協約の内容をなす主な事項は、漁業權の意義、漁業區域、漁業權行使の方法、漁業の方法、交通、運搬、税金公課、労働者の國籍、日露人同一待遇、條約の更新改正等で全文十四箇條から成つてゐるが、特に第一條の漁業權の意義に關し、捕獲、採取する目的物を限定した點、漁業の區域に於て河川及び入江を除外した點が、協約の商議に於て最も難關となつたが、彼我互讓の結果成立したと云はれる。

△日露漁業協約（抜）

第一條 露西亞帝國政府ハ本協約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレット）ヲ除キ日本海、「オコック」海及「ベーリング」海ニ溯スル露西亞國沿岸ニ於テ臘轔獸及臘虎以外ノ一切ノ魚類及水産物ヲ捕獲、採取及製造スルノ權利ヲ日本國臣民

ニ許與ス前記入江ハ本協約附屬議定書第一條ニ之ヲ列舉ス。

第二條 日本國臣民ハ魚類及水産物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸兩面ニ亙ル漁區ニ於テ魚類及水産物ノ捕獲及製造ニ從事スルコトヲ得ヘシ前記漁區ノ貸下ハ其ノ短期タルト長期タルトヲ問ハス總テ競賣ノ方法ニ依テ之ヲ爲シ日本國臣民ト露西亞國臣民トノ間ニ何等ノ區別ヲ設ケルコトナク該事項ニ關シ日本國臣民ハ本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル露西亞國臣民ト同一ノ權利ヲ享有スヘシ

第十三條 本協約ハ十二箇年間效力ヲ有スヘク毎十二箇年ノ終ニ於テ兩締約國相互ノ合意ニ依リ之ヲ更新又ハ改正スヘキモノトス

右の如く協約の公布は明治四十年九月となつたため、三十九年度に於ては取り敢へず、戦前の露國漁業假規則により買魚形式等による變則の方法で出漁し、四十年度はその時迄の商議終了の範圍内で「假協約」を協定し、邦人は初めて漁區の競賣に参加し、四十一年度より正式に新漁業協約の下に出漁することとなつたのである。

露國は従來から漁業規則の外、毎年度漁區表及附則を發表し、之によつて漁業經營の實際的事項を直接詳細に規定してゐたが、明治四十一年度に於ける漁區表附則の規定は、早くも漁業協約締結の精神を裏切り、峻厳苛酷であつたので我方はその改正を迫り折衝の結果、「明治四十一年協定事項」の成立を見た。之は「漁區競賣最低價格ハ將來專斷ヲ以テ騰貴セシムルコトナカルヘシ」を第一項とし全十二項に亙り、漁業經營上の主要事項を協定したものであるが、邦人漁業に壓迫を加へんとする露國當局の極端漁業政策は協約締結後と雖も、本質的には何等變る所がなかつた。露國は漁業協約に特に明文のない事項に就ては、成る可く問題を我方の不利に解釋し、連年我漁業權の内容に對し壓迫、制限を加へるの舉に出た。領海十二海里の主張、鯨網の禁止、改良網の使用禁止等後年引續いて紛糾の種子となつた大問題も既に早く協約成立後の明治年間に發生を見たのである。

然しながら我が露領漁業が、日露戦役に基く漁業權の確保を畫期として廣大なる堪察加半島の東西海岸、オホーツク海沿岸地方を中心に、飛躍的發展を見ることがなつたことは疑ふべくもない事實である。唯ニコラエウスク地方は露國式製造法等の發達に依り日本人の買魚は不利となり、明治四十二年、三年を絶頂として凋落に向つた。

明治四十一年の漁業協約に依る正式出漁の時期より大正六年（此年三月露國革命勃發す）に至る十年間の我が露領漁業の發展の姿を一瞥しよう。

邦人の租借漁區数は明治四十一年の一一九（經營漁區数は一一七）から、大正六年には二二八（同上二二三）と約二倍に増加し、租借者の数は五五人から七六人へ、漁獲高に於ては八、八九九、九六〇尾（一三四、二七七百尾）から七一、六七七、八九〇尾（六六五、九一八百尾）と五倍に増加し、之が見積生産價額は一、四九〇、〇六三圓から一四、〇五五、一九一圓と殆ど十倍に近い激増を示してゐる。（詳細は後掲統計表参照）

漁獲製造の内容に就いて云へば、明治四十三年になつて始めて罐詰製品及び魚卵が現れたことは特に注目し得る。

即ち當時我が鮭鱈魚の市價は堪察加のみならず、ニコラエウスク方面よりの輸入激増と相俟つて暴落を來し、當業者中には露領漁業の悲觀論さへ生じたが、露領水産組合は之に對し鋭意對策を考究し、製造方法の改善、販路の擴張等に着眼した結果、明治四十三年堪察加河口の堤商會漁場に於て、紅鮭、銀鮭罐詰の試験的製造を見るに至つた。罐詰製品は英國市場を獲得して翌年より順調に發展し、大正六年の露領漁業生産總價額一千四百萬圓餘の中、鹽魚製品は七百九十四萬圓に對し、罐詰製品は五百三十三萬圓に上り、大正七年以降に於ては、鹽魚價額を遙に凌駕し、今日に至る迄露領漁業製品中の王座を獲得するに至つたのである。

露領水産組合の前身たる露領沿海州水産組合は明治四十一年十二月設立された。外國領海水産組合法は既に明治三十五年制定公布されたが、同法に據る露領漁業者の組合は設立を延期され、日露戦争直後に於ては當業者は漁區表附則改

正期同盟會等の一時的團體を組織し、請願陳情等を行つたが、時機熟し四十一年農商務大臣及び外務大臣の認可を得て露領沿海州水産組合の設立を見、郡司成忠氏が初代組長に就任した。其後明治四十四年組合は今日の露領水産組合と改稱したが、組合は設立の當初、代表者を露國に派遣して漁區表附則の改正其他に就き運動折衝したのを初めとし、其後今日に至る迄、重要問題の惹起する毎に、我漁業者の利益代表機關として終始活潑なる活動を繼續することとなつた。

露西亞革命と自治的出漁

大正六年（一九一七年）三月及び十一月の露西亞革命は、極東地方にも波及して政情の混亂をひき起し、其後約十年間我が露領漁業權益の遂行に對しても、非常なる脅威と不安を與へることとなつた。

大正七年は浦鹽斯德所在沿海州ゼムストヴォによつて四月漁區の競賣が執行された。大正八年の出漁はオムスクのクルチャツク政權の下に行はれた。

日露漁業協約はその第十一條によつて、毎十二年の終りに於て更新又は改正されることとなつてゐるが、協約は丁度大正八年九月八日を以て豫定の有効期限が満了するので、帝國政府は協約の更新・改正を露國側に提議せんとしたが、當時露國は革命動亂の最中で、正當と認むべき政權もなかつたので、八月政府は當時の事實上の政權たるオムスク政府に對し交渉を行つた結果、八月二十六日を以て、帝國政府はオムスク政府との間に覺書を交換し、之によつて「改正協約の實施に至る迄、現行漁業協約及び同附屬文書並に漁業權に關し日露兩國間に現存する一切の取極は、當然その效力を維持するものと了解するを適當と認む」る旨、同政府をして確認せしめた。

大正九年の漁區競賣は、浦鹽斯德のゼムストヴォが樹立した臨時政府の下に執行された。此年一般鮮鯨漁區の外蟹及び鯨漁區が創めて開設、競賣に附された。尙此年コルチャツクの義運に乗じ極東各地にはバルチザン蜂起し、遂に五月

月二十四日ニコラエウスク事件を惹起したことは世人熟知の所であらう。オホツク方面に於てもバルチザンは邦人漁場二十六ヶ所、罐詰工場三ヶ所に残置した物件を掠奪し、建物全部を燒毀する暴舉に出たのである。我が國は尼港事他に關連して七月三日北樺太の占領を宣言し、其の後大正十四年五月の撤兵に至る迄、北樺太の漁場は我が薩哈啞軍政部の管理に屬したが、大陸岸一帯に散在する漁區の經營に關しては、對露關係は連年紛糾を見たのである。

大正十及び十一年の兩年度に於ては、我が政府は遂に既得漁業權益擁護の建前から、當業者の自治的出漁（或は自衛出漁）を容認した。之が所謂自由出漁と稱されるものである。

大正十年政府は極東共和國、チタ政權と交渉したが成らず、遂に自衛出漁を敢行せしめ、帝國海軍は之が保護の任に當つた。而して借區料其他公課金は、露國側に納入すべき範圍内に於て露領水産組合を通じ供託せしめたのである。翌大正十一年には我方は浦鹽のメルクロフ政權と交渉を試みたが、成功せず、再び自衛出漁となつた。大正十一年四月二十八日付外務省公表は自衛出漁に關し左の如く述べてゐる。

帝國政府に於てはメルクロフ政權を承認せるものには非ざるも、露領沿岸に於ける本年度本邦人の漁業經營に關しては、關係地方の實情に鑑み不得已同政權と交渉を試み、努めて交譲妥協の精神に基き協議し來りたる處……中略……全く我交渉に對し誠意を缺きたるものと認むるの外なし、仍て帝國政府は一面斯る競賣を有效なるものと認むる能はざると共に、他面條約に基き既得權擁護の趣旨に依り、不得已便宜の措置として帝國政府の公正妥當と認むる條件の下に露領水産組合が同組合員をして自治的の出漁を行はしむることを容認し、之に對しては適當と認むる範圍に於て帝國艦船を以て保護監督を爲す可く、漁區借區料及び其他の公課金は従來の例を按照して之を定め、前記組合をして之を徵收し、適當の機關に供託せしむることとせり、而して右措置に關し起生す可き問題に就ては將來帝國政府に於て適當と認むる露國政權と之を協議すべし。

大正十一年（一九二二）十一月、極東共和國はロシア社会主義聯邦ソヴィエト共和國に合併され、極東ロシアは名實共に勞農政權の統一する所となつたので、我方は大正十二年度に於て自治的出漁を中止した。即ち大正十二年一月浦鹽帝國總領事並に當業者代表はロシア極東當局と交渉した結果、其年一年限り暫定的に漁區二百六十八ヶ所を我漁業者が經營する權利を承認せしめた。

大正十三年乃至十五年度は、左記三ヶ年の暫行協定によつて出漁した。出漁交渉は自治出漁二ヶ年間の未納借區料査定問題を中心として行はれたが、露水組合では將來に於ける出漁の安全と、一面には日露國交恢復を促進せしめんとする微衷から、遂に右要求の借區料總額二百七十五萬圓の査定を承認すると共に、漁區三ヶ年の長期租借契約許可の保證を得たのである。出漁の條件は大要左の如くであつた。

- 一、本年（大正十三年）四月六日競落せる一般漁區及び蟹漁區の租借期間は三ヶ年とす
 - 一、製魚制限は日本漁業者總覽登載より平均日本式鹽藏六割以内、歐洲式三割以上及び改良箱詰一割の製造方法とし來年度日本式鹽藏の割合を低減する權利を保留す
 - 一、漁獲制限は魚類保護上差支へなきときは、借區料を相當引上げ制限を増大することを得
 - 一、搾粕製造は西南區及工場所在漁區に限り許可せらる
 - 一、借區料の外魚類繁殖保護費として借區料の五分を納入すること
- かくの如き極東政情の不安と、混亂とも拘はらず、我方は遂に一年も出漁の中止を見なかつたことは注目されなければならぬ。

此間に於ける邦人漁業經營の狀況は、年によつて豊凶の差はあつたが、依然健實なる發展振りを示して、大正七年に於て總生産價額は初めて二千三百餘萬圓で二千萬圓を越え、引續き三千萬圓を上下し、我國水産業の一大部門を形成し

國民經濟上に確固たる地歩を占めるに至つた。使用船舶の如きも大型汽船の使用によつて噸數の急増を見るに至つた。漁獲高に於ては、大正十一年は未曾有の豐漁を示し紅鮭一千五百萬尾、鮭鱒總計九千九百萬尾（一億尾餘）外に蟹七百二十九萬尾を漁獲し、その生産價額は三千百餘萬圓の巨額に上つた。

漁業權の再確保

——日ソ基本條約と日ソ漁業條約——

大正十四年（一九二五年）一月二十日、北京に於て「日本國及ソヴィエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル根本的法則ニ關スル條約」が調印され、同月二十六日效力を發生した。之によつて日ソの國交は再び常態に復し、我露領漁業權は爰に正式にソ聯邦の承認する所となつたのである。

之より先兩國の國交恢復に就いては、大連會議、長春會議、相次いで開催されたが纏らず、大正十二年六月には後藤ヨツフェ間私的會談が東京に開催された。大正十三年五月には北京に於て芳澤・カラハン兩全權の間に日露正式交渉が開始され、會談實に四十四回を経て翌十四年一月、日ソ基本條約（北京條約）の締結を見るに至つたのである。交渉に於て漁業問題が重要問題の一であつたことは云ふ迄もなす。

同條約第二條は

「ソヴィエト社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノポーツマス條約ガ完全ニ效力ヲ存續スルコトヲ約ス」とポーツマス條約の全面的存続を明定し、漁業權は爰に再確保された。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を宣言して願みなかつたソ聯邦政府も、遂に漁業權を確保せざるを得なかつたのである。我が露領漁業權の基礎鞏固なる所以を思ふべきであらう。

而して基本條約第三條の

「兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ
考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間ソヴィエト社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百二
十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スベシ」

に從つて漁業協約改訂交渉はモスコに開始されると共に、昭和二、三年度の出漁は、何れも前年度を踏襲し、借區契
約の一ヶ年延長により實行された。

漁業協約改訂交渉は大正十四年十二月二十一日から露都モスコの外務人民委員會議室に於て開催された。我政府の
全權委員は駐露田中大使であつた。ソ聯邦は革命によつてその政治、經濟制度を變革したため、交渉は幾度か難問題に
逢着し、殊に國營企業、コオベラチーフ、罐詰工場等の問題では決裂にさへ頻し、遂に二年一ヶ月の長時日を要して昭
和三年一月二十三日に至つて漸く調印され、同五月二十八日から實施を見るに至つた。これが今日の「日本國ソヴィエ
ト社會主義共和國聯邦間漁業條約」である。實に國際條約史上稀に見る難交渉であつたとされる。

日ソ漁業條約は全文十六條、他に附屬文書として議定書甲乙丙、最終議定書、交換公文、千九百七年漁業協約改訂に
關する日本國、ソヴィエト聯邦間會議録を併せ七個の公文書から成立してゐるが、此等關係文書を綜合して漁業權の行
使規定は大意左記の如くなる。

尚借受けた漁區の區域及び漁區内で使用し得る漁具の種類と使用方法、其他一般漁業經營に關する事項に就てはソ聯
邦政府の定める漁區貸下條件に従ふが、漁區貸下條件は鮭鱒を目的とする一般漁區貸下條件と、蟹を目的とする蟹漁
區貸下條件とに分れる。

一、漁業の意義

舊協約と等しく日本國臣民は鰻鮎鰒及び鰩虎以外の一切の魚類及び水産物を捕獲、採取及び製造するの權利を享有す
る。

二、漁業區域

舊協約と等しく日本海、オホーツク海及びベーリング海に瀕するソヴィエト聯邦領地の沿岸とする。但し河川及び特
定の入江を除く。

三、漁業經營權獲得の方法

舊協約では競賣のみであつたが、改訂條約では原則として競賣の方法に據るが、例外として兩國政府の合意ある漁區
に付ては競賣に依らないことを得。

(イ) 競賣の方法に依る場合

原則として日ソ兩國民間何等の差別を設けることなく均等待遇を受ける。右に付ては左の重大なる例外あり。

1、ソ聯邦の國營企業（以下單に國營と稱す）は直接たとの間接たとを問はず競賣に参加せず、又ソ聯邦個人の競
賣に據り借受けたる漁區を經營せず。

2、ソ聯邦の各種コオベラチーフは競賣に参加し得るが獲得し得べき漁區に制限あり、又各種コオベラチーフの漁區
獲得方法に關し將來兩國政府の何れかの一方より商議の申出あるときは其の後に於ける漁區獲得方法即ち競賣に參
加し得るや否や等は凡て右商議の決定に依ることとする。

(ロ) 競賣の方法に依らざる場合

兩國政府に於て合意ある場合には如何なる漁區でも競賣に依らずして借受けることを得。

右に付改訂條約締結に際し兩國政府に於て合意したものは左の如し。

1、國營は競賣に参加しない代りに各種類の漁區の二割に相當する程度の漁區を其の自營の爲め競賣に依らずして借受けることを得、其の期間は一般漁區の貸下期間と等しく最長五年とする。鮭鱒漁區に付ては條約締結當時に於ける漁獲標準高總計が約一千萬布度なるに鑑み、其の二割即ち二百萬布度の漁獲標準高を有する漁區を無競賣にて借受け得。

國營が無競賣にて借受く可き漁區の選定に當つては、日本國臣民の有する正當なる希望を考慮に容る可きは勿論、最終の決定を爲すには日本國政府と協議することを要す。

2、條約締結當時日本國臣民が條約適用地域内に現に有する罐詰工場を、繼續して經營する場合には、該工場の所在漁區及之に隣接する漁區一個を無競賣にて十年間借受けることを得。

前記罐詰工場關係漁區の選定に付ては、當該日本國臣民に於て其の希望する漁區を指定して之が借受方をソ聯邦當局に申込みべきものとす。(罐詰工場經營に關する特別契約は昭和三年十一月締結された)

四、漁區の競賣と最低價格

改訂條約では競賣は毎年二月浦潮に於て行はるべき旨を明定し、競賣者なき漁區に付ては競賣後五日より早からず又十五日より遅からざる期日に再競賣を行ふ、競賣の最低價格は前回の最低價格を用ふ。但し漁區の經濟的價値に變化ある場合、例へば漁獲標準高に變更あるが如き場合には之に應じ最低價格も調節される。

五、漁區貸下期間

漁區貸下期間は左記に依る。

一、新開漁區は一年

二、一年間經營された漁區は三年

三、三年以上經營された漁區は五年

六、漁業關係者の渡航

特に簡易手續に依り團體的に入國する場合は旅券を要せず、出漁者名簿に査證を受ければ足る。

七、船舶の廻航

漁業權を有する日本國臣民は航海證明書及び健康證書を有する船舶を以て、日本國と自己の漁場との間及び自己の漁場間を航行することを得、前記船舶は輸出に關する簡易なる手續を履行するときは漁場より第三國に航行することを得、又前記船舶は漁業用人員及び物件並漁獲物を運搬することに當り課税されることがない。前記日本國臣民は漁船を以て自己の漁場間前記人員物件及び漁獲物を運搬することを得。

八、漁撈方法

漁撈作業を容易ならしめる爲りインテ其他の機械力を使用することを妨げない。改良網の使用は認められるに至らざるもソ當局に於て目下研究中、ソ當局が何人かに對し其の使用を認むるに至れば、自働的に一般に其の使用許可されることになる。

九、漁獲標準高

條約水面に來游する魚類は漸次減少する傾向にあるは統計に依り争ふべからざる處であり、依て魚富の保護増殖を計る爲め漁獲標準高制度を設けることとなつた。鮭鱒族に付ては條約水面に在る漁區の總漁獲標準高は大體之を一千萬布度とし各漁區に配當する。各漁區に配當された漁獲標準高の増減調節に付、日本當業者より當該漁區の過去に於ける實績を表示して申請を爲すときはソ當局に於て之を考慮し公平なる調節を爲す。尙各漁區に於ては其の漁獲標準高以上の漁

獲を認められないが、最後の揚網の爲生じた超過部分は正常なる漁獲と認められる。

一〇、漁獲物製造方法

ソ聯邦人に加へざる制限を日本國臣民に加へざるは勿論とす。但製品改良の趣旨を以てバラ漬（改良漬を含まず）は全製品の六割以上製造せざるを要す。又鯨を以て肥料を製造するは日本國臣民の借受けたる十個の漁區に於てのみ認められる。廢棄物又は食料として價值少なき雜魚を以て肥料を製造することは自由、尙廢棄物は之を沖合に投棄するを妨げない。

一一、罐詰工場

罐詰製品に對しては其の特別契約に依る工場に於ける製品たるを、競賣に依る漁區内の工場に於ける製品たるを問はず、税金關係の調整として各製品一箱に付左記特別報償金の支拂を要す。

紅	二十哥
銀鯨、鯨ノ助、鯨	十六哥
鯨	九哥
蟹	四十哥

一二、漁業用物件の輸入

舊協約では漁業用物件の無税輸入に付規定が無かつたが改訂條約に於ては左の趣旨を定めた。漁業經營の用に供せられ、又は漁業關係者の用に供せらるべき必需品は輸入免許狀を要せず。又無税にて輸入することを許される。此等必需品の品目及び數量表に付ては別に作成する。

一三、漁獲物の輸出

舊協約では日本への輸出に付無税なる旨を規定したに過ぎなかつたが、改訂條約に於ては左の趣旨を定めた。日本國臣民の漁獲物は輸出免許狀を要せず。無税で日本へ輸出することを得。又日本國臣民の漁獲物を直接第三國へ輸出する場合も無税。

一四、税金公課

ソ聯邦の税制複雑なるのみならず、國營及コオベラチヴの如き特殊の企業は税制上も特別取扱を受け、從て漁業經營權獲得の方法に付ても特別の制限を規定した關係上改訂條約に於ては左の趣旨を定めた。

- (一) 漁業權を有する日本國臣民は如何なる場合に於てもソ聯邦の個人より不利益なる待遇を受けないこと。
- (二) 營業税は漁獲物の漁場價格に對する三分以上たらざること。
- (三) 漁業權を有する日本國臣民は營業税及び左記公課以外は何等の税金公課を課せられない。
 - (イ) 馬匹、自動車、自動自轉車及航海證明書を備へざるモーター・ボートに對する地方的課金即ち鑑札下付料。
 - (ロ) 汽罐、壓力に依り運轉する装置、引揚機及起重機の検査手数料。
 - (ハ) 現に市街地に施行される建物に對する地方的課金が漁場地方に適用されるに至るときは斯る課金。
 - (ニ) ソ政府中央官憲が定め且漁區及漁場設備に間接關係ある印紙税、公證手数料、裁判手数料其の他類似的税金公課又は手数料並に地方官憲の定むる取引所税。
 - (ホ) 入國、滞在、出國に對する領事官手数料及登録手数料、但團體査證料は一名に付五十五哥又滞在登録料は一名に付十哥とす。
 - (ヘ) 書類の發給又は認證に對する手数料。
 - (ト) 漁區貸下契約の登録手数料但借區料の三分以下とす。

(チ) 林區より賣渡された木材に對する課金。

(リ) ソ聯邦内に於ける消費の爲にせる漁獲物の賣却より生じたる利得に對する所得税並に右に關する運搬税。

(四) 前記營業税及び(三)の(ト)、及び(リ)、に掲げた税金公課の支拂に付ては兩國政府間に特別の協定を爲し借區料の二割八分を支拂ふときは此等税金公課の支拂に代へることが出来る。(抵代税)

(五) 漁業に使用される日本國臣民は其の住所を日本に有する以上は所得税を課せられない。

尙(四)の所謂抵代税として二割八分と定めたのは、漁獲物を譲請としない場合の營業税を基本として協定したもので、譲請工場所在漁區として抵代税を支拂ふ場合には同漁區の借區料に特別報償金を加算した額に對し二割八分を支拂ふものとする。

一五、労働條件

ソ聯邦には一九三三年の全露中央執行委員會決定に依る労働法規の外、一九二六年のソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定に依る季節労働法がある、ソ側は後者を極東漁業に適用方主張したが結局日本人被備者は(一)日本に住所を有し日本に於て雇傭され季節的漁業に従事し日本に歸還すること、(二)特別の風俗習慣を有すること、(三)日本及漁區間の往復及び全雇傭期間内の食料に付雇主より保障されること、(四)九一制度等に依る分配を受け又醫療其の他の救助を無料で供與されることの特質を有する事實に鑑み、労働に關する現在及將來の法律規則適用に付ては以上の特殊なる事實に適應する方法を講ずることとなつた。即ち

(一) 被備者に對し供與す可き作業上必要な物品及住居に付ては日本人の風俗及び習慣に従ひ決すること。

(二) 賃銀に付ては

イ、運賃、食費其の他九一等の給與の外に一ヶ月に付最低十五圓の賃銀を支拂ふこと。

ロ、賃銀は全漁期に對し之を定め得ること。

ハ、被備者が希望すれば賃銀の一部を前拂し又は日本に於て支拂ひ得ること。

(三) 労働時間

労働日即ち労働時間は原則として一日八時間とするが、雇傭者が労働部地方機關と協定を爲すに於ては、縱令全漁期間と雖も一日八時間以上の労働を爲さしめ得。延長労働に對する増賃金は原則として基本賃銀(即ち一ヶ月十五圓以上)に相當するもの(五割たるべきこと。又労働部地方機關とはハバロフスクに於ける當該機關を指す。漁獲労働に在りては魚類群來の場合は前記の規定に不拘、被備者の同意する限り何時でも所定の時間以外に於て夜間休日と雖も労働せしめ得ること。譲請工場に於ける労働に在つても、魚類群來の爲漁獲物集積し生産品の品質低下を防ぐ必要なるときは、前記漁獲労働と等しく何時でも時間外労働を爲さしむることを得。但該超過労働に關する條件を成る可く速かに且漁季終了前に地方労働機關に通知するを要す。

(四) 社會保險

ソ聯邦の法制に依る社會保險中(イ)一時的労働不能に對するもの(ロ)事故に依る癱疾又は死亡に對するもの(ハ)醫療に對するものに付ては原則として雇主に於て保險料支拂の義務あり。然るに前記(ハ)に付日本當業者が醫療設備を爲す場合はソ當局に申出で之に相當する保險料の支拂を免るゝことを得。又(イ)及び(ロ)に付日本當業者の團體又は其の他の機關が、日本官憲の承認した規定に基づきソ聯邦の社會保險の保障するところと同等又は夫れ以上の救済方法を講ずる場合には、此等(イ)及び(ロ)に對する保險料の支拂も免除される。

(五) 雇傭契約には(イ)被備者が漁場に於て任意に解約を申出た場合其の日本への歸航費は被備者の負擔たるべきこと

(ロ)相當の理由なく日本出發前に契約を解除する場合其の解除者に於て損害賠償の義務あることを規定し得。雇主が被傭者を漁場に於て解雇したるときは其の日本への歸航費は雇主の負擔となる。

一六、均等待遇

漁業上一切の事項に付日ソ人民は均等待遇を享ける。而して人民なる辭句は夫々兩國の公私企業を包含するものとし只特別の取扱を受けるソ聯邦の地方農漁民は除かるべきものとする。次にソ聯邦の國營及び各種コオペラチーフは單に税金の關係に於て日本國臣民と異なりたる地位に在るべきを規定した。

一七、國營企業の意義

改訂條約に於て國營企業と稱するは資本の半額以上が國家機關に依り投資され、又は理事の半數以上が國家機關に依り任命される凡ての種類企業を指す。

一八、法令實施の豫告

漁業に關する法令の實施に付ては凡て三箇月前に日本國政府又はハバロフスク日本國領事に豫告することとする。

一九、條約有効期間

八年とし以後十二年毎に改訂又は更新せらるべきものとする。

二〇、其の他

(一)一旦開設された漁區は條約有効期間中閉鎖されないものとする。但天變地異に依る天然的閉鎖は此の限りに在らず。

(二)借受漁區が狭少に過ぎ又は濫濶で作業に困難なるときは其の隣接の地面の借受方を申出ることを得。

漁業紛争の續發とソ聯勢力の進出

漁區問題

ソ聯邦政府の確立、日ソ漁業條約の實施以來、日ソ兩國の漁業權に關する紛争は頗る多端を極めたが、就中漁區問題は其の根本的なものである。

明治四十一年の日露漁業協約施行以來昭和三年に至る迄の期間に於て、日露兩國の漁區數に表現された勢力の比較は日本側は一貫して平均八割以上を占め、露國側は二割以下の劣勢にあつた。昭和三年度に於ては我方の二百五十五個に對し彼は四十二個で、その割合は八五・九割對一四・一割に當つてゐた。然るに日ソ漁業條約の實施以來、ソ聯邦の漁區數は急激に増加を見ることがなつた。即ち新條約實施の第一年度たる昭和四年に於ては、日本側は四十八漁區を増加して三百三漁區となつたに對し、ソ聯側は一躍二百二十漁區を獲得して百六十二漁區となり、その割合は六五・一割對三四・九割と急變化を見た。更に昭和五年は五三・九割對四六・一割、昭和六年は五〇・七割對四九・三割と我勢力の漸落となつた。

如何にしてソ聯の斯の如き急激な進出が可能であつたか。新條約に於てはソ聯邦の國營企業に對し、競賣に参加せずして各種類の漁區、漁獲高、標準總高の百分の二十に相當する合計二百萬布度を限度とする漁區を取得し得ることを許したのであるが、ソ聯邦はこの權利を不當に利用し、且又コオペラチーフ、個人の私的企業を國營の傀儡として漁區競落に不當に進出せしめたことに因るのである。

ソ聯邦は大正十五年に國營企業たる勘察加株式会社(略稱アコ)を設立して、オホツク、堪察加地方に於ける漁業經

營に當らしめたが、昭和二年からは國營漁業の根本建設十ヶ年計畫を樹立し、積極的に極東の漁業開發に乗り出し、計画的に邦人漁業の壓迫を企圖するに至り、漁區問題の紛糾を見るに至つた。

昭和四年の新漁業條約實施第一年に於て、ソ聯邦は國營企業に貸付のため鮭鱒漁區五十一ヶ所、鯨漁區十二ヶ所、蟹漁區九ヶ所、合計七十二ヶ所を選定要求した。この數は前年の國營漁區數二十三ヶ所に對し一躍三倍餘に當るのみでなくその中には従來我が日魯漁業株式會社の經營した鮭鱒漁區十五ヶ所、蟹漁區三ヶ所を含んでゐたので、所謂緊争十八漁區問題を惹起するに至つた。

昭和四年の第一回漁區競賣は同年二月二十八日浦鹽斯德で舉行されたが、當時我が當業者はソ聯邦の國營漁區優先取得に強硬反對し、又漁獲標準の調整、漁區貸下條件の修正を懸案としてゐたので、右競賣に参加せず、三月十五日の再競賣にも不参加を斷行し、四月五日の競賣に漸く参加したが、その結果邦人の經營せる漁區、又は開設出願の新漁區二十八個がソ聯の個人企業に奪取された。これが個人企業の不當進出の問題である。

(昭和四年度の競賣に於ては島德藏氏を背景とする宇田貫一郎氏の日魯漁業優良漁區奪取事件を生じ、漁業問題をいやが上にも紛糾せしめたことは周知の事實であらう。)

昭和五年の漁區競賣は前年の未解決重要緊争を控へたまふ兩國參加の下に舉行されたが、開票の結果は更にソ聯邦の大進出、邦人側の慘敗が明白となつた。即ち競賣漁區二百四十二ヶ所中ソ側の百五十六ヶ所に對し、邦人側の落札は八十六ヶ所に過ぎず、前年の宇田漁區七十八ヶ所の如きも日魯漁業の獲得せるもの僅に十五個で、十二個所はソ聯の不當價格によつて奪取された。ポーツマス條約に於て確保された漁業權も、かくて有名無實と化し遂には我が漁業は一掃される危惧すら感ぜられるに至つたので、須田、田中丸、橋口、平塚等當業者代表は浦鹽に於て競賣否認の強硬態度を以て折衝したが、遂に再競賣に参加、その結果は競賣漁區數八十五ヶ所中、邦人の競落六十一、ソ聯側十八、不落六であつた。かくて昭和五年に於ける兩國の漁區勢力は邦人は前年より十五を加へて三百十八漁區に對し、ソ側は百廿を增して二百七十二漁區となつた。當時露領水産組合が組長名を以て政府に提出した「願書」は自主的出漁の決意を述べて政府の強硬對策を促してゐるが、其の間の空氣は露領漁業昨今の情勢に髣髴たるものがある。

請願書

露領ニ於ケル邦人ノ漁業ハ、其沿革的事實ト邦家ノ經濟狀態ニ鑑ミ、最も重要ナル國家的産業タルコトハ今更贅言ノ要ナキトコロ、小生最近露領水産組合長ヲ引受クルニ當リ、密ニ最近ノ事象ヲ檢討スルニ、内外ニ對スル懸案山積シ、關係當業者ハ不安ノ儘、一ニ漁期ニ追ハレ巨萬ノ財貨ヲ外國領土ニ於ケル事業ニ投ジ、其狀恰モ海水ヲ踏ンデ亂舞スルガ如キ觀ヲ呈シ、事態頗ル憂慮ニ堪ヘザルモノ有之候

斯ノ如キハ單リ關係當業者ノ爲、採ラザルトコロナルノミナラス誠ニ國家經濟ノ爲、默視スル能ハザル次第ニ有之候、而シテ之方打開策ニ付テハ、根本的治療ヲ要スルモノアルベク又又緊急措置セザレバ遂ニ救済ノ途ナキモノ尠ナカラザル様思考セラレ候、而シテ其根本的方策ニ付テハ暫ク措クモ當面處理ヲ要スルモノノミニテモ昨年及本年ノ實例ニ於テ左ノ如ク數件ヲ數ヘ、何レモ露國ノ國家的計畫ヨリ出發セル邦人驅逐策ニアラザルハナク、今ニ於テ斷乎タル處置ニ出デザレバ毎年ニ我權益ハ漸減シ數年ヲ出デズ全滅ヲ餘儀ナクサル、ニ至ルベキハ極東漁業十年計畫ノ實行ニ微スルモ誠ニ明ニ有之候、殊ニ之等諸案件ハ露國ノ國際信義無視、條約締結ノ精神凌却ノ結果ニ外ナラス從テ徒ラニ條約ノ條章ヲ以テ、彼ニ反省ヲ促スモ徒勞ニ歸スルハ今日迄ノ事實ニ微スルモ明ニ有之候、依テ國家的權益確保ノ爲不動ノ國策樹立ハ焦眉ノ急務ト存ゼラレ候間、之方前後措置ニ關シ何分ノ御方針廟議御決定相仰度尙今後露國ノ態度依然不得要領ニ終始スルガ如キ場合ハ寧ロ關係當業者決意ノ下ニ自主的出漁ヲナシムルハ止ムヲ得ザル結論カト存ゼラレ候條、篤ト御審議ノ上政府トシテ至急適當ノ御措置相仰度此段及請願候也

昭和五年四月

左記

第一、個人ノ假面ヲ被リタル國營企業進出ノ件

第二、露國々營企業取得漁區ノ件

第三、漁區最低價格ノ件

廣田カラハン協定

以上の如く露領漁業問題は漁區問題を中心に昭和四年以來未會有の紛糾を來し、而も年々激化し日ソ國交阻害の病たるの感を呈するに至つた。國內にあつても昭和五年五月第五十八回帝國議會貴族院に於て、又同六年三月第五十九回帝國議會衆議院に於て、それ々々水産國策樹立に關する建議案が可決され、殊に五十九回議會に於ては貴衆兩院とも北洋漁業權確保に關する決議案及び建議案を可決したが、此等は何れも國內の輿論を背景とするものであつた。

かくて政府は昭和六年八月駐露廣田大使をしてソ聯邦當局と交渉を開始せしめたが、一ヶ年を経過し翌昭和七年八月に至つて、同大使とカラハン外務人民委員代理の間に取極が成立し、漁區問題は一應解決を告げるに至つた。之が所謂廣田カラハン漁區協定である。この取極によつて我當業者は現に借受けてゐる漁區の大部分を(二百八十二漁區)一九三六年即ち漁業條約期間満了の昭和十一年迄、競賣の方法によらずして引續き借受けることが出来る。又條約に於けるソ聯邦國營漁區の漁獲標準總高の制限二百萬布度以内を緩和して、五百萬布度まで増大することを認め、且競争十八漁區、七漁區及び其他の漁區に關する日本側の要求及び反對は解決せるものとしてソ聯邦側の經營權を確認することとなつた。

昭和七年に於ける我方の現有漁區は三百九十二、その中、既に安定せる漁區、即ち特別契約漁區四十四及び五ヶ年期

限借受漁區八、合計五十二を除き三百四十漁區の長期安定を見たのであるから、現有漁區の八割強が安定されたわけで、我方としては相當の成功であつたと云へる。

△廣田「カラハン」間漁區協定ニ關スル取極

(昭和七年八月十三日署名)

在ソ聯邦日本國大使廣田弘毅氏及ソ聯邦外務人民委員代理レフ・ミハイロヴィチ・カラハン氏ハ日本國及ソ聯邦間ニ存在スル友好關係ヲ増進スル目的ヲ以テ千九百二十八年ノ漁業條約ノ適用ニ關聯スル種々ノ問題ヲ該條約ノ解釋ニ基キ解決センコトヲ希望シ且總テノ漁業問題ハ漁業條約ノ總テノ條文及規定ヲ遵守スルコトヲ基礎トシテ解決調整セラルベキモノナリトノ見地ニ立脚スル各自國政府ノ訓令ニ依リ前記條約ノ範圍ト基礎トニ於テ友好的ニ意見ヲ交換シタル後左記ニ同意セリ

一、現ニ日本國臣民ノ借受ケ居ル漁區ニシテ千九百三十六年ヨリ以前ノ年度ニ於テ貸付期間満了スルモノハ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル水産物ノ採集ニ當テラレタルトヲ問ハズ次項ニ規定ノ六十漁區ヲ除キ總テ當該借區契約ヲ同一條件ヲ以テ延長スルノ方法ニ依リ千九百三十六年度迄關係日本國臣民ノ借受ケトシテ存續セラルベシ 而シテ右日本國臣民ハ當該漁區ノ貸付期間満了前何時ニテモ極東漁業廳ト其ノ貸付延長ニ付必要ナル手續ヲ爲スコトヲ得ベク同廳ハ貸付期間満了前遲滞ナク右延長ノ手續ヲ完了スベシ

二、日本國臣民ノ申請ニ基キ開設セラルル漁區、其ノ他今後競賣ニ依リテ貸付ケラルル總テノ漁區並現在日本國臣民ノ借受ケ居ルモノノ中ヨリ其ノ任意ニ選定スル六十漁區ハ條約ニ基キ開設セラルル毎ニ又ハ其ノ貸付期間ノ満了スルニ從ヒ又其ノ借區契約ノ條件ニ基キ貸付停止セラルル場合必ズ競賣ニ附セラルベク且漁業條約附屬議定書中第六條ニ規定ノ期間ヲ以テ競賣ニ依リテ貸付ケラルベシ

三、漁業條約附屬最終議定書第一一〇乙(二)ニ準據シ國營企業ニ貸付ケラルベキ鮭鱒族ノ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル漁區ノ漁獲標準總高ハ現ニ國營企業ニ貸付ケラレ居ル總テノ鮭鱒漁區ノ漁獲標準總高ヲ含メ千九百三十二年貸付ケラレ居ル總テノ鮭鱒漁區ノ漁獲標準總高ノ百分ノ三十七即五百萬布度迄増加セラル 而シテ此等ノ漁區ハ最終議定書第一一〇乙(三)ノ規定ニ依リ選定セラルベク且千九百三十六年度迄ノ期間ヲ以テ國營企業ニ貸付ケラルベシ
前記ノ限度ヲ以テ國營企業ニ貸付ケラルル漁區ノ大部分ハ千九百三十二年ソ聯邦人民、コーペラテイヴ組合及其ノ他ノ團體ニ於テ借受ケ居ルモノノ中ヨリ選定セラルベシ
四、十八漁區、七漁區及其他ノ漁區ニ付國營企業ノ爲メ確保ニ關聯シ發生セル總テノ日本側ノ要求及反對ヲソ聯邦人民、「コーペラテイヴ」組合及地方農漁民ニ貸付ケラレタル漁區ニ關スル要求及反對ハ之ヲ解決シタルモノト認ム但シ兩國政府ハ漁業條約及其ノ附屬文書ノ解釋ニ關スル各自從來ノ主義上ノ主張ヲ引續キ維持ス
ルーブル換算率の問題

所謂ルーブル問題即ち露貨の邦貨換算率に關する問題は、借區料其他邦人漁業者がソ聯政府に支拂ふ公課金と不可分の關係にある。邦人經營漁區の借區料は昭和四年の宇田事件を動因として著しく騰貴するに至つた。即ち宇田漁區七八ヶ所の競落価格は前年度のそれに比し實に四倍餘の高値であつたが、ソ聯は之を利用して借區料の吊上げを行ひ、昭和五年以降も騰貴し、日本人一漁區平均租借料は昭和三年の七千五百八十五ルーブル、四年の一萬七千八百九十五ルーブル、五年の一萬九千八百三十一ルーブル、六年の二萬六千六百六十六ルーブルと續騰した。
續詰工場經營に關する特別契約漁區の如きは、昭和四年その借區料を始めて決定せんとするに當り、ソ聯は宇田事件の不當競落價格をその標準に加へ、同年は遂に未決定に終つたが、翌五年に至り、特別契約漁區の借區料は、鮭鱒漁區三十七、蟹漁區七合計四十四箇に對し三百二十二萬六千九百九十五ルーブル、一漁區平均七萬三千三百四十四ルーブルとなり、之を右漁區の特別契約輸入前の昭和三年に於ける平均借區料一萬五千五百三十六ルーブルに比較すると、實に四・七倍の騰貴となつた。

かくの如き借區料の昂騰に對して邦人漁業者は、ルーブル相場下落によつてその負擔増加も自ら調節輕減されてゐた。ルーブル市中相場は昭和三年以降漸次下落し、昭和五年には一ルーブルに付二、三十錢にまで下落してゐたが、昭和五年八月ソ聯官憲は突如朝鮮銀行浦鹽支店の検査を強行し、ルーブル貨の自由賣買を禁止し、其年十二月には同支店の閉鎖を命ずるに至つた。

このため邦人漁業者はルーブル相場下落による利益を失ひ、借區料の負擔は従來に數倍するの危険を生じた。かくして昭和五年末以來ルーブル換算率問題が漁業問題中の重要案件として加はるに至つた。

ソ聯は最初日貨五十錢を以て換算率とする旨提議し、更に四十錢に讓歩したが、交渉は容易に纏らず、昭和六年出漁期には遂に信濃丸無査露出帆事件さへ生じたが、同年四月二十六日漸く幣原外務大臣とトロヤノフスキーソ聯大使の間ルーブル換算率協定が協定され、アコ債券額面一ルーブルに付三十二錢五厘を以て買取り、右債券を以て借區料を支拂ふこととなつた。これによつて漁區借區料の實質が急激に騰貴することを免れたのである。

尙ルーブル換算率取極の附帶條件として、我方は昭和四年來の競争二十八漁區問題に關し、その中十七漁區の國營取得を承認した。

幣原・トロヤノフスキー間協定は左の如きものである。

△留換算率ニ關スル取極

幣原「トロヤノフスキー」間協定

昭和六年四月二十六日「ソ」政府發「ト」大使宛訓電譯

「ソ」聯邦政府ハ日本漁業者ノ借區料金ニ關スル商議ノ繼續中終始本問題ノ迅速且友好的ナル調整ニ努メ幾多ノ讓歩ヲ爲シタリ「ソ」政府ハ自己ニ關係ナキ事由ニ因リ本問題ノ解決カ斯克モ遲延シタルコトヲ深ク遺憾トス

「ソ」聯邦政府ハ漁期ノ切迫シタルニ鑑ミ借區支拂金ニ關スル終局且友好的ナル調整ヲ保障セムト欲シ三十二錢五厘ニ關スル幣原男爵ノ提議ニ適應セムカ爲更ニ讓歩ヲ爲シ借券ノ臨時輕減換算率ヲ三十二錢五厘ニ定ムルコトニ同意ス但兩國政府ハ終局的換算率ノ決定ニ關シ商議ヲ繼續スヘシ

日本漁業者ハ其ノ義務ニ屬スル支拂金ヲ右臨時換算率ニ依ル「アコ」借券ヲ以テ遲滞ナク納付スヘシ而シテ噸館及小樽ニ於ケル「ソ」聯邦領事ニ對シテハ三十二錢五厘ノ臨時換算率ニ依リ「アコ」借券ヲ以テ支拂金ヲ納付シタル借區者ニ遲滞ナク査證ヲ發給スル様訓令スヘシ日本漁業者ハ右換算率ニ依リ取得シタル借券ヲ以テ保證金ヲ納付シ競賣ニ參加シ得ヘシ但シ第二回競賣ハ日本側トノ協議ニ依リ五月五日迄ノ内ニ於テ期日ヲ決定シテ可ナリ

國營ノ爲ニ豫定セラレタル漁區ノ留保ニ關シテハ「ソ」聯邦政府ハ日本政府側ヨリ異議ノ申出ナカリシ總テノ漁區ヲ直ニ國營ノ爲ニ留保ス其ノ他ノ十一漁區ニ關シテハ日本政府ノ異議ノ根據ヲ明白ナラシムル迄終局的決定ヲ延期ス昭和九年に至つてソ聯は、日本の金輸出禁止に伴ふ同貨の下落を理由に、再びルーブル換算率を一躍七十五錢に引上げる要求をなし來り、同年の漁區競賣を紛糾せしめたが、我方は應じなかつた。

労働時間協定問題

漁業に於ける労働時間の協定問題も、亦當初に於ける困難なる折衝の一であつた。

漁業條約附屬議定書(三)には漁場に於ける労働時間の制限を規定し、原則として八時間労働とするが、日本漁業者がソ聯労働人民委員部の権限ある地方機關と取極を爲すに於ては、一日八時間以上の労働(超過労働)を實施することが出来ることになつてゐる。これに従つて昭和五年七月當業者全權田中丸祐厚氏はハバロフスク市の極東地方労働部

代表と折衝したが、條文の解釋上意見の一致を見ず、一年限りの暫定協定を結んだ。

翌昭和六年六月田中丸全權は更にハバロフスクの地方代表と協議交渉を續け、昭和六年度暫定協定が成立した。即ちその内容は漁撈作業、製造作業、船舶荷役等の場合には一日十四時間労働を行ふことが出来、又魚類大群の場合には一日日数を限り一日十六時間労働を行ひ得る旨規定され、十六時間労働を行ひ得る日数が前年よりも増加した。

更に翌昭和七年七月には我方は阿部全權を派して、露領漁業の特質、漁場労働の特殊性に鑑み超過労働擴張の交渉を試みた結果、昭和七年度暫定協定を締結した。これにより一日の最長労働時間を十六時間とする規定、並に一日十六時間労働を行ひ得る日数の制限に關する規定は削除された。又一日十四時間労働を行ひ得る作業の範囲も擴張された。右の超過労働時間に關する暫定協定は爾後引續き今日に至る迄延長實施されてゐる。

△暫定協定書

ソヴィエト聯邦及ビ日本間ノ漁業條約第十三條及ビ同條約附屬議定書(乙)ニ準據シ、該條約ニ添付ノ條約第一條特

定ノ水域ニ於ケル日本臣民ノ漁業企業ノ内部管理規則ノ追加及ビ敷衍トシテ次ノ通り本協定ヲ締結セリ。

第一條 全漁場及罐詰工場ニ於ケル全日本人労働者及従業員ノ普通労働時間ハ漁業條約議定書(乙)ノ(三)ニ從ヒ原則トシテ一日八時間ヲ超ユヘカラサルモノトス

第二條 然レ共北洋沿岸地方ニ於ケル労働ノ特殊性並ニ漁業ノ特質ニ鑑ミ、「ソヴィエト」聯邦條約水域ニ於テ魚類ノ漁撈及製造ニ従事スル全日本漁業者ニ對シ、漁期ノ如何ナル場合ヲモ通シ、漁撈作業、漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル製造、貯藏並ニ網入準備、網入、網起、揚網及其撤去、船舶ノ荷役、荷造及漁期終了切揚準備作業ニ於テ普通労働日、祭日ノ前日、祭日及週休日ニ於テモ一晝夜六時間迄ノ超過労働ヲ爲サシムル權利ヲ賦與スルモノトス

一晝夜六時間迄ノ超過労働ハ、罐詰工場及漁場ニ於ケル各種ノ修理作業並ニ製造準備作業(陸上及建築作業)ニ於テ

モ亦労働者及従業員ノ同意ニ依リ之ヲ適用スルコトヲ得ルモノトス

右ニ記載無キ其他ノ作業ニ於ケル超過労働(一晝夜六時間迄ノ)ハ其都度豫メ現場労働監督官ト協定スルノ條件ニ於テノミ許可セラルコトアルヘシ

備考 一、漁場ニ於テハ労働時間及超過労働ノ正確ナル記載ヲ行フヘキモノトス

二、労働時間ハ労働者及従業員カ作業ノ場所ニ現ハレタル時ヨリ之ヲ起算スルモノトス

第三條 漁業條約議定書乙(三)ノ第二項ニ基キ、漁撈作業ニ於テ魚類ノ大群ヲナンテ來ル場合及罐詰作業ニ於テ魚類大群來ノクメ漁獲物著シク蓄積スル場合ハ労働人民委員部ノ地方機關ト特別ノ取極ヲ要スルコト無ク、労働者及従業員ノ同意ヲ得テ漁期中如何ナル場合ト雖モ、超過労働ヲ適用シ得ルハ勿論ナリトス

第四條 超過労働ニ對スル労働者及従業員ヘノ支拂ハ漁業條約最終議定書十七ノ第一項ニ準據シテ行ハルモノトス、即チ労働賃銀ノ一倍半トス

第五條 漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル労働ニ際シテノ食事ノタメノ休憩ハ義務的規則トシテ規定スヘキモノトス、而シテ之カ一回ノ休憩時間ハ三十分以上ヲラサルヘカラス食事ノタメニ費サレタル時間ハ超過労働ニ之ヲ算入セサルモノトス(以下略)

企業合同——日魯漁業株式會社の發展

明治四十一年日魯漁業協約實施の第一年度に於て、我が出漁者の数は五十五名であつたが、其後の状態は明治四十四年の百七名を最多とし、大正年間には毎年七、九十名の多きに上つてゐた。當初の時代はいはば勇敢なる群小漁業者が、露領漁業の第一線に立つて活躍してゐた時代で、所謂帆船經營を主とし、小規模粗放なものであつた。

其後露領漁業の發展、特に罐詰生産の發展は資本の集中、集積を促し、歐洲大戰當時に於ては、日魯漁業株式會社、堤商會、輸出食品株式會社、堪察加漁業株式會社、北洋漁業株式會社(大北漁業株式會社)等が組織されてゐた。然るに歐洲大戰の終熄と共に襲來した世界的不況は、露領漁業にも波及し、大小の企業は整理の必要に迫らるに至つた。此の間の機微を洞察して露領漁業に合同の端著を開いたのは當時新進氣鋭の堤商會である。堤商會は明治四十一年堪察加河口に二漁區を得て經營を開始し、同四十三年には創めて鮮罐詰製造に手を染め、大正二年には米國製自動製罐機並に自動罐詰製造機を購入設備し、大正四年には兩箇に製罐工場を建設して製罐業を罐詰業より分離し、又歐洲向軍需品として鮮罐詰製造高を増加した。かくて大正七年には從來のデンビー商會に代つて、堪察加に於ける罐詰製造業者の第一位を獲得した。大正九年堤商會は組織名稱を極東漁業株式會社と變更し、自ら輸出食品株式會社に合併した。

次いで大正十年三月輸出食品株式會社、堪察加漁業株式會社、日魯漁業株式會社の三社の合併成り、日魯漁業を存続せしめて資本金二千五百七十萬圓の一大漁業會社となつた。同社は更に大正十三年十月には三菱系の大北漁業株式會社を買収し、露領の優良漁場を殆ど掌中に收め、堪察加の罐詰業を統一し、昭和三年二月には資本金を四千萬圓に増大するに至つた。

然るに日ソの國交恢復し、新漁業條約が實施されるに及んで、ソ聯國營企業の猛烈な進出、各種漁業紛争の勃發は我が露領漁業者に重大な脅威を與へた。殊にソ聯漁業の強力なる國家的計畫的進出に對比し、我國の宇田事件の如き事例は露領漁業者の最も無統制な弱點を曝露するもの、惹いては國家權益にも損失を蒙らしめるものとして當業者のみならず、一般識者の關心を刺戟し、統制の必要が叫ばれるに至つた。のみならず經濟不況の深刻化に伴ふ企業合理化の必然性は、右の國家的見地と結びいて、ここに露領漁業の全部的合同の機運を醸成し、具體化を見るに至つたのである。かくて昭和七年三月、露領水産組合有志組合員は北洋合同漁業株式會社(資本金五萬圓)を設立し、北洋合同漁業株

式会社は政府から東洋殖産株式会社を経て低利資金九百萬圓の融通を受け、且一般漁業家の合同参加を待つて資本金を一千三百八十萬圓に増加した上、同年八月三十一日日魯漁業株式会社に合併し、北洋合同漁業株式会社は之を解散した。この大合同と前後して日ソ間の廣田・カラハシ漁業安定協定も成立し、日魯漁業株式会社の露領漁業に於ける獨占的地位は確保された。昭和十三年度に於ける日本側租借漁區數總計三百八十六の中、日魯漁業に屬するものは三百七十六僅に残りの十箇が荻布宗太郎及び佐野助治の二人の個人漁業家に屬するのみである。

尙現在同社の資本金額は五千三百八十萬圓(拂込済四千二百三十萬圓)、關係投資会社として太平洋漁業株式会社、北海製罐倉庫株式会社、北千島水産株式会社、函館水産販賣株式会社、函館冷蔵株式会社、大湊冷蔵株式会社、函館定温倉庫株式会社等を擁し、世界屈指の一大漁業会社である。

第三 露領漁業の現状

北洋漁業と露領漁業

露領漁業の現状を述べるに先立つて、世間一般に使用される北洋漁業なる言葉の意味、之と露領漁業との關係を一應検討しておかう。

先づ第一に北洋とは何であるか。思ふに我民族の北方の海洋進出に伴つて、北洋は漸次我々の祖先の視界に入り、その發展の進むにつれて、北洋も亦擴大されていつたものであらう。従つて北洋とは何等地理學上の嚴密なる名稱ではな

ら。歴史の示す所によれば、我民族の北方海洋發展は一に漁業的發展を以て代表された。即ち北洋なる言葉は漁業と密接、不可分の關係にあるのである。故に北洋漁業の内容を定義づけんとするならば、北洋の地理的條件の外に、漁業發展の沿革と現状をも併せて考慮すべきであらう。

露領漁業とは文字の示す如く露領極東水域に於ける我が漁業である。明治八年の樺太千島交換條約以後に於ては、露領漁業は樺太に於ける漁業を大宗とし、沿海州、堪察加方面へと發展した。日露戰爭、ポーツマス條約以後に於ては樺太方面は我が領有に歸すると共に漁業の中心は北へ進み、堪察加、沿海州方面が露領漁業の大宗となつた。そしてこの時代には北洋漁業と云へば名實共に露領漁業を意味したのである。然るに其後大正十年には母船式蟹漁業(蟹工船)が、昭和二年には母船式鮭漁業(鮭工船)が創始され、共に露領の領海を離れて公海に於て漁業を營むやうになつてからは、北洋漁業は露領漁業の外に、此等新しい企業をも併せて意味するやうになつたのである。

北洋漁業の權威越田徳次郎氏は昭和五年に北洋の範圍を説明して「その限界は劃然とはしてゐないが、地圖面で云へば朝鮮と露國との國境にある豆滿江口を通過する緯線(北緯四十二度位)から北方、北海道、樺太、千島の沿海を除いた海である。この海はベーリング海、オホツク海、日本海北部を以て代表し得る。北洋の北の限界はベーリング海峡で北氷洋と接続する。」と述べられてゐるが、最近に於いて北千島を根據とする鮭漁業が驚くべき發展を遂げた今日では、この漁業と露領漁業、鮭工船沖取漁業との間には、地理的にも、同一系統の鮭を漁獲の對象とする點でも、又生産、販賣の諸條件に於ても共通性の多いことを考慮し、この北千島漁業をも北洋漁業の中に加へて考へることが、極めて合理的妥當であると考へられる。

北洋の漁場は言ふ迄もなく世界三大漁場の一として知られてゐる。その面積は大約百三十萬平方哩で、この中ベーリング海は約七十六萬平方哩、オホツク海は約五十萬平方哩、日本海は約八萬平方哩である。漁業上重要な百尋線内の淺

魚 類

海の面積は約五十三萬平方哩で、有名な歐洲北海の漁業適地に比較すると約四倍の廣さがあると言はれる。

北洋漁場の魚類はその種類極めて多様で、産業的價値も高く、魚群も亦極めて豊饒である。主要なものを擧げて、
鮭鱒類、蟹、鯨、大鯡、鱈、鱈、鯨等多種多様に上るが、特に産業的價値の高いのは、言ふ迄もなく鮭鱒類、蟹である。
漁業條約の規定によれば、我國民はソ領極東水域に於ては臘肉、臘虎を除いた一切の種類の魚類及び水産物を捕獲し、採取し、加工するの權利を有してゐるのであるが、今日露領漁業に於て實際漁獲を行つてゐるのは、右各種類の中鮭鱒類、それに蟹及び少量の鯨である。

北洋の鮭鱒類(或は遼河紅魚類)は太平洋の北部を棲息場とし、海中に於て數年間生育した後、成熟の時期に至つて産卵のため淡水の中に入つて來る。人口稀薄な堪察加、オホツク地方の無数の河川は、此等の魚類に對して絶好の天然産卵場となつてゐるわけである。北洋の鮭鱒漁業は、この魚類の習性を利用し産卵のため陸岸に接近する時を選んで行はれる。

露領に於ける鮭鱒は學名「オンコリンクス」に屬し、紅鮭、銀鮭、鮭、鱒の助の五種類に分れる。

紅鮭(へにさけ Red Salmon)。體重六百匁乃至八百匁位其背面は極めて濃い青綠色、肉は紅色で良く緊り脂肪分に富む、殆ど全部罐詰として英國に輸出する。主産地はカムチャツカ河地方及びカムチャツカ西海岸南部諸地方。

銀鮭(ぎんざけ Silver Salmon)。體重七百匁乃至一貫匁位、外觀全體に亘り銀色を呈して居るのが名の起り、肉は薄紅色を呈し、肉質は紅鮭に比べて稍々軟かで主として罐詰にする。カムチャツカ河地方、オホツク地方が主産地。

鮭(むけ Dog Salmon)。體重九百匁乃至一貫二百匁、肉は淡紅色で昔は鹽引としたものであるが、近頃は新巻として

て廣く賞美される。多産地はカムチャツカ東海岸、西海岸キンカ以北及びオホツク地方。

鱒(ます Pink Salmon)。體重三百五十匁乃至五百匁、肉は珊瑚の様な桃色で罐詰及び鱈魚に製造される。主産地はカムチャツカの西海岸、就中中部以北の地方とカムチャツカ東海岸北部。

鱒の助(ますのすけ King Salmon)。鮭の種類中最も大型のもので體重普通二貫五百匁位、時としては八貫匁乃至十二貫匁、長さ六尺に達するものもある。肉は通常紅色、時に稍々淡いものもある。主としてマイルドキューといふ一種の鹽漬とする。産地はカムチャツカ河地方。

各種類の鮭鱒の來游には一定の周期性が認められる。即ち毎年各種類毎に來游の時期が一定し、又年に依つて來游する數の多少がある。例へば一九一三年以來奇數年にオホツク沿岸、堪察加西海岸に來游する鱒は非常に減少し、偶數年は豊漁で、所謂鱒年の名稱を生じた。

この現象に就ては、鱒は二ケ年で成熟するものであるから(紅鮭は四ケ年)偶々奇數年のものが何等かの異變で非常なる被害を受け、その結果奇數年の不漁年を生じたものと解釋されてゐたが、この一、二年は狂つて來たやうである。來游は初夏から秋に至るまで四ヶ月乃至四ヶ月半に及ぶ。その時期は種類により、又河川によつて異なるのである。

堪察加の河川に魚の大群來が遡上する際は實に驚くべき光景を現出する。魚群は河一面を掩つて上流へ上流へと突進し、浅い場所では魚は文字通り奔めき合ひ、權も水中に入らない。魚の擧げる鹽音は遠くから聞える程である。こうして紅鮭は河上の湖水内に入つて産卵し、鱒は淺瀬に産卵する。

太平洋産の鮭鱒は大西洋産のものと同異つて、産卵は一生に一回のみである。産卵後、即ち生物としての使命を果すや否や魚は全部斃死する。鮭鱒類の洄游はいはば「死への行進」である。

一尾の孕卵數は種類によつて異なるが二千粒乃至四千粒、卵は三、四ヶ月で孵化し、稚魚は體長一、二寸に達すれば海

海に下つた魚は種類により二年乃至五、六年にして成體に達する迄は陸岸に現はれない。その間何處の海中に棲息するものか未だ判明してゐない。

鮭鱒類の洄游状況、其他生態的調査研究は遺憾乍ら未だ充分に行はれてゐない。此方面の科學的研究は當然日ソ兩國の協力を必要とするものであるが、現在肝腎の河川産卵の事情は、全くソ領内にあつて手が着かず、又本年度の如きは從來當業者の行ひ來つた洄游調査のための標識放流に對し、ソ聯極東漁業廳は禁止を通告し來つたやうな状態である。

漁區の分布

露領漁業の行はれる區域、即ち所謂條約水域は、言ふ迄もなく河川及び入江を除いたソ聯邦領域の日本海、オホーツク海及びベーリング海に亘る一帯の沿岸で、その海岸線延長は實に五千哩に及んでゐる。ソ聯邦はこの廣大な漁業の區域を現在十四個の監視區に區別してゐる。之を日本海岸地方のものより、海岸線に沿つて順次列挙すれば、

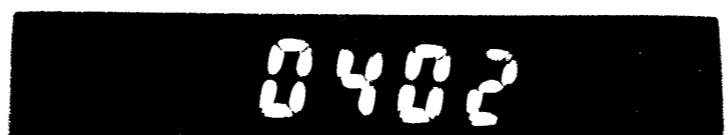
- 沿 海 區 (沿海州)
- 薩 哈 噠 區 (北樺太)
- ニコラエフスキー區 (黒龍江下流)
- オホトスキー區 (オホツク)
- タウイススキー區 (同)
- ギジギンスキー區 (同)
- イーチンスキー區 (堪察加半島西海岸)
- キクチンスキー區 (同)

- ポリシエツキー區 (同)
- 東 堪 察 加 區 (堪察加半島東海岸)
- カラギンスキー區 (同)
- キチギンスキー區 (同)
- オリユートルスキー區 (ベーリング海)
- アナドルスキー區 (同)

昭和十二年度現在に於て漁業條約水域に開設された漁區總數は八百十五箇、その中日本側借受漁區は三百九十一箇、ソ聯邦側は四百二十四箇、即ちソ聯邦の五二％に對して我は四八％である。日本側漁區三百九十一の中、鮭鱒漁區は三百七十四、蟹漁區は十七、ソ側漁區四百二十四の中、鮭鱒漁區は三百九十三、蟹漁區は三十一である。即ち日ソの漁區數を比較すれば、ソ聯邦は鮭鱒漁區に於ては稍々、蟹漁區に於ては斷然たる優勢を示すに至つてゐる。

漁獲標準高總數に於ては、日本側鮭鱒漁區は百三十五萬九千六百五十八ツエントネルで、ソ側の百二萬五千八百五十七ツエントネルに比し多く、漁區數とは反對に日本側の優勢を示してゐる。蟹漁區に於ては日本側製造制限高は十萬四千五百兩に對し、ソ側は十二萬七千兩となつてゐる。

右の租借漁區の中、昭和十二年に於て日本側が實際に經營を行つた漁區數は鮭鱒三百三十八漁區、蟹十六漁區、計三百五十四漁區である。ソ聯邦側の經營状況は明らかでないが、半分近くは休養してゐるものと見られる。何れにせよ、露領漁業の當初から兩國の漁業勢力の比較は、表面に現れた漁區數のみを以ては斷じ得ないことは事實である。今日に於ても、漁獲の技術、製造の技術及能力何れに於ても日本側の實力はソ聯漁業を凌駕し、全體を通じて我が露領漁業はソ聯極東漁業に對し遙かに優越した地歩を確保してゐるのである。



△日ソ漁区現勢 (昭和十二年度)

日魯漁業	日本側		ソ連側	
	計	他	計	他
鮭	二五八	一六	一、三五九	一、〇二五
鱈	一七	一七	三、五八	一、〇二五
計	三九五	一六	一、〇四、五〇〇	二、〇五〇
備考	三九一	一六	二七三	一五一
計	三九五	一六	二七三	一五一

備考 日本側の其他一六は昭和漁業株式会社五、佐野助治七、荻布宗太郎四を含む、尙昭和漁業漁区は昭和十三年度より日魯漁業に買収された。
ソ連側の其他合計一五一は個人漁業一一二、コオベラチーツ三九を含む、國營企業中には地方農民漁区四を含む。

昭和十二年度に於ける漁区の地方別、即ち監視區別分布状況を見ると、(別表参照) 十四監視区中、ニコラエフスキー区及び最北方のアナドイルスキー区には邦人漁区は存在しない。沿海区は漁区一四中休養十、薩哈連区は四漁区全部休養で、此方面の漁区は企業価値は甚だしい。唯ソ聯邦國營企業は此方面に多数の鮭漁区を經營してゐる。オホトスキー、タウイスキー、ギジギンスキー等のオホツク海北部地方は全漁区を通じて鮭の優良漁場である。この区域には日本側では罐詰工場一、冷凍工場一、冷蔵庫十を設置してゐる。

地察加半島西海岸に於けるイーチンスキー、キクチンスキー、ポリレエツキの各區は露領漁業に於ける中樞的重要な區域をなし、最も貴重な紅鮭を始めとし、鱈、鮭共に最大の漁獲を擧げてゐる。従つて漁区の数も多く、ソ聯側に對しても斷然たる優勢を示してゐる。邦人は此方面に於て罐詰工場二十五(生産能力六十二ライン)、冷蔵庫二十二を設備してゐる。

ベリリング海方面に於ては半島東岸のカムチャツカ河を據する東地察加區は、嘗ては紅鮭の寶庫であり、現在もポリレエツキ區に次ぐ優良漁場であるが、昭和二、三年ソ聯邦國營企業がカムチャツカ河に於て濫獲を行つた結果は洄游の激減を見、今猶資源維持を必要とする状態にある。尙この區域は鱈の助の唯一の漁場となつてゐる。カラギンスキー區は邦人の漁区七十三の多きを數へ、鱈の漁獲が多い。東地察加區よりオリエントルスキー區に至る地方に於て、罐詰工場八、冷凍工場四、冷蔵庫十八が設備されてゐる。

△日ソ漁区分布状況 (昭和十二年度)

監視區別	日本側		ソ連側	
	漁区数	備置料	漁区数	備置料
沿海區	一	六、八〇〇	八	一、四〇〇
陸地區	一	八、五〇〇	六	一、四〇〇
ニコラエフスキー區	一	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇
オホトスキー區	一	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇
タウイスキー區	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
ギジギンスキー區	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
イーチンスキー區	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
キクチンスキー區	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇

区別	品名	数量	単価	補助	紅	銀	シヨウ	課	計
沿海	サハ	1,234	100						123,400
陸	オホトスキー	5,678	200						1,135,600
陸	タウイススキー	3,456	150						518,400
陸	ギジギンスキー	2,345	120						281,400
陸	イーチンスキー	1,234	110						135,740
陸	キクチンスキー	987	100						98,700
陸	ホルシエツスキー	654	90						58,860
陸	東港	432	80						34,560
陸	カラギンスキー	321	70						22,470
陸	キチギンスキー	210	60						12,600
陸	オリユートルスキー	100	50						5,000
合計									1,985,220

△監視区別、魚種別漁獲高 (昭和十二年度、単位円)

区別	品名	数量	単価	補助	紅	銀	シヨウ	課	計
沿海	サハ	1,234	100						123,400
陸	オホトスキー	5,678	200						1,135,600
陸	タウイススキー	3,456	150						518,400
陸	ギジギンスキー	2,345	120						281,400
陸	イーチンスキー	1,234	110						135,740
陸	キクチンスキー	987	100						98,700
陸	ホルシエツスキー	654	90						58,860
陸	東港	432	80						34,560
陸	カラギンスキー	321	70						22,470
陸	キチギンスキー	210	60						12,600
陸	オリユートルスキー	100	50						5,000
合計									1,985,220



作業の概略

送込

露領漁業に於ける鮭鱈の漁期は地方に依り多少の相異はあるが、大體六月に始まり、八月末に終る。蟹漁期は之より多少早く五月に始まり八月末に終る。

漁業者は前年十二月より一月中に従業員（漁夫雑夫）の雇入契約をなし、漁具、漁網、漁船、空籠、食鹽等の製造用諸材料、従業員の食料品雜貨、建築用材料等を前年度より準備し、船舶の備入を行ひ、出漁の準備を整へる。出漁は函館を根據とし、蟹漁區にあつては四月下旬より、鮭鱈漁區にあつては五月初旬より六月中旬にかけて行はれる。之を送込と稱する。従業員数は毎年二萬人内外、漁業用物資は總額一千二、三百萬に上り、送込に使用する船舶は二、三千噸級のものを主とし、延五十隻内外である。

漁撈

送込船が漁場に到着すれば、従業員は夫々の分擔に従つて地區の整理、家屋、機械の手入れ、漁具の建込、工場の整備を行ふ。

鮭鱈漁場に於ける網は建網である。陸岸より沖に向つて海岸線に直角に垣根の如き垣網（手網）を張り、その先端に身網（胴網）をつける。垣網は四百間乃至千二、三百間、長いものは一里に及び、身網は長さ七、八十間、幅二十五間、深さ十二、三間、蚊帳を逆様にした様な形になる。垣網に突當つた鮭は、その習性によつて網に沿ひ沖へ沖へと避け、遂に身網の中に入るのである。身網の兩端には起船と保津船があつて、起船によつて網を手繰り、魚を保津船に收容する。盛漁期に於ては一起しに七八千尾以上の漁獲があると云ふ。保津船の魚は數隻の敷魚船に移し、ランチで見行して

陸岸に運び、更にエレベーターで塔上高く上げ、頂上からウオークシュートで罐詰原料は罐詰工場へ、新巻原料は應藏場へ、冷凍原料は冷蔵庫へ、と夫々送り込まれる。

製造

- 一、アイアン・チンク（魚調理機）によつて魚の頭、尾及び鱗を切り去り腹を割き内臓及び血液を除去する。
 - 二、フィッシュ・カッター（魚切機）罐の高さに適合する様切斷する。
 - 三、ワイラー（肉詰機）魚肉を罐に詰め、必要な食鹽を加へる。
 - 四、クリンチャー（假巻縮機）罐に蓋をのせて緩く巻縮める。
 - 五、エキゾースト・ボックス（排氣筒）華氏二百度の蒸氣の通じてゐる此の筒の中を罐はチェーンに乗つて約十分間通過する。此時魚肉は十分熱せられ、罐内の空氣は熱のため排出される。
 - 六、シーマー（巻縮機）、罐の蓋を巻縮め完全に密封する。
 - 七、キャン・ワッシャー（罐洗滌機）を通じ、罐の表面の汚れを蒸氣と水で洗ひ落す。
 - 八、クーラー・チャーヂャーで罐はクーラー（鐵製の平籠）に整然と並べられる。
- かくてクーラーに配列された罐はレット（蒸氣罐）に移され、華氏二百四十度の高熱で約一時間加熱殺菌され、完全な罐詰が出来るのである。右の様な順序で工場に設置された連続した機械の一列をラインと稱し、罐詰工場の製造能力の單位となつてゐる。
- 充分放冷された罐は一々検査し、一封度罐は四ダース、半封度及び四分の一封度罐は八ダース毎に木函に詰め、帶鐵をかけ、荷造をして市場へ送るのである。生きてゐる鮭が罐詰の姿に變るまで、僅か數時間に過ぎない。

蟹罐詰も略々同様の工程になる。
 新巻鮭は主として鮭及び鱒を原料とし鹽藏場に於て、冷凍鮭は主として鮭を原料とし冷凍工場に於て製造し、冷蔵鮭によつて内地市場へ輸送する。其他歐米人の嗜好する燻製原料たるマイルド・キユアード・サーモンは鱒の助を用い、イクラ及び筋子は鮭の卵粒によつて何れも製造する。
 切揚

漁期が終了すれば漁具を撤去し、漁場を閉鎖して内地に歸還する。之を切揚と云ふ。製品の輸送、諸材料の補給は漁期中間に於て随時行ふが、之を中積と稱する。紅鮭罐詰等の英國向け輸出品は、一萬噸級の外國船により堪察加漁場からパナマ經由英國リバプール向け直接に輸送される。(直行船と稱す)。従つて之等は一般貿易統計に記載されない、所謂貿易外収入をなすものである。
 昭和十二年度に於て送込、中積、切揚に使用された船舶は延べて左の如くである。

送込	汽船	四八隻	一、一四、八三八噸	中積	汽船	六五隻	一三〇、二七五噸
中積	帆船	一隻	五二五噸	切揚	汽船	二八隻	八六、六二二噸
計	汽船	一四二隻	三三二、二五九噸				

漁獲製造高、及び販路

露領漁業に於ける鮭鱒の漁獲高は近年は不漁年に於ては、四千萬尾、豊漁年には一億尾を越え、之に依つて製造する罐詰の数量は、數量の最も多い鱒の豊凶によつて非常に相異を來すが、昭和時代に入つてから頗る増加し、總額百萬尾

を突破する年も少くない。年によつて豊凶を生じるのは、この漁業の性質上避けがたいことである。鮭鱒罐詰中最も貴重な、産業的価値の高い紅鮭罐詰は近年は大量二十萬尾乃至五十萬尾を生産してゐる。蟹は昭和の初年に於ては年十萬尾以上を製造してゐたが、其後次第に小形となり減少し、最近再び増加の傾向を示すに至つた。最近六ヶ年に於ける主要罐詰の製造高、及昭和十二年度に於ける事實につき各種製造高の詳細を見れば左表の如くである。

△最近六ヶ年鮭鱒及び蟹罐詰製造高 (單位函)

昭和	紅鮭	鱒	其他鮭鱒罐詰總計	蟹
七年	四一六、一六四	七一三、〇九一	一、一六九、四四一	四七、四八〇
八年	二八七、六六六	三五七、四九二	六七二、九九七	二五、二二九
九年	五一四、五四三	八三七、三〇六	一、四〇〇、〇三六	二九、一五五
十年	一八八、六四一	六八〇、九二二	九一九、六九〇	三六、四七八
十一年	三四二、八四七	六三七、一九一	一、〇九七、〇五四	五〇、一八九
十二年	三三七、二七一	七三五、〇五三	一、〇七七、七一九	七八、六七七

備考 其他は紅鮭鱒の外少量の鮭、銀鮭、鱒、助の罐詰を含む。昭和十二年の數字は日魯漁業調査、其他は農林省北洋漁業統計に據る。
 △昭和十二年度製品内譯

種別	函	製造高	種別	數	製造高	種別	數	製造高
紅鮭	三三七、二七一函	新巻製品	六四七、六五七函	冷凍品	六二〇、二五函			

鮭	七三五、〇五三	改良製品	三五三、八九〇	筋子	二、八五四、四二〇
鮭ノ助	一、三〇〇	散	一〇、八八六、八〇八	イクラ	六三三、三九〇
共他	四、〇九五	マイルド	八二〇	魚粉	七、八七二
	七八、六七七	クニア	魚	油	三、六一四
合計	一一、五六、三九六				

備考、日魯漁業調査、個人漁業者の鮭魚製品等少量なれども含まず

露領漁業に於ける生産の総額は近年に於ては三千萬圓乃至五千萬圓に上つてゐる。その中最大のものとして最も重要なのは、云ふ迄もなく鮭鱈製品で、その中でも特に紅鮭製品が重要である。鱈製品を合せた鮭鱈総額は全生産額の平均六、七割を占める。

昭和十二年度の事實に就て見れば、本年度の露領漁業製品総額概算四千百萬圓中、鮭鱈製品が二千二百七十萬圓、鱈製品が四百三十萬圓、合計二千七百萬圓、鮭魚製品に於ては、新巻七百十萬圓に、改良、散鮭、マイルド・クニアを加へて合計一千百萬圓、冷凍製品百萬圓、副産品二百萬圓の割合となつてゐる。

△累年生産見積額内訳 (單位千圓)

昭和八年	昭和七年	紅鮭製品	鱈製品	蟹製品	其他鮭鱈合計	露領漁業生産見積総額
九、二七一	一三、七七一	五、四六九	一、六七〇	二、一五七	一四、五八八	三一、九〇九
		三、六〇三	一、一六八			二三、六六六

備考 農林省、北洋漁業統計

露領漁業に於ける最主要製品たる紅鮭製品は殆ど全部輸出品である。其他銀、鱈製品、蟹製品、冷凍魚、イクラ等も輸出され、輸出額は全生産額の平均七割に及んでゐる。

紅鮭製品は露領の漁場から直接英國市場へ輸送され、我國の貿易外收入として年々多額の外貨を獲得してゐることは既に述べたが、本邦の對英輸出品中にあつては第一位を占めてゐる。紅鮭製品はそれが全部輸出商品であること、市場が英國に限定されることに於て特徴を有してゐる。露領漁業は紅鮭製品の製造開始によつて産業的價値を確保したのであるが、之が英國市場を開拓したのは遠く大正の初年以來のことである。爾來英國市場の覇權を握つてゐる。

英國は紅鮭のみならず、銀鮭、鱈製品をも含めた鮭鱈製品の世界最大の輸入國であり、最近十ヶ年に於て一ヶ年平均二百萬圓の鮭鱈製品を輸入してゐるが、その五割、實に百萬圓は我國北洋漁業の生産品で、既に確固不動の地盤を確保してゐるものと云ふべきである。而して更にその七割約七十萬圓は露領漁業の生産に屬するのである。

英國市場に於ける競争者は米國アラスカ及びカナダであるが、價格及び品質に於て本邦製品は優勢である。唯最近、於ては沖取漁業北千島鮭鱈漁業の著しい躍進等の關係から生産の増加を見、幾分販賣上の支障を生じたが、北洋漁業統制に伴ふ、生産並に販賣上の統制の可能性は、此問題を解決しつゝある。

鮭鱈製品は英國の外佛蘭西、其他歐洲諸國濠洲へ、鱈製品は英國、米國へ、イクラはバルカン諸國へ輸出される。鱈鱈

九	一七、六七一	八、〇七六	一、三九九	二七、八五九	四〇、九〇二
十	六、〇八九	六、六七四	一、七四八	一五、六八六	二九、一四九
十一	八、八二五	六、三三七	二、六〇九	二〇、一九七	三五、四八八

第四 漁業現地に於けるソ聯の壓迫

邦人の漁業を自國領土内から排除せんとするソ聯邦の傳統的政策は、帝政露西亞時代から一貫して陰に陽に我漁業者を壓迫して來たのであるが、防共協定の成立、日ソ關係の悪化以來は極めて露骨となり、漁業條約の改訂調印を回避すると共に一面漁場現地に於ける邦人漁業者の作業、一般生活に對して極端な壓迫を加へ、漁業權の行使を制限するに至つた。

漁場に於ける各般の作業、生活等は漁業條約並に附屬文書、罐詰工場特別契約、漁區貸付條件及多少のソ國內法規によつて規定され、ソ聯の漁業官吏、税關吏、國境警備隊(ゲ・ベ・ウ)等の官憲が直接その任に當つてゐるが、ソ聯官吏は條約、貸付條件等の條章の不備缺點隱昧は之を悉く利用し、永年の慣行を無視し、又條文を一方的に杓子定規的に歪曲して解釋し、その嚴守を要求し、或は反則調書を作成し、違約金を課し來るのである。

之等の要求は何れも邦人漁業の既得權益を侵害し、實際の作業を拘束制限するもので、之に聽従するならば漁業の經營は大打撃を被り、生産は激減し、條約は全くの空文と化することを免れないのである。當業者は之に對して極力現地に於てソ側官憲と争ふと共に、更に政府當局の協力支援の下に、浦鹽の極東漁業廳に對し、又、中央モスコイ當局に對し交渉を行ひ、その不當要求の撤回を迫るが、解決を見ることは常に僅少で、問題は年々累増紛糾を加へるばかりである。

此等の反則違約金は昭和十二年に於て(左表)實に件數百六十餘件、九十萬ルーブルの巨額に上つてゐる。昭和十三年度の出漁期に於て日魯漁業會社の本部船査證問題の紛争を生じ、當業者に一大支障を與へ輿論の憤激を買つたことは尙生々しい事實である。

ソ聯の漁業權壓迫が如何に常識外れのものであるか、壓迫のための壓迫に過ぎないかを明瞭に實證する二、三の例を擧げて見よう。

一、漁場地區内に井戸掘りの許可を漁業廳より得、井戸を掘り、之に給水装置を施さんとした所、現場官吏は井戸を掘る權利は與へてあるが、給水装置の許可はない、改めて許可を申請すべしと強要した。又地區内に作業上必要な地均しの許可を取付け、行つた所、現場官吏は地均しの許可は與へたが、その草を捲る許可は與へて居らぬと主張した。

一、當業者は各漁場毎に日誌を備へて記入する義務を負つてゐるが、現場官吏が之を點檢した際、隣接する二個の漁場日誌に於て同日、同時刻の風速記入に一、二米の差が發見された。彼は之を日誌記入不正確として調書を作成した。

一、租借漁區の地區外に三、四の足跡を發見したソ官吏は、無斷地區外に出たものとして調印を作成した。

一、ラヂオ受信機はソ側の漁業用無税品目表中に記載され、輸入は許されるが、その使用に對しては郵電人民委員部の許可が必要なりとし、實際問題としては未だに設置が出来ず、そのため日本の氣象通報の放送の聴取が不可能となり堪察加方面に頻々たる時化の豫知が不可能となり、生命財産の危険を救ふことが出来ない。

以上はホンの一例に過ぎないが、露領漁業者が如何に非常識な取締りの下に事業を經營してゐるかの一端は窺へるであらう。従つて之等の不法なる壓迫に對抗し、操業を圓滑に遂行せんとする我が現場員の苦辛と努力は、實に驚くべきものがある。殊に最近の如く國際關係の逼迫した情勢の下に於て、出來る限り事端の惹起をさけ、國家に累を及ぼさざらんため、此等現場員は關係法規の徹底的研究を行ひ、反則行爲を避ける慎重な態度に出てゐるのであるが、而も尙且

反則の激増を防止することが出来ない。嘗ては漁期三ヶ月を漁場に生活すれば健康を増進し、肥つて歸るのが通例とされたが、今日に於ては例外なく瘦せると云はれる。權益漁業のかくの如き現状に對しては國民の深い關心を要請して已まないのである。

△最近五ヶ年違約金額

年	違約金	没收品(買戻し)代金	合計
昭和八年	四七、五七七 ループル	二、二二一 ループル	四九、六九九 ループル
昭和九年	二七、〇一六	一四、五一五	四一、五三一
昭和十年	二八、六八三	一、六四六	三〇、三三〇
昭和十一年	一〇九、二八三	三、四二二	一一二、七〇五
昭和十二年			約 八六、〇〇〇

備考 昭和十二年度の違約件数一六〇餘件、違約金並に没收金代金總額 八六〇、〇〇〇ループルは確定数字に非ず、競争中のもの、未決定のもの多少を含む、尙右の外、空欄重量加算による漁獲制限高超過の違約金は昭和七年以降十二年までに合計累算五百十萬ループル餘に上る。(本文参照)

現場作業關係に於ける紛争中、現在未解決の諸問題につき、その主要なるものを略述して見よう。

一、陸上地區に關する不當要求

條約及契約は漁業の目的のため漁區の陸上に一定の地區——幅三百四十米、奥行九十米の地區を與へることを規定してゐる。従來は地形の關係を考慮し、使用可能の地域に規定の面積の範圍内で地區を設け、その形は問題になつたが、最近ソ側は地勢を無視して地區は絶對的に契約に記載された幅と奥行を持つ矩形なるべきことを要求した。このた

め地區はその中に使用不可能な斷崖、沼地等を含ましめられることとなり、實際使用可能の面積は著しく狭くなり、或は現在の設備を動かさなければならぬ。又海岸線の關係上矩形を作ること不可能なものや作業上非常な不便を被るものが少くない。

二、二十米地帯の不當處置

漁場の一部をなす陸上地區の前面に二十米までの沿岸地帯を設け、これを公共地帯とし、借區者もその使用を許可されてゐる。右二十米地帯は永年何等の變更もなかつたので自然力により伸縮し、多くは四、五米から二、三十米伸張するに至つた。然るにソ側は最近何等の豫告なしに、一方的に二十米地帯の嚴守を要求し、且過去二ヶ年に亘つて超過地帯の使用料金を要求して來た。又このため漁場建物の移動も行はなければならぬこととなつた。

三、鮭鱈、蟹地區併用禁止

従來は經營の便宜上蟹地區を鮭鱈地區と併置し、設備等を共用して來た。共用は契約の認める所であり、地區併置は前漁業廳長官の公文により許可されてゐた。然るに漁業廳は併置は差支なきも、兩地區を一個の地區の如く併用するを得ずと主張した。この要求を容れる時は設備の全面的模様變へを要し、支障大となる。

四、網建場位置に陸上地區設定不可能なる漁區

陸岸が斷崖、沼澤等のため陸上地區を設け得ざる漁區に於ては、最寄適當の地に漁區を移し得る契約の規定がある。従來は便法として網を漁區位置に残し、陸上地區のみ最寄地點に設けて來たが、最近ソ側は斯る漁區の閉鎖を要求してゐる。

五、土木作業の制限

契約によれば地區内の地形を變更する土木作業は許可によりなし得ること、又許可を要するものは著しい地形の變更

の場合に限られてゐたが、最近では山崩し、濕地の埋立等は全く許可しない。爲に地區内の使用不能の地を利用出来なくなつた。又少量の砂利の採取、半米の高さ、又は深さの土木作業は盡く許可必要と主張するに至つた。此等の土木作業は頻繁に行ふ必要があるが、永年任意に行ひ來つた此等の作業を一々許可を取付けて行ふことは煩鎖に堪へない。

六、漁區閉鎖

新河口の發生、河口の移動により漁區と河口間の法定距離を失つた場合、その漁區は規定により閉鎖される。然るにカムチャツカ、オホツク方面の河口は移動常なく、又新河口が屢々發生する。漁區の閉鎖は重大問題であるから、かかる場合従來は翌年度實情調査の上決定することにしてゐたが、最近では法定距離を失へば直ちに漁期末に閉鎖を要求する。又漁區の契約面の位置は河口を起點に何軒と測量するが、河口の不明瞭なるに乘じ、測量の起點を勝手に變更し、計算上次の河口との法定距離を失はしめ、従來數ヶ年問題なく開設された漁區の閉鎖を要求した例もある。かくの如き遺方を容認すれば、カムチャツカの河口の性質上漁區の多數は契約面の距離を失ふに至る。

七、空罐重量加算問題

各漁區に於ける漁獲制限高の算定は、罐詰の場合はその内容量、即ち魚肉の重量を以て計算するが、ソ側は昭和七年以來魚肉の外にその包装物たる罐の重量をも加算するに至つた。罐は漁獲物に非ず、従つて漁獲制限高と何等關係なきことは議論の餘地がないが、ソ側は以來毎年制限高算定に當り罐の重量を加算し、故意に漁獲制限高の超過による反則罰金を課してゐる。我方はその支拂に應ぜず、未解決の儘今日に至つてゐるが、昭和十二年度迄の罰金額累計は實に五百十萬餘ルーブルに達してゐる。

八、粕工場禁止

魚粕の製造は條約及契約に認められてゐる。粕工場は大正九年以來建設經營され、何等問題はなかつたが、昭和十一年

年新工場設置に當り粕工場新設には許可を要すと新要求を提示し、遂には無許可建設として既設のものをも含めて調査を作成、取毀しを要求し、更に最近では粕の製造は許すが、粕工場は條約に豫見なきものなるが故に、日本人には建設の權利なしと主張し、昭和十一年以後建設の七工場に對し飽く迄取毀しを要求してゐる。

九、交通禁止

陸上及海上の交通は條約により與へられた權利で、從來漁業廳も之を許可してゐたが、最近ソ官吏は陸上の交通は嚴禁し、海上交通も或は許可せず、又は著しい制限を加へるに至つた。之がため時化の際の漁區間連絡、魚類の運搬は不可能となつた。又漁獲夫等團體査證人國者の漁區間交通は條約に基き簡易規則により、海上交通のみ許可されてゐたが最近では許可を制限し、拒否するに至つた。又正規の旅券所有者の海上交通も、許可されない場合が多く、責任者が數個の漁場の監督、緊急の必要等に應ずること不可能となり、經營上重大なる支障を來してゐる。

十、搬魚の制限

魚類及製品の漁區間の運搬の自由は條約、契約の規定する所で、現在の現地作業はこれによつて組織され、行はれてゐるが、最近俄かに搬魚區域に著しい制限を加へ、又搬魚の手續に關し、實行不可能の新要求を提示するに至つた。このため漁業の合理的經營は根本的に破壊されんとしてゐる。又搬魚區域の制限により、工場、冷蔵庫、冷凍庫の合理的利用も不可能となる。

十一、ソ側の無電利用禁止

従來はソ側の無電を利用し遠隔地又は内地と連絡を取つてゐたが、最近では一部主要地方に於て禁止した。

十二、食料品の補給禁止

食料品はソ側の定めた基準（漁業用無稅品目表に於て一人當り輸入量を規定）に嚴格に従つて輸入される。然るに時

化等により切り揚げが遅れ食料の不足を來した場合、従来は隣接漁區又は船舶より補給してゐたが、これも嚴禁するに至つた。

十三、藥品、醫器具の制限

ソ側の輸入許可の基準は品目極めて少く、且現在の進歩した醫藥の實情に則しない。我方ではその改正を要求してゐるが應ぜず、我方は事の性質上必要品の必要量を強硬に輸入し、ために紛争が絶えない。

十四、労働時間の制限

労働時間は超過労働時間協定によつて、一日八時間の外、六時間の超過労働を行ひ得ると共に、魚大群來の場合、及び罐詰作業に於て原料魚が大群來のため堆積した場合には無制限に超過労働を適用し得ることになつてゐるが、昨年來蟹場に於ける日出前、日没後の作業を禁止するに至つた。元來露領の漁業は魚群來の際は出来るだけ漁撈し、又天候の許す場合には夜間と雖も荷役を行はなければ、オホツク特有の時化のため非常なる遅延困難を來す。又蟹場は遠く陸岸をなれて漁撈に従事する必要上、かゝる労働時間の制限が與へる影響は頗る甚大なものがあるのである。

第五 露領漁業の重要性

今日露領漁業は言ふ迄もなく國家の權益として經營されてゐる。ここに露領漁業の特殊な性格、國家的重要性が存在する。

凡そ一つの産業の發達史と云ふ點から見ても、露領漁業の歴史の如く、國際的政治色彩を濃厚に帯びてゐる産業は少ないであらう。それは先づ二つの國家が境を接する地域、水域に於て、この漁業が營まれると云ふ地理的關係から必然に生じて來る。更に樺太千島交換後は樺太は露領となり、漁業は文字通りの露領漁業として露國の領土内に移され、その結果は邦人既得の漁業勢力は、露國政府の政治的壓迫の下に年々侵奪されるに至つた。

日露戦争は此關係に解決を齎らした。極東露領水域に於ける漁業權は國家の權益として條約上に確認された。漁業者は國家權益の代行者であり、漁業權に關する問題は國家の問題となるに至つた。露領漁業は重大なる國家的意義を獲得するに至つたのである。帝政露西亞がソヴェト露西亞に變つても、この關係に變更はない。否、變更することを許さなかつたのである。權益の權益たる性質上當然の事である。

ソ聯邦の極東漁業政策は前代に比較して著しく積極的となつた。邦人漁業を排除せんとする底意は、幾多の漁業紛争となつて現れたが、國家と輿論は漁業者を支持擁護して、漁業權の遂行を保障ならしめたのである。漁業權を繞る問題は、恐らく日ソ外交の半ば以上を占めてゐるであらう。此間政府は當業者間の統制を圖り、ソ聯の進出に對抗せんがた

め企業の合同に對しては積極的な援助と干渉を惜まなかつた。帝國海軍が露領漁業の當初から、連年現地に軍艦を派し巨額の國帑と犠牲を拂つて、保護の任に當つてゐることも特記しなければならぬ。これあるが故に大正十一年の自治出漁も可能であつたのである。斯の如きは一にこの漁業權が、日露戦争に於て國運を賭し、國民の血を以て購はれた國家の權益たるが故に外ならないのである。

此の故に露領漁業の問題を單なる經濟上の、産業上の問題として理解することは重大なる謬りである。例へば露領漁業に於けるソ聯邦の壓迫に辟易し之を放棄して、近來著しい發展を示しつつある母船式鮭魚漁業、北千島鮭魚漁業を以て代へんとする如き單純なる比較論、消極論は國家權益に對する根本觀念を誤つてゐるものと云はなければならぬ。露領漁業權は日露戦争によつて確保された。然し既に第一篇に述べた如く、之に先行する北洋漁業權開發の永い歴史のあつた事實を、國民は忘れてはならない。記録に止められた事實を以てするも、それは十八世紀の中葉にまで遡ることが出来る。爾來攷々營々として父は子に傳へ、子は孫に傳へて今日の發展の基礎を築いたのである。

即ち露領漁業の發展史は、我民族の北方發展史である。今日それが北の生命線と稱せられることは故なきでない。而して露領漁業を二世紀に亘る我祖先の北方發展の成果として承継し、今後益々之を維持發展せしめることは、我々日本民族としての責任でなければならぬ。

今日北洋の事態は益々複雑さを加へ、重要性を増しつつある。我が北洋漁業は露領漁業を母胎とし、其後漸次母船式鮭魚漁業、母船式鮭魚漁業、北千島漁業等を發達せしめ、現在では年額九千萬圓に上る漁獲を上げ益々發展の勢を示してゐる。北洋の魚族資源は尙無限に未開拓のまゝ海底に藏されてゐるのである。之に對しソ聯邦の極東開發も亦著々として進捗してゐる。最近に於ては歐露ムルマンスクと極東ベトロパフフスク、浦鹽を結ぶ北洋航路を開通し、極東への距離を短縮し、更に極北航空路の開拓にも着手してゐる。而してソ聯邦は堪察加を以て極東政策遂行の前哨地區なり

と稱し、その政治的意義を極めて大きく評價してゐるのである。

ソ聯邦極東政策の前進據點は、即ち我が北方の生命線と交錯する。堪察加半島の南端ロバトカ岬は僅に六哩を距て、我が千島の北端占守島と相對してゐる。我が北洋の、而して露領漁業の國際的政治的重要性は今後益々重加するであらう。

露領漁業の經濟的重要性に就ては今更變に詳述を要しないであらう。それは今日陰然たる一大産業部門を形成し、國家經濟上に動かす可からざる地位を確保してゐる。即ち毎年二萬人の從業員、百四五十隻、四五十萬噸の船舶を使用し、百萬噸の鮭魚及び蟹類、百萬噸の新巻改良等の鹽魚製品を製造し、その價額は合計四、五千萬圓に上つてゐる。

現下の時局に於て特に重要なことは、露領漁業の輸出産業としての特徴である。鮭魚類の大部分は英國市場を主として、其他世界各國に輸出され、その額は年々二千萬圓乃至三千万圓に上る。日本製品は露領漁業の他沖取漁業の製品を合し、過去十年間英國市場の半分を獨占し續けてゐる。之を以ても輸出産業としての健實さが充分に窺はれる。而も此等輸出に於ては、原料を無盡の海洋資源に仰いでゐるのである。此點原料資源を輸入に俟つ一般輸出産業とは斷然趣きを異にしてゐる。一〇〇%の時局的輸出産業とも稱し得よう。尙又此等露領漁業の輸出は露領よりの直輸出として貿易外收入を構成してゐることも特記されなければならぬ。國際貸借の調整、輸出の振興が現下戰時經濟の一大根幹として要求されてゐる今日、露領漁業の國家經濟的意義は極めて重要なりと云はなければならぬ。

更に又露領漁業はその生産品が悉く食糧品であると云ふ意味に於て、食糧政策上獨自の重要性を占めてゐる。食糧品として、輸出を除いて内地市場の需要へ提供される製品は、百萬圓に上る新巻、改良等の鹽魚製品を主とし、鮭魚類三十五萬圓を合し、金額にして一千二、三百萬圓に達し、大衆的食糧品として國民の間に現在既に廣く普及してゐる。鮭魚は動物性蛋白質の供給源として見る時は、その質極めて優秀であり、且鮭魚として貯藏保存に適してゐるから、

戦時體制下の食糧として國民の營養保健上重要な役割を有するものと云はなければならぬ。殊に畜産資源に不足してゐる我國に於ては、鮭鱈鱈は軍需食糧として缺く可からざるものであらう。

露領漁業の重要性を論ずるに當つては、年々二萬人に及ぶ漁業従業員の立場を見落すことは出来ない。彼等は概ね北海道、東北地方の小農漁民であつて、毎年漁期間一五、六月より九月に及ぶ三、四ヶ月間を一期として雇傭され、漁場に於て漁業労働に従事し、漁期が終了すれば再び出身地元の農漁村に歸還して農漁業に従事する極めて特異性のあつた労働者であつて、漁業出稼人と稱される。

土地の生産力が低く、副業に乏しく、又沿岸漁場の荒廢した北海道、東北の零細な農漁民の經濟に於ては絶対に家計を補充する何ものかを必要とする。この必要を満すものは露領漁業出稼である。これは露領漁業の創始以來行はれ、出稼人に取つては現金収入の最大なるものとして、重要な役割を果してゐる。而して出稼は普通農閑期の副業的意味に解されてゐるが、露領出稼は農閑期に於て行はれ、形は季節的臨時的存在であるが、數年、十數年繼續して同一漁場に出稼もする者多く、現在に於ては寧ろ專業と化してゐるのである。一人當り平均収入は給與、九一配當金、賞與金を合し、一漁期約二百圓となる。之を全體として見れば約四百萬圓の現金収入が之等疲弊した農漁村を富すこととなるのである。露領出稼者の納税成績の良好なことは、此等出稼地方町村當局の認める所である。

昭和十二年に於ける此等従業員の總數は一萬九千五百十名でその内譯は左の如くである。

△従業員職名別	
幹部	七二人
船頭	一三二人
合計	一九、五一〇人
備考	幹部には漁場主任、監督、通譯、醫師を含む
△従業員出身地方別	
北海道	八、一七五人
岩手	一、三三二人
福島	四一人
石川	四三人
秋田	四、三一六人
山形	九五人
新潟	一、〇四〇人
其他	三二〇人
青森	三、九二二人
宮城	八四人
富山	七二人
機關士	三六七人
雜夫	六、一七四人

附・露領漁業従業員に對する救恤措置

露領漁業従業員に對する救恤措置の實施も亦特殊なものであるから、ここに概説しておく。

漁業條約第十三條及び附屬議定書(乙)の(四)項によつて、日本漁業者(使用者)が、ソ聯邦衛生官憲との合意を以て被使用者に對する醫療の供給を引受ける場合、及び使用者の團體がソ聯邦の社會保險中に規定される所に比し、被使用者のため同等又は有利な救恤措置を、日本官憲によつて承認された規則に従つて引受ける場合には、ソ聯邦に支拂ふべき社會保險料は全部免除されることとなつてゐる。この取極めに従つて露領水産組合は昭和四年七月露領漁業被使用救恤規則を制定し、農林、外務兩大臣の承認を受け之を施行した。右規則第二條には左の如く規定してゐる。

第二條 組合員が露領漁業ノ爲雇傭スル被使用者ニシテ其被雇傭期間中左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ本則ニヨリ組合ニ於テ其ノ救恤ヲナス

- 一、死亡シ又ハ六ヶ月以上行方不明トナリタル時
- 二、痲疾トナリタル時
- 三、勞務ニ因ル傷病ノタメ前號ニ該當セザル程度ノ身體障害ヲ存スル時
- 四、傷病、若ハ看病ノ爲又ハ傳染病豫防ノ目的ヲ以テ隔離セラレタル爲一時的ニ勞働不能トナリタル時

昭和十二年に於ける救恤件数は、被使用者一萬九千五百十名中二百二十名、之が救恤措置に要した金額は合計三萬七千三百二十六圓である。その内訳は左の如し。
△最近三ヶ年救恤實施狀況

年 度	被使用者數	被 使 用 者 救 恤 件 數				合 計
		傷病者療養 員數	一時扶助料及葬祭料 員數	身障者並 扶助料 員數	死 及葬祭料 員數	
昭和十年	八、六、六	一、二	三、三	三、三	一、五	九、五
同 十一年	三、八、九	一、三	三、三	三、三	一、五	九、五
同 十二年	一、九、五〇	一、三	三、三	三、三	一、五	九、五

露領漁業救恤規則の規定を、工場法施行令及び労働者災害扶助法施行令の規定と比較して見る。
廢疾の最も強度なるもの、即ち「賃銀を生ずべき如何なる勞務にも堪へざる」ものに對する一時扶助料は露領水産組合規則に於ては一千圓以上であるが、工場法施行令は之に該當する障害扶助料として日給の六百日分と規定し、その最低限度として四百八十圓と明示してゐる。又死亡者に對する一時扶助料は工場法に於ては日給の四百日分、最低額として三百二十圓を規定してゐるが、露領水産組合規則に於ては最低五百圓以上、扶養家族の數によつては一千圓を越えることも少くない。又組合規則に於ては傷病死亡の原因が勞務に因らざる場合と雖も、治療費、一時扶助料を支給する建前となつてゐることも注意すべきである。大體に於て工場法施行令等内地に於ける災害扶助法規に比較して、露領漁業に於て實施されてゐる救恤措置は被使用者に取つて可成り有利なものであると云ふことが出来るのである。

第六 漁業條約改訂問題

漁業條約改訂交渉に關する問題は、最近に於ける日ソ漁業紛争中の最大重要問題である。のみならず今日の日ソ關係一般に於ても重要懸案の一として國民の注視的となつてゐる。
露領に於ける我が漁業權は言ふ迄もなく明治三十八年のポーツマス條約第十一條に於て、我國國民の既得權益として確認されたものである。即ち右第十一條は
露西亞國は日本海オホツク海及びベーリング海に瀕する露西亞國領地沿岸に於ける漁業權を日本國國民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す
と述べ、この條文に従つて日露漁業協約が締結された。而して協約は漁業權の内容を規定し、第十三條に於ては「本協約は十二箇年間效力を有すべく毎十二箇年の終に於て兩締約國相互の合意により之を更新又は改正すべきものとす」と明定した。
露西亞がソ聯邦となるや、ソ聯邦も亦大正十四年日ソ基本條約第二條に於てポーツマス條約の續效を全面的に確認し従つて我が漁業權は再びソ聯邦の確認する所となつた。而して基本條約第三條に於て「兩締約國の政府は本條約實施の上は千九百七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し、右漁業協約の改訂を爲すべきことを約す」と誓約し、これによつて昭和三年日ソ漁業條約の締結となつた。同條約も亦その第十五條に於て「本條

約は八年間引続き效力を有すべく、且右期間の終に於て修正又は更新せらるべく、爾後本條約は毎十二年の終に於て修正又は更新せらるべし」と述べてゐる。

即ち以上によつて明瞭なる如く、漁業権は兩國間の條約によつて確認された無期限恒久的我が國家權益であり、漁業條約はこの漁業権の行使規定、施行細則である。漁業権は永久不變、常に存在し、發動するが、その行使規定たる漁業條約は時勢の變化に伴つて改訂される。而して日ソ漁業條約の締結の義務は、漁業権に從屬した嚴然たる條約上の義務である。漁業権の存する限り、漁業條約も亦存続しなければならぬ。

昭和十一年以後の我が漁業條約改訂交渉の目的は、漁業事情の變化に對應した漁業條約の改訂を行ひ、ソ領水域に於ける漁業権の行使を圓滑ならしめんと希望するに外ならない。従つて條約の改訂を回避するソ聯邦の態度は條約上當然の義務に對し不誠意不忠實であるのみならず、我が漁業権そのものに對しても一の侵害行為を構成するものと斷ぜざるを得ないのである。

漁業條約改訂の問題は現在尙兩國政府の折衝中に屬し、その詳細に亘つて論ずることは未だ時期でないが、その交渉の経緯は左の如くなつてゐる。

昭和三年（一九二八年）五月二十五日公布の日ソ漁業條約はその第十五條第一項に於ては條約の有効期間を八年と規定し（上述）、第二項に於ては次の如く規定してゐる。

「締約國の一方は本條約の終了の十二月前に於て本條約を修正するの希望を他方に通告することを得、右修正のための商議は右十二月以内に終了せしむべし」

右第十五條の規定によつて日ソ漁業條約は昭和十一年（一九三六年）五月二十七日を以て期間満了となる。その修正の

希望は條約終了前十二ヶ月即ち昭和十年五月二十七日以前に於て相手國に通告されなければならない。従つて帝國政府は條約修正に關する方針を決定し、昭和十年五月二十六日駐ソ大田大使は政府の訓令に基き、ソ聯外務人民委員部にストモニヤコフ次長を訪問し、漁業條約修正希望の正式通告を發した。

かくて改訂交渉はモスコに於て同年六月十一日の酒匂大使館參事官とソ聯外務人民委員部カズロフスキー極東部長間の會見を皮切りとして開始されたのである。尙漁區貸下條件の改正等専門技術的問題に關しては、我方は當業者代表として有賀篠夫氏を派遣し、漁業調整本部次長ゴロフスコイ氏との間に交渉は昭和十年十一月十四日を第一回とし、政府間折衝と併行して進められることとなつた。

條約改訂に對する我政府の根方方針は大綱左の如きものであつた。

- 一、競賣制度を廢し漁區を安定せしむること
- 一、借區料及び同換算率の調整
- 一、漁獲標準高の調整
- 一、魚族の蕃殖、保護

折衝は翌昭和十一年の五月に至る迄三十回に亘つて續けられたが、最重要案件たる漁區安定問題に關し、ソ聯は誠意ある態度を示さず、此分では條約の有効期間内に到底新協定成立の見込なきに至つたので、政府では無條約状態に陥ることを避けて、取敢へず現行條約及び附屬議定書、其他政府間の取極を同年末まで即ち昭和十一年十二月三十一日まで延長せしめることとし、右に關する暫定協定が大田大使、ストモニヤコフ次長の間に調印され、五月二十七日發布された。

其後交渉は八月末再開され、漸く妥協成り、新協定案文は十月二十三日酒匂、ストモニヤコフ間に合意確定を見、事

實上成立を告げた。又我方に於ても一切の國內手續を済せ、愈々十一月二十日を期して正式調印を行ふばかりに決定した。當時成立した協定案の大綱は左の如きものと云はれてゐる。

- 一、漁業協約有効期間の八ヶ年延長
- 一、廣田・カラハン漁區の長期貸付
- 一、特別契約漁區の八ヶ年延長
- 一、現行ルーブル換算率の据置
- 一、魚族の資源維持

然るに當時日獨防共協定成立の噂が、ソ聯當局の耳に入るや、ソ聯政府は俄かに態度を硬化し、調印豫定日の前日に至り、我が駐ソ大使宛公文書を以て「國內手續未了」を理由とし二十日正式調印不可能なる旨を傳達し來つたのである。十一月二十五日我が對外關係に新時代を劃する日獨防共協定はベルリンに於て正式調印された。同日我が新任駐ソ大使重光葵氏はモスコに着任、直ちに日ソ國交の調整、漁業協約調印促進方を交渉したが、ソ聯は日ソ間の政治情勢の變化を理由とし、或は目下審議中なりと稱し頑として調印に應じない。然るに暫定協定期間は十二月末を以て期間満了となる。依つて已むを得ず我方は再度の暫定協定を締結し、其上で交渉を繼續するの方針を決したのである。かくて十二月二十八日現行漁業協約並に附屬文書を一九三七年（昭和十二年）十二月三十一日まで一ヶ年延長する第二次暫定協定は重光大使、ストモニコフ外務人民委員部次長の間に締結調印された。右に關し我が外務省は當時左の如き當局談を發表し其間の事情を明かした。

「新漁業協定については大體十一月二十日調印せらるる筈であつたが、ソ聯邦に於ては國內手續未了の理由を以てこれが調印を遅り、その後我方の説得にも拘らず、遂に年内に調印の意向がないことが判明したので、かうした場合に處

する條約所定の手續に鑑み、且明年度の出漁に支障ならしめるためソ側と協議を續けた結果ソ側は現行條約及び附屬文書の效力を引續き一年間延長する取極に應ずる意向を明かにした。然るに所謂廣田カラハン協定は本年末を以て期限が到來するので、此の際條約の效力のみを延長しても、前記協定の效力が延長せられる以上は、同協定に基き我方が繼續經營しつゝある二百八十餘の漁區は安定を得ざるることとなるのである。依つて此點に就き折衝を重ねた結果、ソ聯邦側は所謂安定漁區を明年度の經營に上程せず、且年内に向ふ一年間の契約延長の手續を完了せしめるべき旨を約言した。斯て二十八日午後モスコに於て第二次暫定取極の調印を見るに至つた。

周知の如く、聯邦は滿洲事變以來内外の形勢に鑑みて對外政策を緩和し、表面協調外交に轉ずるに至つた。従つて日ソ關係も一時小康を得てゐたのであるが、昭和十一年十一月の日獨防共協定締結を轉機とし、日ソ關係は急角度に悪化の一路を辿り、政治的にも經濟的にも全く正常なる國交關係を離脱し、殆ど斷交に等しい状態に陥るに至つた。かくて漁業協約改訂交渉の問題も、極めて困難なる環境に直面するに至つたのである。

昭和十二年に入り我が政府はソヴィエト政府に對し、機會ある毎に既に案文の確定してゐる新協定の正式調印を要求して來たのであるが、彼はその都度言を左右にして應じない。督促は實に數十回の多きに及んだ。交渉の主要なる記録を辿つて見ると、昭和十二年五月には重光・ストモニコフ會見、六月には重光・リトヴィノフ（外務人民委員）會見が行はれたが、ソ側は未だ時期に非ずと稱して我が督促に應じない。越えて十月十九日重光大使はストモニコフ次長と會見して調印を迫つたが、彼は政府に報告し訓令を得て回答すべしと逃げ、更に同月二十八日、西參事官・カズロフスキ極東部長の會談に於ては、重光大使が出張中ならば、大使の歸任を俟つて回答すべしと云ふ口上であつた。十一月二日に至りソ聯政府の機關紙「イズヴェスチヤ紙」は

「昨年末日ソ漁業協約は調印間に於て日獨防共協定が成立したため延期となつた。然るに今度は日獨伊三國の防共協定を目論んでゐる。斯の如きは漁業協約交渉をして昨年の轍を履ましめるものではないか。」

と云ふ意味の不當なる言辭をさへ弄するに至つたのである。之に對し我が外務當局は十一月五日情報部長談の形式により、左の如き斷乎たる聲明を發表し、露領漁業權の本質を闡明し漁業協約締結に對するソ聯政府の反省を要望した。

「ソヴェト政府の機關紙イズヴェスチヤは十一月二日の社説に於て昨年末締結された日獨防共協定が日蘇漁業協約交渉に悪影響を及ぼした事を想起し、最近の日獨伊の親善關係は昨年の轍を繰返すものなるやに論じてゐるが、吾人は斯る言説を默過することを得ない、抑々極東ソ領水域に於ける本邦人の漁業權は、其の淵源を明治三十八年のポーツマス條約に發するもので、ポーツマス條約は大正十四年の日ソ基本條約に依つてソヴェト政府が確認して居ることは周知の事實である。而して漁業協約は漁業權の行使規定であつて漁業權の存する限り漁業協約も不斷に存続せざるべからざることは論議の餘地が無いのである。之れ現行漁業協約第十五條に條約は有効期間の終りに於て必ず修正せらるるか又は更新せらるべしと規定してある所以である、日ソ漁業協約締結の義務は嚴然たる條約上の義務であつて兩國間の一般情勢の一起一伏に左右せられ又は一般通商條約等と異り國家間の友誼の厚薄を基礎として他の問題に關聯せしめるべき筋合でない、現行の暫定取極は昨秋ソヴェト政府が一旦案文確定に迄至つた協定に署名を譲り修正商議の完結を見るに至らなかつたので、已むを得ず條約上の規定に従ひ結んだもので本年内には當然新漁業協定の成立を見ねばならぬものである、ソヴェト政府は右漁業協約の性質に鑑み其の條約上の義務を正確に履行する國際信義の立場から言つて將又日ソ國交の將來と言ふ點から言つても此の際一意新漁業協約の締結に進むべきである。」

其後十一月二十日の重光・ストモニヤフ會見に於てソ側は不當にも「昨年度の新協定案は、其後の情勢が變化したるにより其儘調印は出来ない。目下代案作成中である。」

旨提議し來つた。依つて我政府は一先づ新提案の内容を見ることとし、度々その提示方を迫つたが、矢張り種々の口實を設けて應じない。遂に年内の正式調印不可能となり、抑詰つた昭和十二年十二月三十日に至つて三度暫定協定取極の已むなきに至つた。第三次暫定協定に關する議定書は左の如くである。

日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業協約の

第三回效力延長に關する議定書

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日及び同年十二月二十八日、それぞれ署名せられたる議定書により效力延長せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業協約の存続期間は千九百三十七年十二月三十一日満了するに因り、又千九百三十七年十二月三十一日前に新條約締結せられざるべきに因り、大日本帝國及びソヴェト社會主義共和國聯邦の政府は千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業協約及び附屬文書が千九百三十八年十二月三十一日に至る迄の效力を存続すべきことを茲に協定す、右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり。

昭和十二年十二月二十九日即ち千九百三十七年十二月二十九日モスコ市に於て本書一通を作成す。

重 光 葵
ベ・ストモニヤフ

尙同時に廣田・カラハン安定漁區二百八十ヶ所の契約延長に關する手續も同様に行はれた。

昭和十一年十月末成立した新協定案は一年半の時日をかけ、我方の非常なる犠牲の下に成立したものである。然るに

ソ聯は防共協定を口實にして調印を肯んぜず、更に其後一ケ年の日子を藉して調印を督促したのであるが、その間何等折衝の誠意を示さずして放任し、期限切迫した時機に於て突如新提案を申出で、而も遂にその提案の内容すら示さなかつたのである。而して今や又々一ケ年の日子が経過せんとしてゐるのである。その不誠意、不適なること實に甚だしいと云はざるを得ない。

此間政府の交渉に呼應して、民間業者方面に於ても、露領水産組合を中心に即時正式調印の強硬態度を以て内外に呼びかけ、各水産團體のみならず、一般言論、報道機關に於ても、漁業権擁護の激烈なる輿論の高潮を見たが、此等の事實は、永く國民の胸底に培はれ來つた北洋國家權益に對する國民の深い關心を示すものでなければならぬ。

何故に暫定協定を非とし、新協定案の即時調印を主張するか。それは新協定案が既に兩國代表の合意確定を見、事實上成立してゐたこと、而も暫定協定を三度繰返すが如きは、ソ聯は條約上の嚴然たる義務を履行せず、漁業権に對して明白なる侵害行為をなすものであること等の理由から、餘りにも明瞭なことであらう。然し、協定案そのもの、内容から見ても、之れは我方の非常なる協調精神によつて成立したものである。或は讓歩によつて成立したと稱する方が寧ろ適切であるかも知れない。

漁區の安定問題を始めとし、我方當初の根本的要求は多くソ聯の拒否する所となり、又は極めて不十分に貫徹されたに過ぎない。従つて、當業者の立場より見る時は協定案には決して満足の色を表現し得ないものがあるのである。いは協定案は我方としては之以上絕對に引退がれない、最小限度の案である。この最小限度案に對して即時調印を要求することは餘りにも當然であらう。

又實際事業經營に當る當業者の側より見ても、今日の露領漁業の如き巨額なる投資を有する一大産業が、一年毎の暫定協定を以て經營を持続すると云ふことは、一般事業經營の觀念より見れば殆ど想像を許されないことであらう。その

可能なる所以は唯一重に國家權益たるがためである。然しながら事業經營上の不安を除去するには、一刻も早く新協定案を成立せしめなければならないのである。

昨年未締結された暫定協定——漁業條約及び附屬文書の效力一ケ年延長、廣田・カラハン安定協定漁區の契約一ケ年延長、ループル換算率取極の一ケ年延長は言ふ迄もなく本年十二月末を以て期限満了となる。のみならず昭和三年十ケ年の期限を以て締結された「罐詰工場經營に關する特別契約」も本年十一月末を以て期間満了となるのである。即ち本年は漁業權行使に關する一切の取極が期限に到來するのである。我々は此の秋に於て充分なる覺悟を以て正式調印の達成に邁進しなければならない。漁業權を死守し維持し、發展せしめること、之が露領漁業者に與へられた非常時局下に於ける國家への御奉公である。

附録二、日ソ漁業條約及關係文書

日露講和條約(抜萃)

明治三十八年九月五日調印
同 年十月十日批准
同 年十月十六日公布

露西亞國ハ日本海、オホーツク海及「ベリリング」海ニ漁業スル露西亞領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許シ、日本國臣民ハ日本國ト協定ラナスヘキコトヲ約ス
前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ雙方同意ス

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約(抜萃)

大正十四年二月二十日調印
同 年二月二十五日批准
同 年二月二十七日公布

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノ「ボリス」條約ノ效力ヲ完全ニ効力ヲ存続スルコトヲ約ス

千九百十七年十一月七日前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約、協約及協定ニシテ右「ボリス」條約以外ノモノハ、兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審查セラレヘク且變化シタル事案ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス
第三條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百十七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事案ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考慮シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス
右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對シテ漁業ノ貸下ニ關シ千九百二十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ

日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約

昭和三年一月二十三日調印
同 年五月二十五日批准
同 年五月二十五日公布

日本國皇帝陛下及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則

ニ關スル條約第三條ノ規定ニ從ヒ漁業條約ヲ締結スル爲メ、如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ
日本國皇帝陛下

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦駐日特命全權大使正四位勳一等 田中 都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴィチ・カラハ」及露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン・イヴァノヴィチ・ツァイス」

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ河川及入江ヲ除キ日本海「オホーツク」海及「ベリリング」海ニ於ケル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於テ鰐魚及鰐魚ノ除キタル一切ノ種類ノ魚類及水産物ヲ捕獲シ、採取シ及加工スルノ權利ヲ本條約ノ規程ニ從ヒ日本國臣民ニ許ス右例外ニ含マルルハ江ハ本條約附屬議定書(甲)第一條ニ之ヲ列舉ス

第二條 日本國臣民ハ魚類及水産物ノ捕獲、採取及加工ノ目的ヲ以テ特ニ指定セラレタル海上及陸地ニ互ル漁業ニ於テ之ニ從事スルコト自由タルヘシ右漁業ノ貸付ハ貸費ニ依リテ之ヲ爲シ日本國臣民ト「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民トノ間ニ何等ノ差別ヲ設クルコトナカルヘシ
尤モ前項ニ對スル例外トシテ兩締約國政府ノ合意アリタル漁業

ハ貸費ニ依ラシテ之ヲ貸付スルコトヲ得ルモノトス
漁業ノ貸費ハ毎年二月「ヴラヂヴォストック」ニ於テ行ハルヘク又之カ爲指定セラレタル日及場所ニ賣却セラルヘキ各種ノ漁具ノ貸付ニ關スル必要ナル細目ハ貸費ノ少クトモ二月前ニ於テ「ヴラヂヴォストック」駐留日本國領事官ニ正式ニ通知セラルヘシ

第三條 本條約第二條ノ規定ニ從ヒ漁業ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ該漁業ノ限界内ニ於テ岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スヘシ右日本國臣民ハ該岸地ニ於テ自己ノ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ行ヒ、之ヲ岸ニ引上ケ置キ自己ノ捕獲物及採集物ヲ陸揚シ、加工シ及貯藏スルコトヲ得ヘク又之カ爲該岸地ニ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ建テ又ハ之ヲ移轉スルコト自由タルヘシ

第四條 漁業ニ關シテ徵セラルヘキ税金、課金及手数料ニ付テハ日本國臣民ハ左ノ條件ニ從フヘク又如何ナル場合ニ於テモ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ニ與ヘラルル所ニ比シ不利シタル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ
(一) 漁業權ヲ有スル日本國臣民ニ課セラルヘキ營業稅ノ額ハ右日本國臣民カ捕獲シ、採取シ又ハ加工シタル魚類及水産物ノ漁場ニ於ケル價格ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルヘシ

條約ノ規定ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル通場ニ於ケル日
本人タル被使用者ノ勞働ニ適用スルニ當リ前記事實ニ適合セシ
ムルコトヲ約ス

第十四條 本條約ニ於テ特ニ規定セラレサルモ本條約第一條ニ特
定セラレタル地方ニ於ケル漁業ニ關スル事項ニ付テハ日本國臣民
ハ右地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル「ソグイェ」社會主義共和
國聯邦人民ニ與ヘラルル所ト同一ノ待遇ヲ受クルノ權利ヲ有ス
ヘシ

第十五條 本條約ハ八年間引續キ效力ヲ有スヘク且右期間ノ終ニ
於テ修正又ハ更新セラレヘク爾後本條約ハ每十二年ノ終ニ於テ
修正又ハ更新セラレヘシ

第十六條 本條約ハ批准セラレヘク又其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ
且如何ナル場合ニ於テモ之カ署名後四月ヨリ後ルコトナク東
京ニ於テ交換セラレヘシ

第十七條 本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ノ後五日ヨリ實施セラレヘシ
右證據シテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本條約二通ニ署
名調印セリ

一九二八年一月二十三日「セスコ」市ニ於テ之ヲ作成ス
田 中 都 吉 (印)

日ソ漁業條約附屬議定書(甲)
本日本國「ソグイェ」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名ス
ルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

第一條 漁業條約第一條ニ掲ケラルル例外タル入江ハ左ノ如シ
(略)

第二條 河川ト海トノ境界ニ關スル事項ニ付テハ兩政府ハ國際法
ノ原則及慣例ニ從フヘシ

第三條 漁業條約ニ依リ日本國臣民ニ許與セラレタル黒龍江海灣
(「リマン」)ニ於ケル漁業權ハ左ノ特別規定ニ從フヘシ
(一) 日本國臣民ハ「ソグイェ」社會主義共和國聯邦人民ト同
一ノ地步ニ於テ漁業ニ依リ右地方ニ於テ漁業ヲ取得スルコト
ヲ得

第四條 日本國臣民ハ漁業條約第一條ニ特定セラレタル地方ノ何レ
カノ部分ニ於ケル漁業ノ貸付ヲ申請スルコトキハ右條約第二條
ノ規定ニ依リ右貸付ヲ受クルコトヲ得但前記地方ニ於ケル漁

エ、カラ、ハン (印)
エ、ラツ、イス (印)

類ノ養殖及保護、之ニ密接ノ關係アル産業ノ取締ニ漁業ニ關
スル他ノ一切ノ事項ニ關シ「ソグイェ」社會主義共和國聯邦ニ
於テ制定セラレ又ハ制定セラレタルコトアルヘキ法律、規則及命
令ニ從フヘシ

第五條 日本國臣民間並ニ日本國臣民及「ソグイェ」社會主義共
和國聯邦人民間ノ漁業權ノ移轉ニ付テハ「ソグイェ」社會主義
共和國聯邦ノ法令ニ依リ定メラルル手續ニ從ヒ右移轉ノ申請
アリタルトキハ之カ許可ヲ與フヘシ

第六條 漁業ノ貸付期間ハ左ノ如ク之ヲ定ム
漁業條約ノ實施前既ニ開カレタルモ未ダ經營セラレザリシ漁區
又ハ實施後初テ開カレタル漁區ニ付テハ一年
一年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ三年
三年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ五年

第七條 漁業條約ノ期間ノ満了ノ日ニ於テ未ダ期間ノ満了セザル
漁業權ハ漁業條約自體ニ關シ兩締約國ノ爲スヘキ決定ノ如何ニ
拘ラス右漁業權ノ全存續期間中引續キ有效タルヘシ

第八條 漁業條約第一條ニ特定セラレタル地方ニ於テ既ニ存在スル
得ルモノトス

第九條 漁業條約ノ全存續期間中利用ノ爲開キ置カルヘシ
第十條 漁業條約第四條(一)ノ規定ニ關シテハ日本國臣民ハ左ノ
税金、課金及手数料ヲ課セラルヘシ
(一) 運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動自轉車及航海證書
ヲ具「サル」「モーター」「ボート」)ニ對スル地方課金
(二) 汽機、壓力ニ依リ運轉セラルル装置、昇降機及起重用機
械ノ検査證明書ノ手数料
(三) 現ニ都市ニ於テ實施中ナル建物ニ對スル地方課金力漁場
ノ存在スル地方ニ適用セラレヘキ場合ニハ右地方課金
(四) 「ソグイェ」社會主義共和國聯邦ノ中央官廳ニ依リ設ケ
ラレタル印紙稅、公證人手数料、裁判手数料並ニ他ノ同様ノ
税金、課金及手数料ニシテ漁區及漁場ノ設備ニ關接ノ關係ヲ
有スルモノ並ニ取引所ニ於テ行ハレ又ハ登錄セラレタル取引
ニ對シ地方官廳ニ依リ設ケラレタル地方稅金
(五) 「ソグイェ」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル
滞在及之ヨリノ出國ニ關スル領事手数料及登錄手数料
(六) 文書ノ發給又ハ證明ニ對スル領事手数料又ハ他ノ公ノ手
數料
(七) 漁區貸付契約ノ登錄手数料
(八) 森林ヨリ賣出サレタル木材ニ對スル課金
(九) 「ソグイェ」社會主義共和國聯邦ニ於ケル消費ノ爲ノ魚
類及水産物ノ賣却ヨリ生スル利益ニ對スル所得稅並ニ右魚類
及水産物ニ關スル運搬稅

第十一條 「ソグイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ

第十二條

第十三條

第十四條

特定ノ第三國ニ關シ之ニ輸出セラルル一般貨物ニ適用セラルル
キ税金ヲ變更スル場合ヲ除ク外「ソウイェ」社會主義共和國
聯邦ノ極東地方ヨリ輸出セラルル魚類及水産物ニ對シテ税金ヲ
免除スル現行法規ヲ漁業條約ノ存続期間中維持スルコトヲ約ス
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國ニ於テ加工セラ
レシテ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ニ再輸入セラルル魚
類及水産物ニ付テハ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ産物又
ハ製造品タル再輸入品ニ對シテ税金ヲ免除スル自國ノ現行規則ヲ
漁業條約ノ存続期間中維持スルコトヲ約ス
第十一條 「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民カ
餼及價值少キ他ノ魚類或ハ魚類及水産物ノ加工ノ際生スル廢棄
物ヨリ肥料ヲ製造スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セス又「ソウ
イェ」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民カ日本式方法ニ
依リ鮭鱒族ノ魚類ニ加工シ及之ヲ鹽藏スルコトニ對シ何等ノ異
議ヲ有セス
第十二條 漁業條約第八條第一項ニ掲グル航海證書ハ左ノ書類ノ
提出アリタルトキハ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ領事官
ニ依リ發給セラルヘシ
一 船舶カ方回航セントスル一箇文ハ數箇ノ漁區ノ貸付ヲ證明ス
ル書類
二 證明アル在船者名簿ニシテ在船者ノ身分證明ノ書類ヲ添附
シタルモノ
三 船舶ノ載貨力單ニ漁業條約第九條第三項ニ掲グル貨物ノミ
ヨリ成ルコトヲ證明スル書類、右書類ニハ又載貨ノ數ヲ表
示スヘシ
航海證書ニハ左ノ事項ヲ表示スヘシ
一 船名及船籍港名
二 一箇又ハ數箇ノ漁區ノ一人又ハ數人ノ借受人ノ名
三 船舶カ方回航セントスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ明示
四 載貨ノ性質及數量
五 乗組員ノ名
前記證書及健全證書ヲ具フル船舶ハ航海證書ニ記載セラレタル
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ地點ノミニ到リ及留マ
ルコトヲ得稅關ノ存在スル港ハ右船舶ニ對シテ常ニ開放セラルルハ
勿論トス
漁業條約第二條末項ニ依リ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ極
東水城ニ回航スル日本國船舶ハ特ニ指定セラレタル「ソウイェ」
社會主義共和國聯邦ノ港ノ一ニ先ツ到ルヘク同港ニ於テハ「ソウ
イェ」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ハ右船舶ニ對シ魚類
及水産物ノ捕獲採取及加工ノ爲ノ特別免許狀ヲ發給スヘシ該免許
狀ハ同時ニ航海證書ニ代用セラルヘシ該免許狀ハ又日本國ニ於ケ
ル「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ領事官ヲ經テ之ヲ受クルコ
トヲ得ヘク此ノ場合ニ於テハ右船舶ハ前記港ノ何レニモ航行スル
コトヲ要セザルヘシ
第十三條 「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ各別ノ日本國
臣民ニ貸付セラレタル漁場間ニ於ケル日本國漁船(ルイボロ
スイエ、ロドウキ)ノ個々ノ航海ニ對シ何等ノ異議ヲ有セス發
動機ヲ具フル漁船カ方船ヲ爲シ又ハ爲サスシテ航海スル場合ニ

於テハ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ヨリ許可ヲ
受クヘシ
第十四條 「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ水域内ニ於テ漁業
又ハ其ノ補助ノ任務ニ従事スル日本國漁船ハ航海日誌ノ露西語
語又ハ英吉利語ノ翻譯文ヲ具フヘシ日本國ノ航海發動機船又ハ
航海帆船ハ成ルヘク右規定ニ從フヘシ
第十五條 「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約第九
條ニ掲グル品目表ヲ作成シ及承認スルニ當リテハ日本國臣民ノ
漁業ノ實際ノ必要カ充分考慮セラルヘキコトヲ保障ス
第十六條 漁業ノ何レカノ部門ノ作業ニ適スル日本國臣民ハ總計
百人ヲ超エサル限リ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ヘノ入國
及之ニ於ケル居住ニ關スル法令及規則ニ從フニ於テハ日本國臣
民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テ越年スルノ權利ヲ有スヘシ右漁
區ニ於ケル越年ニ要スル番人ハ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦
邦人民中ヨリ之ヲ雇傭スヘシ
第十七條 蕃殖ノ爲保護ノ措置ヲ要スルコトアルヘキ魚類及水産
物ノ捕獲及採取ニ對シテハ右捕獲及採取ノ數量ヲ限定スルコト
アルヘキ標準ハ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ
極東ニ於ケル「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ河海兩方面ニ
於ケル右魚類及水産物ノ蕃殖ノ實際ノ傾向ヲ考慮シ基礎トシテ
決定セラルヘシ
日本國臣民ニ貸付セラレタル一切ノ漁區ニ於テハ河口ニ最接近
セル漁區ヲ除クノ外建網ノ使用ヲ許サルヘシ又河口ニ最接近セ
ル漁區ニ付テハ曳網ヲ以テスル漁業ヲ該漁區ニ於テ行ヒ得サル
コト判明シタル場合ニ於テ建網ノ使用ヲ許サルヘキコトヲ約ス
何レノ漁區ニ於テモ「ウインチ」「エスカレーター」「コン
ブ」「エーヤ」「キヤブスタ」「プロック」又ハ漁業ノ作業ヲ容易
ナラシムル其ノ他ノ器具、機械及設備ノ使用ニ對シ何等ノ制限
ヲ加ヘザルコトナカルヘシ
第十八條 漁業條約及同條約附屬文書中ニ於テ使用セラルル「日
本國臣民」及「ソウイェ」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ
夫々日本國及「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ公私ノ企業ヲ
含ミ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ特別ノ特
遇ヲ享ケル地方農民及地方漁民ヲ含マサルモノトス又漁業條約
第四條及本議定書第九條ニ特ニ規定スル事項ニ付テハ「ソウイ
ェ」社會主義共和國聯邦ノ國營企業及「コオペラティヴ」組合
ハ特別ノ地位ヲ與ヘラルモノトス
第十九條 「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存
続期間ノ第一年ニ於ケル漁區ノ競賣ノ行ハレタル後何時ニテモ
漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ在ル漁區
ノ貸付ヲ該部分ニ現ニ定住シ又ハ定住スルコトアルヘキ地方農
民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラスシテ許付スルコトヲ得右許與
ハ漁業條約ノ存続期間中引續キ二年間本議定書第四條ニ掲グル
申請ナキ地方又ハ右許與ノ直前引續キ三年ヲ超ユル期間中競賣
人ナキ漁區ニ付テミ之ヲ與フルコトヲ得
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ノ爲ニ開カ
レタル極東水城ニ於ケル漁業上ノ活動範圍ヲ右許與ニ依リ縮少
セシメサル爲及權限アル官憲ヲシテ日本國臣民ノ新漁區開設ノ

希望ニ副ハシムル爲必要ノ措置ヲ執ルヘシ
「ソウイェト」社會主義共和國聯邦政府ハ地方農民及地方漁民ニ
有ノ方法ニ依リ貸付セラレタル漁業カ引續キ二年間經營セラレ
サル場合ニ之ヲ貸付ニ付スルコト並ニ地方農民又ハ地方漁民以
外ノ何レカノ者ヘノ右漁業ノ轉貸又ハ移轉ヲ禁スルコトヲ約ス
地方農民及地方漁民ハ漁業條約第二條ノ規定ニ從ヒ貸付ニ依
ル漁業ノ貸付ヲ受クルコト自由タルモ斯ク漁業ノ貸付ヲ受ケタル
者ハ本條ニ依リ許與セラレ、轉貸セラレ又ハ移轉セラレタル漁業
ノ右ト同時ニ有スルコトヲ得ス
右地方農民又ハ地方漁民ノ地位ハ労働者ヲ使用スルコトナク自
己ノ生計ヲ爲シテ漁業ニ従事スル者及ノ家族ニノミ與ヘラル
ルコトヲ約ス
第二十條 漁業條約及同條約附屬文書中ニ使用セララルル「魚類及
水産物ナル語ハ胆肭獸及鰐虎ヲ除ク外一切ノ種類ノ魚類、動
物、植物及他ノ水産物ヲ謂フモノトス
第二十一條 本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共
ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ且該條約ノ同一ノ存續期
間ヲ有スヘシ

日ソ漁業條約附屬議定書(乙)

本日日本國「ソウイェト」社會主義共和國聯邦國漁業條約ノ署名ス
ルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ
漁業條約第十三條ノ規定ニ鑑ミ労働ノ保護及規律ニ關スル法令及
規則ヲ漁業條約有スル日本國臣民及其ノ日本人タル被使用者ニ適

用スルニハ左ノ條件ヲ附セラルヘシ

- (一) 使用者カ自己ノ被使用者ニ對シ共ノ作業ニ必要ナル被服
及他ノ物品並ニ住居ヲ支給スルコトニ付テハ右被使用者ノ國
民ノ慣行及習俗カ相當考慮セララルヘシ
- (二) 基本賃銀ノ額ハ極東地方ノ漁業上ノ慣例ニ從ヒ日本國ノ
通貨ヲ以テ且全漁業ニ對シ之ヲ取極ムルコトヲ得被使用者カ
希望スル場合ニ於テハ右基本賃銀ノ一部ハ右被使用者ニ前拂
セラルヘシ但シ全漁業間ニ對スル右基本賃銀ハ使用者カ履修
契約ニ依リ被使用者ノ運送及給食ノ費用ヲ負擔スル場合並ニ
使用者カ所請「九」又ハ同様ノ慣行ニ依リ其ノ被使用者ニ對
シ捕獲物及採取物ノ一定ノ割合ニ相當スル特別給與ヲ與フル
場合ト雖モ一月十五回ニ相當スル額ヲ下ルコトナカルヘシ
右規定ハ一方最低賃金ニ關スル「ソウイェト」社會主義共和國
聯邦ノ法令並ニ他方日本國ニ於ケル經濟上及社會上ノ現狀ヲ
考量シテ採用セラレタルモノナルニ付右規定カ不適當ナルニ
至レル場合ニ於テハ新事應ニ適應セシムル爲兩政府間ノ合意
ニ依リ必要ナル更正ヲ爲シ得ルコトヲ約ス
- (三) 漁場ニ於ケル労働時間ハ原則トシテ一日八時間トスルモ
漁業ノ性質ニ鑑ミ且季節的労働ニ於ケル労働條件ヲ規定スル
「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ使用者ハ全漁
業ニ對シテモ労働時間及賃金ニ付労働人民委員部ノ權限アル
地方機關ト取締ヲ爲スニ於テハ其ノ被使用者トノ合意ニ依リ
之ヲシテ一日八時間ヲ超ヘ労働セシムルコトヲ得
尤モ漁業作業ニ於ケル労働ニ付テハ漁業中何時タルノ間ハス

魚類カ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テ被使用者ノ同意アルトキ
ハ正規ノ時間外休日及夜間ニ於テ之ヲシテ労働セシムルコト
ヲ得ヘク之カ爲労働人民委員部ノ前記機關ト何等ノ取締ヲ
要スルコトナカルヘシ

確證作業ニ於ケル労働ニ付テハ前項ハ魚類カ大群ヲ成シテ來
ル場合ニ於ケル捕獲物ノ蓄積過多ニ因リ、生産物ノ品質低下
ヲ防クル爲超過労働ヲ必要トスル場合ニ限リ適用セララルヘシ
但シ當該使用者ハ超過労働ニ關シ使用者及被使用者間ニ爲サ
レタル合意ノ條件ヲ成ルヘク連日如何ナル場合ニ於テモ當
該年ノ漁季ノ終了前ニ地方労働機關ニ通知スヘシ

(四)イ) 使用者カ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ
從ヒ社會保險料ヲ支拂フノ義務ヲ負フ場合ニ於テハ其被使
用者(日本國ニ歸還シタル後ニ於テモ)又ハ日本國ニ在ル其
ノ家族(「ソウイェト」社會主義共和國聯邦人民又ハ「ソウ
イェト」社會主義共和國聯邦内ニ居住スル其ノ家族ト同一
ノ權利ヲ享有スヘシ

(ロ) 社會保險金額カ日本國ニ居住スル日本國臣民又ハ其
ノ家族ニ支拂ハルヘキ場合ニ於テハ右社會保險金額ハ漁
季ニ對シテ社會保險料カ支拂ハレタル後四月以内ニ「ソ
ウイェト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ該政府ノ日本
國駐在領事官ヲ經テ右日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハ
ルヘシ

(ハ) 社會保險ニ關スル一切ノ計算及支拂ニ於テハ時間ニ
依ル爲格相場ノ代リニ日本國及「ソウイェト」社會主義共
和國聯邦ノ各通貨ノ純分比價ニ依ルヘシ

(ニ) 使用者ノ社會保險上ノ義務ハ左ノ三種ノ場合ニ限ラ
ルヘシ

- 一 被使用者カ一時労働能力ヲ失フトキ
 - 二 被使用者カ事故ノ爲發疾ト爲リ又ハ死亡スルトキ
 - 三 被使用者カ醫療ヲ必要トスルトキ
- (ホ) 使用者ハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ衛生官
憲トノ合意ヲ以テ醫療ノ供與ヲ引受クル場合ニ於テハ
(ニ)ノ三ノ場合ニ對シテ保險料ノ支拂ヲ免除セラルヘシ
使用者ノ團體又ハ他ノ組織カ「ソウイェト」社會主義共和
國聯邦ノ社會保險中ニ規定セララルル所ニ比シ被使用者ノ
爲同等又ハ有利ト爲ルヘキ救恤措置ヲ、日本國官憲ニ依
リ承認セラレタル規則ニ從ヒ引受クル場合ニ於テハ使用
者ハ(ニ)ノ一及二ノ場合ニ對シテ保險料ノ支拂ヲ免除セ
ラルヘシ
- (五) 被使用者カ自己ノ意思ニ依リ契約ヲ取消シタルトキハ右
被使用者ハ漁場ヨリ日本國ヘノ旅費ヲ負擔スヘキコトヲ履修
契約中ニ規定スルコトヲ得但シ使用者ハ被使用者ノ日本國ヘ
ノ乗船ニ對シ責任ヲ負フヘキモノトス
- 使用者ハ其ノ漁場ニ於テ被使用者ヲ解雇シタルトキハ右被使
用者ノ日本國ヘノ歸還費ヲ支拂フヘシ
- 使用者又ハ被使用者カ被使用者ノ日本國出發前ニ相當ノ事由
ナクシテ履修契約ヲ履行セサル場合ニ於ケル賠償金ノ支拂ニ
關シ右履修契約中ニ一ノ規定ヲ挿入スルコトヲ得ルハ勿論ト
ス

本議定書ノ規定ハ兩政府間ニ爲サルルコトアルヘキ合意ニ依リ變

更セラレ又ハ補足セラルヘシ
本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレ
タルモノト看做サルヘク且該條約ト同一ノ存続期間ヲ有スヘシ

日ソ漁業條約附屬議定書(丙)

(昭和三年五月二十六日
外務省告示第六十三條)

本日日本國ソウヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名ス
ルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ
漁業權ヲ有スル日本國臣民カ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方
ニ於テ漁業工場ヲ設置シ及經營スルコトニ付テハ左ノ條件ヲ附セ
ラルヘシ但シ漁業工場ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ日本國臣民ハ
ソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ私人又ハ私企業ニ對シ與ヘラ
ルル所ニ比シ不利ナル地位ニ置カルコトナカルヘシ
(甲) 釐金ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テハ右日
本國臣民ハソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ
豫告ヲ爲シ且本議定書(一)(二)(三)(六)(七)及(九)
規定ノ適用ヲ受クルコトヲ條件トシテ其ノ貸付期間ノ漁季中漁
業工場ヲ設置シ及經營スルコトヲ得
(乙) 日本國臣民カ所有スル漁業工場ニシテ漁業條約ノ締結ノ當
時現ニ存在スルモノノ經營ニ付テハ左ノ條件ニ從ヒソウヴェト
社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ト關係日本國臣民トノ
間ニ特別契約ヲ締結スヘシ
(丙) 日本國臣民ハ其ノ漁業工場ノ規模及設備ノ變更ヲ爲スコ

(四) (三)ニ掲ケラルル漁業工場ニ關スル特別契約ノ期間ハ十
年トス
右特別契約ノ期間ノ満了後漁業工場ニ關シ執ルヘキ措置ニ付
テハ兩政府ハ漁業條約ノ改訂ニ關スル商議ノ際又ハ右期間ノ
満了ノ一年前ニ於テ之カ商議ヲ爲スヘシ

(五) (四)ニ掲ケラルル特別契約ヲ締結セント欲スル日本國臣
民ハ日本國政府ニ依リソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ權
限アル官憲ニ推薦セラルヘシ

(六) 漁業工場ノ經營ニ對スル特別報償金(ドリニヴオエ、オ
ツチスリニエニエ)ハ關係漁業工場ニ於テ加工セラレタル魚類
及水産物ノ實際ノ數量ニ對シ左ノ率ニ依リソウヴェト社會
主義共和國聯邦ノ金貨幣ヲ以テ計算セラルヘシ

一 紅鮭ニ對シテハ一函ニ付テ二十「コベツク」

二 銀鮭、鱒ノ助及鮭ニ對シテハ一函ニ付テ十六「コベツク」

三 鱈ニ對シテハ一函ニ付テ九「コベツク」

四 鱈ニ對シテハ一函ニ付テ四「コベツク」

右ニ關シテハ報償品一函ハ各一ポンド入ナル銀四十八箇又ハ
各半ポンド入ナル銀九十六箇ヲ包含スルモノトス

右特別報償金ハ之ニ對シ課セラルヘキ税金、課金及手数料ト
共ニ毎年十二月中ニ支拂ハルヘシ

特別報償金ノ前記ノ率ハ當該商品ノ現在ノ市價力著シク變動
シタル場合ニハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得
(七) 税金、課金及手数料ニ付テハ漁業條約第四條ノ規定及同

ト自由タルヘシ但シ右日本國臣民ハ右變更ヲ爲シタルトキハ
ソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ規則ニ依リ定メラレタル
手續ニ從ヒソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲
ニ之カ通知ヲ爲スヘシ尚日本國臣民ハ他ノ借受人ニ許與セラ
レタル漁區ヨリ右漁業工場へ魚類及水産物ヲ運搬シ又ハ之ニ
加工スルコトヲ禁止セラレ又ハ制限セララルコトナカルヘシ

(二) 漁業工場ノ存在スル漁區ニ於ケルソウヴェト社會主義
共和國聯邦ノ政府又ハ人民ニ屬セサル一切ノ財産ハ特別契約
ノ期間ノ満了後他ノ漁區ニ若ハソウヴェト社會主義共和國
聯邦外ニ關係日本國臣民ニ依リ運搬セラレ又ハソウヴェト
社會主義共和國聯邦ノ政府ノ許可ヲ得テソウヴェト社會主義
共和國聯邦ノ領域内ニ於テ賣却セララルコトヲ得右財産ハ右
契約ノ期間ノ満了後一年以内ニ前記ノ如ク處分セラレサルト
キハ無償ニテソウヴェト社會主義共和國聯邦政府ノ所有ニ
歸スヘシ

(三) 現ニ存在スル漁業工場ノ經營ニ付テハ各締約工場ニハ該
工場ノ存在スル漁區及附近ニ在ル他ノ一漁區ヲ配屬セシム
ヘク右兩漁區ハ共ニ漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ釐金
ニ依リシテ貸付セラルヘシ

日本國臣民カ漁區内ニ漁業工場ヲ設置スル爲メ漁業條約第二條
第二項ノ規定ニ從ヒソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ權限
アル官憲ニ對シ右漁區ノ貸付ヲ申請スル場合ニ於テハソウ
ヴェト社會主義共和國聯邦政府ハ事情ノ許ス限り右貸付ヲ
許與スルノ目的ヲ以テ日本國政府ト商議スルコトニ同意スヘ

條約附屬文書ノ規定ヲ適用ス右ニ關シテハ右附屬文書中ニ使
用セラレタル「報償金」ナル語ハ漁區ノ貸付ニ對スル報償金及
六ニ規定セララルル漁業工場ノ經營ニ對スル特別報償金(ドリ
ニヴオエ、オツチスリニエニエ)ヲ包含スト解セラルヘキモノ
トス

(八) (三)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償
金ノ額ヲ決定スル爲メ左ノ方法ヲ採用スヘシ
釐金ニ依リ貸付セラレ且該漁業工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近
キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケル同種類ノ魚類ノ捕獲セラ
ルモノノ成ルヘク總計四箇年ノ三年毎ニ取リテ之ヲ標準ト爲シ
右漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ合計ヲ右漁區ノ漁獲標準高ノ
合計ヲ以テ除シテ得タル商ラ基本單位ト看做スヘク、當該報
償金ハ右基本單位ニ當該漁區ニ割當テラルル漁獲標準高ヲ乘
シテ之ヲ算出シソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ金貨幣ヲ
以テ表示スヘシ

(九) 漁業工場及漁區ノ經營ニ關スル一切ノ事項ニシテ本議定
書ニ特ニ規定セラレサルモノニ付テハ漁業條約及同條約附屬
文書ノ規定ヲ適用スヘシ

(十) 現ニ存在スル漁業工場ニ關スル特別契約ヲ締結スル爲メ關
係日本國臣民ハ本議定書ニ依ラスシテ取得セントスル漁區ヲ
明ニ表示シテソウヴェト社會主義共和國聯邦ノ權限アル官
憲ニ對シ商議ノ開始ヲ成ルヘク速ニ申請スヘシ

商議ハ漁業條約ノ實施後二月以内ニ結了セラルヘシ

(十一) 右商議カ所定ノ期間内ニ結了セラル場合ニ於テハ關係

日本國臣民ハ本議定書(乙)ノ規定ヲ基礎トシテ兩政府間ニ協
定セラレヘキ取極ニ從ヒ關係漁區ニ於ケル漁業工場ノ經營ヲ
繼續スルコトヲ得前記商議ハ爾後六月以內ニ成ルヘク終了セ
ラルヘシ

日本國臣民ノ所有スル漁業工場ニシテ漁業條約ノ締結ノ當時
現ニ存在スルモノニ關スル特別契約カ何等カノ理由ニ依リ締
結セラレサルカ又ハ締結セラレタル特別契約カ無効ト爲リタ
ル場合ニ於テハ一箇又ハ數箇ノ當該漁業工場ニ制當テラレタ
ル漁區ハ其ノ利用ノ繼續ヲ保障スルノ目的ヲ以テ競買ニ付セ
ラルヘキハ勿論トス

本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレ
タルモノト見做サルヘク且該條約ト同一ノ存続期間ヲ有スヘシ

日「ソ」漁業條約附屬最終議定書

本日日本國「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦
約附屬ノ議定書(甲)及議定書(乙)ニ署名スルニ當リ日本國及「ソ
ウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ聲明ヲ爲セリ

第一部

一 漁業條約第二條ニ關スルモノ

(甲) 漁業條約第二條第一項ノ規定ニ關シ「ソ」ウイェト「ソ」ウイ
エト社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(乙) 既ニ經營セラレタル漁區ノ競買ニ於ケル最低價格ハ平
常ノ狀態ノ下ニ於テハ前同ノ競買ニ於ケル最低價格ヲ標準
ト爲シ決定セラレヘク前同ノ競買後右漁區ノ經濟上ノ價值

ニ何等カノ變動アリタル場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ之ニ
應ジテ調節セラレルコトヲ得ルモノトス利用ノ爲新ニ開カ
レタル漁區ノ場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ附近ノ漁區ニ對
シ支拂ハル報償金ト該漁區ニ制當テラレタル漁獲標準高
トノ割合ヲ標準ト爲シ決定セララルヘシ

(丙) 競買ニ於テ競買者ナカリシ漁區ニ付テハ其ノ最低價格
ハ競買後直ニ公表セララルヘク且右漁區ノ次回ノ競買ニ付ス
ルニ當リテハ競買人ニ對シ成功ノ好機會ヲ與フルノ目的ヲ
以テ其ノ最低價格ノ決定ニ付相當ノ考慮ヲ加フヘシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(丁) 漁業條約第二條第二項ノ規定ニ關シ日本國及「ソ」ウイ
エト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコト
ヲ聲明ス

(一) 「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存
續期間中其ノ國營企業ニ對シ該企業自ラノ利用ノ爲競買ニ
依ラス且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項ニ規定セル
ル貸付期間ヲ以テ該條約第一條ニ特定セルル地方ニ存在
スル漁區ノ貸付ヲ許スルコトヲ得該漁區ノ魚類ノ捕獲ニ
當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右貸付ノ許與ハ漁獲標準
高カ右漁業條約ノ實績ノ時ニ於ケル漁獲標準總高ノ約百分
ノ二十ニ相當スル合計二百萬「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト
ラルヘキモノトス右以外ノ魚類及水産物ノ捕獲又ハ採取ニ
當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右許與ハ捕獲物及採集物
ノ合計カ各魚類及水産物ノ捕獲物及採集物ノ總高ノ百分ノ

二十ニ相當スル漁區ニ限ラルヘシ

(二) 國營企業カ自ラ前記限度內ノ一切ノ漁區ヲ全部且完全
ニ經營シタル場合ニ於テ「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦
政府カ提案スルトキハ兩政府ハ右企業ニ對シ許與セララルヘ
キ漁區ノ標準高及漁獲ノ數ノ増加ニ關シ更ニ商議ヲ爲スヘ
シ

(三) 國營企業ニ貸付セララルヘキ漁區ヲ選定スルニ當リテハ
「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦政府ハ捕獲物及採集物ノ
種類及數量ニ從ヒテ分類セララルル漁區ノ各部類ニ對シ前記
(一)ニ掲ケラルル歩合ヲ制當ツルノ原則ニ成ルヘク從フヘ
ク且「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦政府ハ關係日本國臣
民カ有スルコトアルヘキ合理ノ希望及千九百二十七年即チ
漁業條約ノ締結ノ爲ノ商議ノ時ニ於テ國營企業ノ經營セル
漁區カ當時利用ノ爲貸付セラレタル一切ノ漁區ノ百分ノ二
ヲ超エ日本國臣民ノ經營セル漁區カ其ノ百分ノ八十ヲ超
エタルノ事實ヲ相當考慮シ右選定ニ關スル最終ノ決定ヲ爲
スニ先チ日本國政府ト協議スヘシ

(四) 競買ニ依ラスシテ國營企業ニ貸付セララルコトニ定マ
レル漁區ニシテ國營企業カ實際ニ經營セルモノハ一年以
上貸付ノ爲當該年度ノ漁季前適當ノ時期ニ於テ競買ニ付セ
ラルルカ又ハ地方農民及地方漁民ニ競買ニ依ラスシテ貸付
セララルヘシ各貸付セラレタル漁區ハ國營企業ニ依リ經營セ
ラルルモノト看做サレサルヘキハ勿論ナリトス

(五) 漁業條約及同條約附屬文書ニ關スル限り「國營企業」ナ

ル語ハ資本ノ過半額カ「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦又
ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ニ依リ投資セ
ラルタルカ又ハ理事ノ過半數カ右機關ニ依リ任命セラレタ
ル一切ノ種類ノ企業ヲ謂フモノト解セラルヘシ右部類ニ屬
セル企業ニシテ右機關カ何等カノ形式ニ於テ參加スルモ
ノ又「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦ニ於ケル各種ノ地
方行政組織ノ或機關カ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハス全部又
ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和
國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業カ競買ニ參加スルヲ
得ヘキ又ハ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類
ニ包含セララルヘキヲ決定スル爲日本國政府ト協議スヘシ但
シ何レカノ企業ニシテ「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主義共和國聯邦
之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方組織ノ機關ト
ノ普通ノ商取引中ニ於テ後者ニ對シ債務者ノ地位ニ立チ又
ハ其ノ持分ノ小部分カ一時後者ノ所有ニ歸スルコトアルヘ
キモノハ右規定ノ範圍外ニ在ルモノト看做サルヘシ

(六) 漁業條約及前記項ノ規定ニ拘ラス「ソ」ウイェト「ソ」ウイェト社會主
義共和國聯邦政府ハ黑龍江海灣(リマン)ニ於テ開カレ又
ハ開カラルコトアルヘキ漁區ヲ其ノ數ニ關係ナク競買ニ依
ラスシテ國營企業及各種ノ「コ」オ「ベ」ラ「テ」イ「ウ」組合並ニ地方
農民及地方漁民ニ貸付スルコトヲ得

尤モ黑龍江海灣(リマン)ニ於ケル魚類カ著シク増加シタ
ル場合ニ於テハ又本規定ハ兩政府間ノ合意ニ依リ之ヲ變更
シ得ルコトヲ約ス

(丙) 漁業條約第二條末項ノ規定ニ關シ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス
(一)「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民カ漁業條約第二條末項ニ掲ケラルル免許狀ヲ受クルニ付準備スヘキ規則ヲ近キ將來ニ於テ發スルノ意圖ヲ有ス
(二)「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業ニ從事スル日本國臣民ニ對シ捕鯨ノ爲ノ根據地トシテ五倍ヲ超エサルル數ノ陸上地區ヲ貸付スルノ用意ヲ有ス
日本全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
二 漁業條約第三條ニ關スルモ
漁業條約第三條ノ規定ニ關シ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス
(一) 漁區ノ陸上區域カ傾斜急ナルカ若ハ沼地ナルカ又ハ狭小ナル爲漁業ニ必要ナル設備ヲ施ス能ハサルコト列明スルトキハ附近ニ於ケル岸地ノ貸付ヲ申請スルコトヲ得「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右申請ヲ許可スヘシ
(二) 漁業作業ニ於テ生スル廢棄物ハ之ヲ沖合ニ投棄スルコトヲ得
(三)「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ漁業ニ必要ナルトキハ漁區外ヨリ木材、燃料及水ヲ得ル爲メ申請ヲ許可スルニ付何等ノ異議ヲ有セザルヘシ右ニ關シ要スルコトアルヘキ費用及課金ハ關係者ニ依リ支拂ハルヘキハ勿論トス
(四) 漁業條約第三條ノ規定ニ從ヒ建テラレタル建物、倉庫、小屋及乾燥場ハ當該漁區ノ貸付期間ノ満了後一年以内ニ之ヲ除去スルカ又ハ右漁區ノ新借受人ニ移轉スヘシ
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
三 漁業條約第四條及第十條並ニ議定書(甲)第九條ニ關スルモ
「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス
(一) 魚類及水産物ノ「漁場ニ於ケル價格」ノ決定ハ日本國又ハ何レカノ第三國ニ於ケル右商品ノ各種類ノ主要ナル市場ニ於ケル當該種類ノ平均價格ヨリ運賃及運送ニ關スル他ノ費用ヲ扣除シテ之ヲ爲スヘシ
尤モ個々ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水産物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルヘシ
(二) 漁業條約第十條第一項前段ニ掲ケラルル日本國臣民ノ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ヨリノ出國ニ關スル領事手續ハ右日本國臣民カ團體查證ノ爲提示セラレタル名簿ニ包含セラルル場合ニ於テ一人ニ付五十五「コペツク」ノ割合ト定メラルヘシ又右日本國臣民ノ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル滞在ニ對スル登錄手續料ハ一人ニ付十「コペツク」トス
(三) 前項ニ掲ケラルル者ヲ除キ日本國臣民(議定書(甲)第九條ニ掲ケラルル者ヲ含ム)ニ對スル領事手續料及登錄手續料ハ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ノ領域ニ到ル外國人ニ適用セラルル一般規則ニ從ヒ課セラルヘシ
(四) 漁區ノ貸付契約ニ對シ登錄手續料ハ當該漁區ニ對スル報償金ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルヘシ

(五) 漁區並ニ漁區ニ遺留セララルコトアルヘキ設備及私有品ノ相續ニ關スル問題ハ死者カ日本國臣民タル限り日本國政府トノ特別取極ノ目的タルヘシ
(六) 議定書(甲)第九條ノ規定ハ同條ニ掲ケラルル税金及課金及手数料ノ何レカノ用語ノ變更ヲ妨グルモノト解セラレサルヘシ但シ右ニ依リ變更セラレタル税金、課金及手数料ハ以前ト同一ノ性質ヲ保持スルコトヲ要ス
(七)「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ニ於テ購入セラレタル物件ニ對スル消費稅及輸入稅並ニ漁場外ニ於テ行ハレタル行爲ニ關シ徵收セラルヘキ税金及課金ハ日本國臣民ノミニ負擔セシメラレサル限り漁業條約第四條ノ範圍外ニ在ルモノト看做サレ一般規則ニ從ヒ日本國臣民ニ課セラルヘシ
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
四 漁業條約第六條ニ關スルモ
(一)「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第六條中ニ使用セラレタル「國籍」ナル語ハ露西亞語ノ「グラジユダ」ニストウオ」及「ボツダ」ニストウオ」ニ相當スト解セラルヘキコトヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
(二) 日本國及「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス
漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ能フ限り且日本人タル勞働者ニ適用セラルルト均シキ條件ノ下ニ「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦人民タル勞働者ヲ既ニ使用シ且之ヲ使用スルノ用意ヲ

ノナル限リ漁業権ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソウイェト」
社會主義共和國聯邦ノ人民若シテ各種ノ企業ヨリ右魚類及水産
物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由ナルヘシ
(五) 漁業権ヲ有スル日本國臣民カ其ノ魚類及水産物ヲ「ソウ
イェト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以
テ販賣セント欲スルトキハ毎營業年度ニ於ケル右販賣及其ノ
數量ニ關シ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方
官憲ト取極メ爲スヘシ右日本國臣民カ右魚類及水産物ヲ地方
住民ニ販賣スル場合ノ如ク個々ニ行フ小量取引ニ付テハ右取
極メ要スルコトナカルヘシ
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
七 漁業條約第九條及第十條ニ關スルモ
「ソウイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第九條及
第十條ノ規定ハ日本國臣民ヲシテ密輸出ヲ防止スル爲適當ナ
ル措置ノ適用ヲ免レシメサルハ勿論ナルコトヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ト同一ノ意見ヲ有スルコトヲ聲明ス
八 漁業條約第十三條及議定書(二)ニ關スルモ
日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ漁業條
約第十三條ノ規定及同條約附屬議定書(乙)ノ規定ハ「議定書(甲)」
第十六條ニ掲ケラルル者ニ對シ何等ノ適用ナク、右ノ者ニ付テ
ハ勞働ノ保護及規律ニ關シ制定セラレ又ハ制定セララルコトア
ルヘキ法令及規則カ總テ適用セララルコトヲ約ス
九 議定書(甲)第一條ニ關スルモ
日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ議定書
「ソウイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第八條
十一 議定書(甲)第八條ニ關スルモ
「ソウイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第八條
十 議定書(甲)第三條ニ關スルモ
日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如
ク協定セルコトヲ聲明ス
(一) 黒龍江海灣(リマン)ナル語ハ左ノ境界内ニ包含セラ
ル水域ヲ表示ス
北ハ「ベトロフスコエ」沙嘴ヨリ「チリウ」岬ニ引キタル直線
南ハ「ラザレフ」岬ヨリ「ボゴビ」岬ニ引キタル直線
西ハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ノ海岸線
東ハ「サガレン」ノ海岸線
(二) 議定書(甲)第三條(二)ニ掲ケラルル國籍ニ關スル制
限ハ支配人監督者等ノ如キ勞働者ノ部類ニ屬セザル者ニ對
シ適用セララルカラサルハ勿論トス
(三) 一年ヲ超スル期間ヲ以テ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國
臣民ハ右漁區ヨリ半ウエルストヲ超スル距離ニ在ル場所ニ
於テ一年未滿ノ期間ヲ以テ魚類ノ加工ニ使用セララルヘキ陸
上區域ノ貸付ヲ受ケタルコトヲ得右陸上區域及一年未滿ノ期
間ヲ以テ貸付セララル漁區ニ於テハ同所ニ於テ使用セラ
ル勞働者ニシテ實際漁撈ニ従事セザルモノノ國籍ニ付何
等ノ制限ヲ加フルコトナカルヘシ

ノ規定ハ自然力ニ原因スル漁區ノ閉鎖ノ場合ニ適用ナカルヘキ
ハ勿論ナルコトヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
十二 議定書(甲)第十一條ニ關スルモ
日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ日本國
臣民カ捕獲シタル鮭鱒族ノ魚類ノ總高申分ノ六十以下ハ之ヲ
撤法ニ依リ加工シ得ルコト及銀ヨリノ肥料ハ日本國臣民ニ貸
付セララルヘキ十箇ノ漁區ニ於テ之ヲ製造シ得ルコトヲ約ス
十三 議定書(甲)第三條ニ關スルモ
日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ三馬力
以下ノ發動機ヲ具フル漁船ハ「議定書(甲)」第十三條前段ニ掲ケラ
ルル漁船(ルイボロウマイエロドウキ)ノ部類ニ屬スルコト
ヲ約ス
十四 議定書(甲)第十七條ニ關スルモ
(一) 「ソウイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲
明ス
(イ) 各漁區ニ付定メラルヘキ漁獲標準ハ當該漁區(該漁區
カ既ニ經營セラレタル場合)又ハ當該漁區(該漁區カ新ニ開
カレタル場合)ニ最近キ漁區ノ過去ニ於ケル實際ノ漁獲高
ヲ先ツ考慮シテ之ヲ決定ス從テ日本國臣民カ右ニ依リ決定
セラレタル標準高ノ變更ヲ詳細ナル理由ヲ具シ申請スル
場合ニ於テハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右
申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右
標準高ヲ變更スルニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ
(ロ) 或漁區ニ於ケル漁獲總高カ適當ラレタル標準高ニ達
スルニ先テハ右超過高ノ揚網ノ結果トシテ右標準高ヲ超過ス
ル場合ニ於テハ右超過高ハ適法ノ漁獲ト看做サルルヘシ
(二) 議定書(甲)第十七條第二項ニ掲ケラルル建網ノ關シ日本
國全權委員ハ「建網」ナル語ハ通常ノ建網及中抜網ノナラス
所謂改良網ヲ指スト主張スルニ對シ「ソウイェト」社會主義
共和國聯邦全權委員ハ主義ニ於テ日本國全權委員ノ主張ニ反
對セス、日本國臣民ニ依リ改良網ノ使用ハ該使用カ「ソウイ
ェト」社會主義共和國聯邦ノ國營「コオベラテイグ」又ハ私ノ
漁業企業ノ何レカニ許サルトキ自働的ニ許サルヘキコトヲ
聲明ス
十五 議定書(甲)第十九條ニ關スルモ
(一) 日本國及「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ
議定書(甲)第十九條第一項ニ規定セララル期間ハ漁業條約ノ
實施前地方農民及地方漁民ニ對シ漁獲ニ依ラスシテ許與セラ
ラル漁區ニ適用ナキコトヲ約ス
(二) 議定書(甲)第十九條第一項ノ規定ニ關シ「ソウイェト」社
會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス
議定書(甲)第十九條第一項ニ依リハ引續キ三年ヲ超スル期間
中發賣ナキ漁區ハ發賣ニ依ラスシテ之カ貸付ヲ地方農民及
地方漁民ニ許與スルコトヲ得ルモ發賣ニ於テ「ソウイェト」社
會主義共和國聯邦ノ官憲ハ定ムル漁區ノ評價額ハ該
漁區ノ經濟上ノ價值及該漁區(該漁區カ既ニ經營セラレタル
場合)又ハ附近ノ漁區(該漁區カ新ニ開カレタル場合)ノ當時

ノ報償金ヲ考慮シテ決定セラルヘキモノナルニ鑑ミ且購買人
カ共ノ申込價格ヲ決定スルニ當リ同一要素ヲ考慮スルニ鑑ミ
「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ漁區
ニ對シ實際ニ購買人アル場合ニ於テモ其ノ申込價格力前記基
礎ニ依リ「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲カ
決定シタル價格ト著シク差異アルトキハ右漁區ヲ競買ニ依
ラシテ地方農民及地方漁民ニ貸付シ得ルモノト看做スノ權
利ヲ留保ス
本聲明ハ「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲カ
個々ノ漁區ニ付公正ナル評價額ヲ決定スルノ權利ヲ迄モ制限
スルモノニ非スト解セラルヘキハ勿論トス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
(三)「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)
第十九條ノ規定ハ同條末項ニ掲ケラルル地方農民又ハ地方漁
民カ單獨ニ又ハ自己ノ家族ト共ニ自ら漁業ニ従事スル場合ニ
於テ二人以下ノ労働者ヲ使用スルヲ妨ケサルコトヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
十六 議定書(乙)(三)ニ關スルモ
「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ被使用者カ希望ス
ルニ於テハ被使用者カ被使用者ニ支拂ハルヘキ一切ノ種類ノ賃銀
及特別給與ヲ日本國ニ於テ支拂フコトヲ得ルハ勿論ナルコトヲ
聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
十七 議定書(乙)(三)ニ關スルモ

「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス
(一) 日本人ノ漁業ニ於ケル追加労働ノ賃銀ハ漁業ノ平常ノ狀
態ノ下ニ於テハ概シテ全漁季ニ對シ基本賃銀ノ百分ノ五十
ニ相當スヘシトノ見解ニ對シ何等ノ異議ナカルヘシ
(二) 右(三)ニ掲ケラルル「労働人民委員部」地方機關ナル語
ハ「ハバロフスク」ニ在ル機關ヲ指シ又「ソヴイェト」社會主義
共和國聯邦政府ハ右機關ニ對シ日本人ノ漁業企業ニ最有利ナ
ル條件ヲ以テ該企業ト右(三)ニ掲ケラルル取極ヲ爲スコトヲ
命スル必要ナル訓令ヲ發スヘシ
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
十八 議定書(乙)(四)ニ關スルモ
「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右四ノ二ニ掲ケラ
ルル三種ノ保險ノ全部ニ對シ保險料ハ被使用者ニ支拂ハルヘ
キ賃銀ノ百分ノ八・三トシ且將來變更セラルルコトアルヘキコ
トヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス
(註) 保險料ノ百分ノ八・〇ニ變更ノ旨昭和四年七月十五日附
「ソ」聯邦ヨリ通告アリタリ
十九 議定書(乙)(四)ニ關スルモ
「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第一條ニ
特定セラルル地方ニ於ケル日本人ノ漁業企業ハ本最終議定書ニ
附屬スル該企業ニ對スル模範規則ヲ内部管理規則トシテ採用ス
ルヲ得ルコトヲ聲明ス
日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

第二部

日本國及「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ本日署名
セラレタル漁業條約ノ實施ト同時ニ千九百二十五年一月二十日締
結セラレタル北京條約第三條第一項ノ規定ハ完全ニ實行セラレタ
ルモノト又千九百二十七年ノ漁業條約ノ爾後何等ノ效力ナキモノト看
做サルヘキコトヲ約シタリ

第一 附屬書

日本國「ソヴイェト」社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條ニ特
定セラルル地方ニ於ケル日本國臣民ノ漁業企業ニ對スル内部管
理ニ關スル模範規則
第一條 各漁場ニ於ケル平常ノ労働日及特別ノ労働日ノ開始時及終
時ハ漁場ノ借受人ト労働人民委員部ノ權限アル地方機關トノ合
意ニ依リ定メラルヘシ
第二條 労働日ノ前記開始時及終時ハ鐘、號笛又ハ他ノ同様ノ方法
ニ依リ之ヲ被使用者ニ合圖ス
第三條 合同後十五分ヲ經過シテ就業セサル者及労働日ノ終時前
ニ離業スル者ニ關シテハ右不在ニ對シ相當ノ理由ヲ舉ケ得サル
限り右不在時間ニ對シ賃銀並ニ「九一」及他ノ形式ノ報酬ヲ削減
スルコトヲ得
第四條 正當ノ事由ニ依リ缺勤シ、遅刻シ又ハ労働日ノ終了前ニ
離業セント欲スル被使用者ハ直接ノ上役ニ通知シテ其ノ承諾ヲ
得ルコトヲ要ス
第五條 被使用者ハ食事及休息ノ爲メ中絶時間ヲ與ヘラルヘシ

第六條 被使用者ハ其ノ職務ニ關シ管理部長及役員ノ一切ノ命令ヲ
遂行スルコトヲ要ス
第七條 管理部長ハ被使用者ニ仕事ヲ分配スヘシ
第八條 仕事ノ性質上、機械工具及作業用具ヲ取扱フヘキ被使用者
ハ之ニ對シ適當ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス
第九條 管理部長ハ機械、工具又ハ作業用具カ生命及健康ニ對シ何
等ノ危険ヲ生セサル様配意シ且必要ナル豫防設置ヲ之ニ施スコ
トヲ要ス右ノ外管理部長ハ初テ就業シ又ハ初テ工具道具等ヲ受ク
ル被使用者ヲシテ其ノ使用法ヲ習得セシメ且右工具、道具等ノ
危険ナル部分及作業ノ危険又ハ有害ナル點ヲ右被使用者ニ特ニ
警告スルコトヲ要ス
第十條 機械、工具及作業用具ヲ取扱フ被使用者ハ豫防措置ヲ執
リ且最注意シテ之ヲ取扱フコトヲ要ス
第十一條 工具、機械及作業用具並ニ其ノ作業ヲ安全ナラシムル
手段ガ不良ト爲リ又ハ不適當ト爲リタル場合ニ於テハ被使用者
ハ直ニ之ヲ其ノ上役ニ通知スルコトヲ要ス
第十二條 就業中使用者ニ何等カノ事故生シタルトキハ右被使
用者ハ直ニ之ヲ其ノ直接ノ上役ニ通知シ且醫療ヲ受クル爲醫務
所ニ赴クコトヲ要ス負傷者カ自ら之ヲ爲スコト能ハサル場合ニ
於テハ其ノ同僚タル労働者ハ直ニ管理部長ニ通スルコトヲ要シ管
理部長ハ直ニ右負傷者ヲ醫務所ニ送り且之ト同時ニ事故ノ起リタ
ル當該作業ニ關シ一切ノ可能ナル豫防措置ヲ執ルヘシ
第十三條 労働人民委員部ノ特別規則ニ依リ豫見セラルル作業ノ
部門ニ於ケル被使用者ニハ特別ノ衣服及履物並ニ豫防具ヲ支給

スルコトヲ要ス極東地方ノ漁業ニ於ケル右作業ノ部門ニシテ右
特別ノ物品ヲ支給セラルヘキモノ竝ニ右物品ノ種類及数量ハ勞
働人民委員部ノ權限アル地方機關ノ承認ヲ經ルノ條件ノ下ニ漁
場ノ借受人ニ依リ決定セラルヘシ
第十四條 被使用者ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス
(イ) 喫煙ヲ禁スル旨ノ指示アル場所ニ於テ喫煙スルコト
(ロ) 何等ノ必要ナキ場合ニ作業ノ種類ヲ變更スルコト
(ハ) 定規ニ反シ機械、工具及作業用具ヲ濫ニ使用スルコト
(ニ) 就業中骨牌ヲ弄ビ、悪口シ及喧嘩スルコト
(ホ) 酩酊ノ状態ニ於テ就業スルコト
(ヘ) 管理部ノ許可ヲ得テ就業時間中及他ノ時間ニ於テ自己
ノ消費ノ爲ニ魚類ニ加工シ或ハ加工シタル魚類ヲ自己ニ需要
ニ供スルコト
第十五條 管理部ハ企業ノ必要ナル場所ニ手洗ノ爲ノ石鹸ヲ具
ル洗面臺ヲ設置スルコトヲ要ス
第十六條 住宅ノ附近及他ノ便利ナル場所ニハ充分ナル數目
ノ器ヲ備附ケテ之ヲ清潔ニ保チ且整頓シ置クコトヲ要ス
第十七條 管理部ハ就業ノ場所及被使用者ノ住宅ニ充分ナル數目
ノ便所ヲ設置シ之ヲ整頓シ且清潔ニ保ツコトヲ要ス右用途ニ充テ
ラレサル他ノ一切ノ場所ハ之ヲ使用スルコトヲ禁ス
第十八條 管理部ハ漁場ヲ清潔ニ保タルルニ衛生上一切
ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ要ス被使用者ハ同様ニ其ノ就業ス
ル場所ヲ清潔ニ保ツノ責任ヲ負フヘシ
第十九條 被使用者ハ自己ノ健康ノ爲一切ノ衛生規則及一切ノ勞
働保護規則ヲ遵守スルコトヲ要ス右規則ハ見易キ場所ニ揭示セ
ラルヘシ
第二十條 天災ニ伴フ勞働ハ企業ノ一切ノ被使用者ニ對シ義務的
ニシテ管理部ノ要求アリ次第其ノ實行セラルベキ時ノ如何ヲ問
ハス之ヲ遂行スルコトヲ要ス
第二十一條 本規則ハ一方被使用者ト他方管理部トノ合意ニ依リ
且労働人民委員部ノ權限アル機關ノ承認ヲ經ルノ條件ノ下ニ之
ヲ補正シ又ハ修正スルコトヲ得
第二十二條 内部管理規則ハ一般ニ知らシムル爲見易キ場所ニ日
本語及露西亞語ヲ以テ之ヲ揭示スルコトヲ要ス
第二附屬書
日「リ」漁業條約全權交換公文
昭和三年一月二十三日日本國「ソウイェ」社會主義共和國聯邦
漁業條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員間ニ右條約ノ規定ニ關聯
シテ左記第一號乃至第四號ノ公文ヲ交換アリタリ
第一號
(來翰)
以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソウイェ」社會主義共
和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一(一)ノ規定ニ關シ
本全權委員ハ日本國政府カ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府
ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
田中 都吉

ルノ光榮ヲ有シ候
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國臣
民ノ漁業ノ特權ニ鑑ミ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政府ハ
日本國臣民ニ課セラルヘキ營業稅並ニ議定書(甲)第九條(七)及
(九)ニ掲ケラルル税金及手数料ハ當該漁區ノ貸付ニ對スル報償
金ノ百分ノ二十八ニ相當スル抵代稅ノ形式ニ於テ支拂ハルヘク
該支拂ハ右報償金ト同時ニ且同一方法ニ依リ爲サルヘキコトニ
同意ス
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
田中 都吉
日本國全權委員 田中 都吉
第一號
(往翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリ本日附ノ左ノ
書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候
「以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソウイェ」社會主
義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬議定
書(甲)第九條ノ規定ニ關シ本全權委員ハ本國政府ノ爲ニ左ノ如
ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國
臣民ノ漁業ノ特權ニ鑑ミ「ソウイェ」社會主義共和國聯邦政
府ハ日本國臣民ニ課セラルヘキ營業稅並ニ議定書(甲)第九條
(七)及(九)ニ掲ケラルル税金及手数料ハ當該漁區ノ貸付ニ對
シテ左記第一號乃至第四號ノ公文ヲ交換アリタリ
第一號
(來翰)
以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソウイェ」社會主義共
和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一(一)ノ規定ニ關シ
本全權委員ハ日本國政府カ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府
ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
田中 都吉
「ソウイェ」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一(一)ノ規定ニ關シ
本全權委員ハ日本國政府カ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府
ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
田中 都吉
日本國全權委員 田中 都吉

第二號
(往翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ
書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候
義共和國聯邦日本國開漁業條約附屬最終議定書第一(一)ノ
規定ニ關シ本全權委員ハ右規定カ「ソウイェト」社會主義共和國
聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期間中確
保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期間中漁區ノ競買ニ直接
又ハ間接ニ參加セザルノミナラス競買ニ依リ私人又ハ私企業ニ
貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國府ノ爲ニ貴全權委
員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコ
トヲ陳述致シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
「ソウイェト」社會主義「レフ、カラハン」殿 田中 都 吉
共和國聯邦全權委員

(來翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソウイ
ェト」社會主義共和國聯邦ノ「ソウイェト」カ右條約第一
條ニ特定セラレタル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セザルコ
トヲ本國府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
日本國全權委員 田中都吉殿 エル、カラハン

第三號
(往翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ
書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソウ
イェト」社會主義共和國聯邦ノ「ソウイェト」カ右條約
第一條ニ特定セラレタル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セ
ザルコトヲ本國府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコ
トヲ陳述致シ候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
「ソウイェト」社會主義「レフ、カラハン」殿 田中 都 吉
共和國聯邦全權委員

(來翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソウイェト」社會主義共和國聯
邦政府ハ千九百二十八年ノ競買後何時ニテモ兩政府ノ何レカカ提
議スルトキハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオベ
ライヴ」組合カ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ於ケル商

議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フヘキモノト爲スコト
ニ同意スル旨ヲ本國府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有
シ候商議カ次回ノ競買前相當ノ期間内ニ結了セザル場合ニ於テ執
行ルヘキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定セラレヘク候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具
千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
エル、カラハン

日本國全權委員 田中都吉殿

第四號
(往翰)
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ
書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候
以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソウイェト」社會主義共和國
聯邦政府ハ千九百二十八年ノ競買後何時ニテモ兩政府ノ何レカ
カ提議スルトキハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ
「コオベライヴ」組合カ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ
於ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フヘキモノ
ト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告ス
ルノ光榮ヲ有シ候商議カ次回ノ競買前相當ノ期間内ニ結了セザ
ル場合ニ於テ執行ルヘキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定
セラレヘク候
本全權委員ハ日本國政府カ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府
ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候
本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコ」ニ於テ
「ソウイェト」社會主義「レフ、カラハン」殿 田中 都 吉
共和國聯邦全權委員

千九百十七年漁業協約改訂ニ關スル
日本國及「ソウイェト」聯邦開會
議錄
千九百十七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソウイェト」社會主義
共和國聯邦ノ全權委員開會議第七回會議錄(日本文及露西亞文ヲ
以テ作成)左ノ如シ
第七號
千九百二十八年一月二十三日午後八時三十八分莫斯科ニ於テ
開會
「エル、エム、カラハン」氏議長ト爲ル
列席者
「ソウイェト」聯邦全權委員 「エル、エム、カラハン」
「エム、イ、ライツイス」
日本國全權委員在莫斯科日 田中 都 吉
本國特命全權大使
「ソウイェト」聯邦外務人民委員「ゲ、ウニ、チエーリン」
「ソウイェト」聯邦最高經濟會議幹部會委員「エス、イ、アラ
ロフ」
「ソウイェト」聯邦外務人民委員部經濟法制部長「ア、

ウエ、サバニ、同様東部長「ベ、エ、メ、メ、リ、ニ、コ、フ」
委員

「エ、ア、ハ、コ、ル、カ、ノ、フ、ス、キ、ー、」
「エ、ア、ア、エ、ル、ガ、ム、イ、シ、エ、フ、」
「エ、ム、ア、カ、ザ、コ、フ、」
「エ、ム、エ、ス、ガ、リ、ベ、リ、ン、」
「ゲ、デ、テ、イ、ホ、ノ、フ、」
「合、議、書、記、官、イ、ニ、ウ、ア、レ、ム、チ、エ、ク、」

酒匂秀一、杉下裕次郎、島田正晴、西春彦、官川船夫、
越田徳次郎、橋本實斐

本日ノ本會議ニ於テ日本國及ソウイェト「聯邦全權委員」ハ
共同シテ次ノ文書ヲ點檢セリ

一 日本國及ソウイェト「聯邦開漁業條約」
二 議定書三通即チ議定書甲、議定書乙及議定書丙
三 最終議定書一通及其ノ附屬書二通
四 交換公文四件

全權委員ハ右文書ニ記載セラレタル條文及規定ニ付合意ニ達シタ
ル後當該文書ニ正式ニ署名調印セリ
全權委員ハ前記文書ニ署名スルニ當リ夫々次ノ陳述ヲ爲セリ右陳
述ノ英文ハ本會議録ニ添附ス

漁業條約第十五條ノ規定ニ關シ日本國全權委員ハ左記意見を陳
述セリ
漁業條約修正ノ商議カ前記條文ニ規定セラレタル期間内ニ終了
セザルカ如キコトアル場合ニハ兩國政府間ニ暫定取極力爲サル
ヘキモノナルハ勿論トス

(一)
日本國及ソウイェト「聯邦全權委員」ハ兩國政府ノ執レノ一方ニ
於テモ其ノ他方ノ専門家ニシテ公式又ハ非公式ニ漁業關係事項
ニ付技術的又ハ科學的ノ調査ヲ爲サント欲スルモノニ對シ必要
ノ便宜ヲ供給スルノ用意アルコト及將來兩國政府ノ何レカノ一
方カ望マシキモノト認ムルトキハ右兩國政府ノ一方ハ前記調査
ニ協力セシムル爲他方ノ専門家ヲ招クヘキ旨聲明セリ

(二)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ「ソウイェト」聯邦政府カ漁業條約
國內ノ地方ニ於テ日本國臣民ノ從事スル漁業ノ大ナル經濟的意
義ヲ認メ前記條約ニ從ヒ日本國臣民ノ正當ニシテ合法的ナル利
益カ侵害セラルコトナカシムルコトニ付適當ノ考量ヲ加フ
ル用意アルコトヲ聲明ス

會議カ首尾好ク終了セルコトニ付祝辭ノ交換アリタル後會議ハ閉
會ヲ宣セリ

日本國全權委員 田 中 都 吉
書記官 宮 川 船 夫
同 書記官 富 川 船 夫
「ソウイェト」聯邦全權委員 エル、カラハン
同 書記官 ツアレムチュク

(三)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ漁業條約ノ規定ニ從ヒ經營ノ爲開
カレタル漁區カ議定書(甲)第十九條ノ規定ニ依リ競賣ニ依ラス
シテ地方農民及漁民ニ貸下ケラレタルトキハ議定書(甲)第六條
第一項ニ規定セラレタル漁區貸下期間ハ前記貸下ニ對シ適用セ
ラルヘキモノナルハ勿論ナル旨陳述セリ
日本國全權委員ハ右ニ同意セリ

(四)
日本國及ソウイェト「聯邦全權委員」ハ最終議定書第一部第十五
節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ
防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節
(甲)號(一)ノ規定ニ何等影響ヲ與フヘキモノニ非サルコトヲ同

(五)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述セリ
(二)
漁業條約附屬議定書(甲)第十條ノ規定ニ關シ「ソウイェト」聯邦全
權委員ハ日本國全權委員ノ質問ニ對シ左記ノ回答ヲ爲セリ
前記條文第一項ニ於ケル
"Except in the case when, with regard to a particular third
state or states, the duties applicable to goods in general expo-
red thereto are to be altered."
ナル文句ハ「ソウイェト」聯邦政府カ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第
三國ニ對シ關稅戰爭ヲ爲スコトアルヘキ場合ニ於テ見ルカ如キ
「ソウイェト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ已ムヲ
得サルカ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

(三)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ「ソウイェト」聯邦政府カ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第
三國ニ對シ關稅戰爭ヲ爲スコトアルヘキ場合ニ於テ見ルカ如キ
「ソウイェト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ已ムヲ
得サルカ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

(四)
日本國及ソウイェト「聯邦全權委員」ハ最終議定書第一部第十五
節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ
防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節
(甲)號(一)ノ規定ニ何等影響ヲ與フヘキモノニ非サルコトヲ同

(五)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述セリ
(二)
漁業條約附屬議定書(甲)第十條ノ規定ニ關シ「ソウイェト」聯邦全
權委員ハ日本國全權委員ノ質問ニ對シ左記ノ回答ヲ爲セリ
前記條文第一項ニ於ケル
"Except in the case when, with regard to a particular third
state or states, the duties applicable to goods in general expo-
red thereto are to be altered."
ナル文句ハ「ソウイェト」聯邦政府カ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第
三國ニ對シ關稅戰爭ヲ爲スコトアルヘキ場合ニ於テ見ルカ如キ
「ソウイェト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ已ムヲ
得サルカ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

(三)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ「ソウイェト」聯邦政府カ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第
三國ニ對シ關稅戰爭ヲ爲スコトアルヘキ場合ニ於テ見ルカ如キ
「ソウイェト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ已ムヲ
得サルカ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

(四)
日本國及ソウイェト「聯邦全權委員」ハ最終議定書第一部第十五
節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ
防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節
(甲)號(一)ノ規定ニ何等影響ヲ與フヘキモノニ非サルコトヲ同

(五)
「ソウイェト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述セリ
(二)
漁業條約附屬議定書(甲)第十條ノ規定ニ關シ「ソウイェト」聯邦全
權委員ハ日本國全權委員ノ質問ニ對シ左記ノ回答ヲ爲セリ
前記條文第一項ニ於ケル
"Except in the case when, with regard to a particular third
state or states, the duties applicable to goods in general expo-
red thereto are to be altered."
ナル文句ハ「ソウイェト」聯邦政府カ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第
三國ニ對シ關稅戰爭ヲ爲スコトアルヘキ場合ニ於テ見ルカ如キ
「ソウイェト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ已ムヲ
得サルカ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス